

全国厚生労働関係部局長会議資料
(令和5年度 詳細版資料)

令和6年1月
社会・援護局 (社会)

目 次

	頁
第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しについて	
1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて	1
2 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携	2
第2 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）	
1 生活困窮者自立支援制度の推進	4
2 緊急小口資金等の特例貸付等について	21
第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	29
2 令和6年度の生活保護基準について	30
3 就労支援の充実について	30
4 ケースワーカーの役割及び関係機関との連携	33
5 被保護者の家計改善支援等について	34
6 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について	35
7 保護施設等における適切な運営について	44
8 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	46
9 被保護者の居住支援について	50
10 被保護世帯の子どもへの支援について	51
11 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）	53
12 その他制度の適正な運用について	54
13 生活保護法施行事務監査等について	72

第4	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	
1	「地域共生社会」の実現に向けた取組について	76
2	重層的支援体制整備事業について	77
3	令和6年度予算案について	81
4	その他	85
第5	自殺対策の推進について（自殺対策推進室）	
1	自殺対策の状況等について	89
2	自殺対策について	90
第6	困難な問題を抱える女性への支援の推進について（女性支援室）	
1	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行について	106
2	令和6年度予算案について	110
3	令和6年度取組について	116
4	その他	117
第7	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）	119
第8	ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）	
1	これまでのひきこもり支援について	121
2	令和6年度取組について	121
3	就職氷河期世代支援について	123
4	ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて	123
第9	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	
1	成年後見制度利用促進の現状及び課題について	125
2	第二期成年後見制度利用促進基本計画について	125
3	令和6年度予算案について	127
4	令和6年度の都道府県及び市町村における取組について	130

第 10	福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1	福祉・介護人材確保対策について	132
2	外国人介護人材の受入れについて	163
第 11	社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉連携推進法人制度について	185
2	社会福祉法人関連の令和 6 年度予算案について	187
3	社会福祉法人制度の運営について	187
第 12	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	191
2	独立行政法人福祉医療機構について	198
第 13	地域福祉の推進等について（地域福祉課）	
1	地域福祉（支援）計画について	203
2	民生委員・児童委員について	204
3	社会福祉協議会について	210
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について	211
5	被災者に対する見守り等の支援の推進について	212
6	寄り添い型相談支援事業について	213
7	地域づくりの推進について	213
第 14	地方改善事業等について（地域福祉課）	215
第 15	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	
1	生協行政の基本的考え方について	220
2	適正な運営管理及び事業の健全な運営について	220
3	地域共生社会の実現に向けた生協の取組について	222

4	災害時の員外利用に係る取扱いについて	223
5	デジタル社会の実現に向けた取組について	223
6	その他連絡事項	224
【参考】令和6年度予算案の概要（令和5年度補正予算を含む）		226

第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて

(生活困窮者自立支援室・保護課)

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の見直しについて

生活困窮者自立支援法及び生活保護法については、平成30年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「平成30年改正法」という。）の附則第8条において、「施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。

そのため、令和4年6月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」（以下「部会」という。）において議論を行い、同年12月に「中間まとめ」が、令和5年12月に「最終報告書」がとりまとめられた。また、同月には、「生活保護制度等に関する国と地方の協議」を行い、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直しの方向性について、地方団体から意見を聴取した。

「最終報告書」においては、「中間まとめ」を踏まえた制度見直しの具体的な方向性に加えて、居住支援の充実について具体的な方向性が示された。特に居住支援に関しては、単身高齢者の増加、持ち家比率の低下等により、住まい支援のニーズが今後さらに高まることが想定されている。そのため、「全世代型社会保障構築会議」や「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」（国土交通省・厚生労働省・法務省の3省合同で開催）における議論も踏まえ、部会でも検討を深めていただいたところ。

今後は、「最終報告書」で示された方向性を踏まえ、次期通常国会に、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等の一体的な見直しのための関連法案を提出し、所要の見直しを行う予定。

なお、両制度の見直しに関する各論については、生活困窮者自立支援制度は第2を、生活保護制度は第3の2以降を、重層的支援体制整備事業は第4を参照いただきたい。

【資料掲載先】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html

生活保護制度等に関する国と地方の協議（令和5年12月5日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36760.html

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書（令和5年12月27日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html

住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk7_000043.html

2 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、一方の制度から他方の制度へ移行する者も一定数いるため、切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。また、地域の支援資源を有効活用する観点からも、両制度の事業の実施における連携強化に取り組むことは重要である。

最終報告書においては、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援については、多くの被保護者が支援を受けられるようにするため、任意事業として法定化するとともに、両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、被保護者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び居住の支援の実施に代えて、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業及び地域居住支援事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることも検討する必要があるとされた。

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度は、それぞれ独自の制度として役割を果たしてきたところであるが、一方で、両制度の共通の基盤となっている「地域共生社会」の実現・本人の「自立」に向けた支援を行うということが両制度の関係者に徹底されていくことも重要である。そのため、最終報告書では「両制度で連携して研修を実施するなどにより、相互理解を深めながら支援を進める視点も必要である。」とされた。今後、制度化に向けた検討や関係機関との調整等を進めていくことを予定しているので、御了知願いたい。

なお、両制度の連携については、これまでも、いわゆる連携通知（「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援保発第 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長及び地域福祉課長連名通知））において、自立相談支援機関は、生活保護が必要であると判断される方を確実に福祉事務所につなぐとともに、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこと等を示しているところである。加えて、平成 30 年改正法により、生活困窮者自立支援法及び生活保護法において、この取扱いを法律上も明確化したところであり、自立相談支援機関と福祉事務所におかれては、引き続き研修等の機会を活用して相互に他方の制度への理解を深めつつ、日常的に緊密な連携をお願いしたい。

【参照条文】

- 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）
（情報提供等）

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抄）
（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援制度の見直しについては、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「部会」という。）の最終報告書（令和5年12月27日公表）において、

- ・ 自立相談支援機関の機能強化（支援会議の設置の努力義務化など）
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の強化
- ・ 居住支援の強化（自立相談支援事業における住まい相談機能の明確化、シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の努力義務化、低廉な家賃の住宅への転居費用の補助など）

等について検討していくことが必要との方向性が示された。これらを踏まえた対応については、各事業等の箇所において後述する。

このほか、最終報告書においては、「特に若い世代に生活困窮者自立支援制度をはじめとする支援策が知られていない」といったことも指摘されている。生活困窮者が誰でも必要なときに支援につながるができるよう、地域住民や他分野の支援者等に対して、生活困窮者自立支援制度について積極的な周知・広報をお願いしたい。

(2) 自立相談支援事業等の補助体系の見直し

① 見直しの概要

自立相談支援事業等については、部会の中間まとめ（令和4年12月20日公表）において、「支援実績や支援の質等を考慮しつつ、地域の実情に応じて専任職員の配置も含めた適切な人員体制の確保や支援員の処遇の改善が重要」であり、「地域で必要とされる支援を適切に実施できる人員体制等の確保が可能となる仕組みの構築」が必要とされた。また、令和4年の財政制度等審議会における「令和5年度予算の編成等に関する建議」において、「支援実績に基づく仕組みに再編すべき」とされている。

これらの指摘を踏まえ、令和6年度当初予算では、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、支援実績等の現場の実情を適切に評価するとともに、支援の質の向上に向けた体制強化や取組を評価することができる補助体系へと見直しを図る。このため、令和6年度の自立相談支援事業等の国庫負担金・補助金の協議に当たっては、これらを基に実施することとなる旨を御了知願いたい。また、今回の補助体系見直しの趣旨を踏まえ、更なる支援の充実・強化及び支援の質の向上に取り組んでいただくようお願いする。

なお、令和6年度においては、経過措置を講ずる予定である旨を申し添える。

② 具体的な見直し方針

自立相談支援事業等については、現行の人口規模別に設定された基準額及び各加算について、以下の内容に見直す。

ア 基本基準額

人口規模に応じた標準的な新規相談件数をカバーする水準の基準額を設定

イ 支援実績加算

標準的な新規相談・支援の件数を上回る新規相談・支援がある場合に、当該件数に応じて基準額に加算（定額）

ウ 支援の質の評価に係る加算

支援内容の充実に向けた体制強化や取組を行う場合に、基準額に加算（定率）
<加算要件の例>

i) 良質な人材の確保

各事業において、以下の職員を2割以上配置している場合

- ・ 常勤職員・専任職員（他事業と兼務していない職員）
- ・ 有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士 等）
- ・ 経験年数が5年以上の職員

ii) 支援内容の充実のための体制強化

（自立相談支援事業）

- ・ アウトリーチ支援体制の強化（アウトリーチ支援員を配置している、又は、出張相談会を実施している）
- ・ 時間外、休日の支援体制整備（時間外・土日開所、夜間・祝日のSNS相談等）
- ・ 地域づくりの推進（支援会議を活用した地域のネットワーク構築）

（就労準備支援事業）

- ・ 既存の各種加算の要件を適用（アウトリーチ支援等推進事業加算、就農訓練事業加算、福祉専門職との連携支援事業加算、インセンティブ加算）等

（家計改善支援事業）

- ・ 司法専門職との連携、支援対象者への訪問支援、支援機関への同行支援の取組を実施

（3）自立相談支援機関の機能強化等

① 自立相談支援機関の機能強化

ア 物価高騰等の影響による支援ニーズへの対応

昨今の物価高騰等の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方などに対して、自立相談支援機関で相談への対応を行っていただいた。

自立相談支援の相談件数等を見ると、令和2年度に急増し、令和3年度は減少したものの、令和4年度もコロナ禍以前に比べると増加している状況が続いている。

	R1	R2	R3	R4 (速報値)
自立相談支援件数	24.8 万件	78.6 万件	55.6 万件	35.2 万件※
住居確保給付金支給件数	0.4 万件	13.5 万件	4.6 万件	2.4 万件※

※ R4 については、令和 5 年 11 月時点の速報値であり、今後数値の変動があり得る。

このため、令和 5 年 11 月 29 日に成立した令和 5 年度補正予算においては、NPO 法人等と連携した緊急対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図ることとしている。

具体的には、「生活困窮者自立支援の機能強化事業」として、自立相談支援員や家計改善支援員等の加配、NPO 法人等との連携強化、支援ニーズの増大に対応した地域の NPO 法人等への活動支援などのメニュー事業を設けているので、各自治体におかれては、積極的に御活用いただき、地域の実情に応じた支援体制の構築をお願いする。

当該補助金については、令和 5 年度中の事業について執行した上で、予算残額は、令和 6 年度へ繰り越すことを予定しているため、地域の実情を踏まえた柔軟な執行をお願いする。

(生活困窮者自立支援の機能強化事業におけるメニュー事業)

1. NPO 法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的とした NPO 法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域の NPO 法人等に対する支援（1 団体 50 万円上限（広域的な活動を実施する団体については 100 万円））

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

イ 関係機関と連携した債務整理の支援

特例貸付の償還に関する相談支援等を行う中で、特例貸付以外の債務の存在が判明し、生活を再建するためには当該債務も含めた整理を行う必要がある場

合には、多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会、司法書士会等の関係機関と連携した対応をお願いしたい。具体的には、多重債務や法律相談の相談窓口を案内するほか、それらの相談窓口へのつなぎや同行支援、定期的な法律相談の開催など、本事業を活用し、地域の実情に応じた必要な支援をお願いしたい。

② 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の積極的な設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、関係機関と連携し、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。

平成30年改正法では、支援を必要とする人の早期の発見・支援へのつながりを目的として、関係機関間の情報共有の場及び地域における支援体制の検討の場として、新たに「支援会議」を創設した。

最終報告書においては、支援会議の設置について「設置を努力義務化することにより、各福祉事務所設置自治体での設置の取組をより一層促進することが必要である」とされたところであり、支援会議未設置自治体においては、支援会議の設置について前向きに御検討いただきたい。

支援会議を設置する際、支援調整会議や、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）、重層的支援体制整備事業における支援会議、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に規定する孤独・孤立対策地域協議会などの既存の会議体の枠組みを活用して支援会議を設置しても差し支えない。また、公的な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進するようお願いする。

支援会議の取組の好事例については、自治体に収集の御協力をいただき、本章の巻末にそれらの一部を掲載している。支援会議の設置に向けた検討や運用において、御活用されたい。

なお、支援会議の設置・運用に当たっては、下記のガイドラインや質疑応答集も御参照いただきたい。

【参考資料】

「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成30年10月1日付け社援地発1001第15号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362601.pdf>

「「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の一部施行」（平成30年10月1日施行分）に関する質疑応答集について」（平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000362616.pdf>

イ 関係機関との連携

自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげるよう、自立相談支援機関と関係機関との具体的な連携方法については、これまで連携先ごとに通知等によりお示ししてきたところ。各自治体においては、これまでの関係通知を御確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。

なお、関係機関から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援を行うほか、事案の緊急性等を踏まえて生活困窮が疑われる方に自立相談支援機関の連絡先を情報提供する等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いする。

【連携通知の例】

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における地方自治体と公共職業安定所との更なる連携強化について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 7 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け社援地発 1001 第 10 号・国住心第 393 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」（令和 5 年 8 月 25 日付けこ支虐第 144 号・こ支家第 211 号・社援地発 0825 第 1 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）

（４）就労準備支援事業及び家計改善支援事業の促進

① 就労準備支援及び家計改善支援の促進

就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、令和 4 年度の事業実績は、就労準備支援事業では 695 自治体（77%）、家計改善支援事業では 712 自治体（79%）となっている。

最終報告書においては、生活困窮に直面している者が困窮状態から脱却するためには、収入面と支出面の両面から生活を安定させることが必要不可欠であることから、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、「全国どこに住んでいても、必要な支援を受けることができる体制の整備が重要」とされている。

各都道府県におかれては、両事業が未実施の自治体に対し、引き続き、事業の実施に向けて、必要な助言や、広域実施のための関係市町村間の調整等も含めた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対しても、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

② 就労準備支援事業や家計改善支援事業の広域実施の促進

効果的に自立に向けた支援を行っていくためには、任意事業の実施率を高め、支援メニューを増やすことが重要である一方で、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

そのような自治体の事情も踏まえ、最終報告書においては、両事業について「必須事業化を行わないとしても、自治体で効果的かつ効率的に実施されるよう、国は、事業実施に向けた自治体の支援を行うとともに、広域連携等の必要な環境整備を行うなど、全国における実施を目指すことが必要である」とされている。

各都道府県におかれては、未実施自治体同士の連携や広域実施について、下掲の他自治体の取組例や、コロナ禍を契機に広まったICTの活用例を参考としながら、任意事業の実施を推進していただきたい。

また、一時生活支援事業については、「一時生活支援事業の共同実施」に係る事業においても補助が可能となっているので、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	兵庫県加西市等3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 広域実施においては、開拓した就労体験先の共有、就労体験の共同実施、定期的な連絡会の開催などを行っている。

県主体	熊本県内 9 市 31 町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の 31 町村と 9 市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意 4 事業全てにおいて実施率が 100%。
	茨城県内 11 市	家計改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県と協定市 (11 市) で、運営会議を定期的に開催しながら広域的に共同実施を展開。 ○ コロナ禍では、オンライン面談や電話・メール相談も実施。

(5) 自治体職員や支援員向けの支援

① 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

事業の立ち上げや実施に際して専門的助言等を必要とする自治体に対し、令和元年度から、国の事業として、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うコンサルティング事業を実施している。これにより、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目指している

令和 5 年度は就労準備支援事業や家計改善支援事業の立ち上げ支援のほか、子どもの学習・生活支援事業等の多様なテーマを設けているところ、36 自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

なお、令和 5 年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	実施自治体数
就労準備支援事業 (立ち上げ支援)	9
家計改善支援事業 (立ち上げ支援)	10
就労準備支援事業 (実施上の課題解決のための支援)	7
家計改善支援事業 (実施上の課題解決のための支援)	5
子どもの学習・生活支援事業	1
一時生活支援事業	1
その他 (官民連携等)	12
合計	45

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

コンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- ・ 任意事業が未実施の自治体に対しては、実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施す

ることによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算の確保に向けた助言を実施。

- ・ 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

これまでにコンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- ・ 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた。
- ・ 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた。
- ・ 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた。
- ・ 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい。

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、引き続き事業の立ち上げ後の支援も実施するほか、子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援等の任意事業、支援会議の設置・運営等の多様なテーマを設ける方向で検討している。

なお、令和6年度も、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的にコンサルティング事業を御活用いただきたい。特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、引き続き全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことが望ましいことから、積極的にコンサルティング事業を御活用いただくよう、都道府県からも管内未実施自治体や実施に課題のある自治体への働きかけをお願いする。

また、令和6年度から、国が都道府県と相談した上で、任意事業の実施予定がない自治体等から「重点支援自治体」を選定し、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実したコンサルティング事業を行うこととしているので、御承知おきいただきたい。

② 情報共有サイトによる支援

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できるよう、令和元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設（令和5年度は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに委託）している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情

報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるよう大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員向けの限定公開としている。限定公開部分では、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みとなっており、自治体の支援事例等といった支援に役立つ情報が随時共有されている。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報など、随時掲載を依頼することが可能であるので、本サイトを積極的に御活用いただき、支援に役立つ情報の共有を図っていただきたい。

【ホームページ】 困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

（6）生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保

① 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング支援等の更なる促進

令和2年度から、都道府県等を対象に、就労体験・就労訓練先を開拓し、利用者の状態像や企業の特徴に応じた業務の切り出しの提案を行いながら、利用者と企業のマッチングを行うモデル事業を実施し、令和5年度からは本モデル事業を拡充し、マッチング後の利用者と就労体験・訓練先双方のフォローアップまでの一貫した支援の充実を図ったところである。令和6年度は、国において、これまでの都道府県を中心としたモデル収集に加えて、市町村でのモデル収集を行う予定であり、これまでの事業の実施状況を踏まえ、令和7年度以降の事業のあり方を検討することとしている。多様な就労体験・訓練先を確保することが個々の状況に応じた就労支援に資することから、積極的に本モデル事業を御活用いただきたい。

また、効果的な支援の実施のためには、企業開拓の好事例の共有等の都道府県による広域的な取組と、市町村による地域や利用者に着目した取組との連携が必要であることから、自立相談支援機関などから相談者の就労ニーズを聞き取るなどにより、一貫した支援の積極的な取組を引き続きお願いする。

なお、就労準備支援事業の更なる利用促進を図るため、令和6年度から、就労体験先への交通費支給の仕組みを設ける予定であるので、併せて御活用いただきたい。

② 認定就労訓練事業の申請手続の簡素化及び利用の更なる促進

令和4年の地方分権改革に関する提案募集において、認定就労訓練事業の申請手続の簡素化についての提案を踏まえ、生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、登記事項証明書、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類を不要とするなど、申請者及び地方公共団体の負担軽減を図

るため、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）の改正及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の改訂を行い、その旨を地方公共団体に通知した。

改訂の詳細については、「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和 5 年 4 年 17 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）に記載しているので、当該事務連絡に掲載の取組事例等と併せて御参照いただき、認定就労訓練事業所の開拓及び認定就労訓練事業の更なる利用促進をお願いする。

③ 特定求職者雇用開発助成金制度

特定求職者雇用開発助成金は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して都道府県労働局が支給する助成金であり、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施する訓練・実習後、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる場合には、助成の対象となる可能性がある。認定就労訓練事業所等協力事業所に制度の周知をお願いする。

④ 地域職業能力開発促進協議会

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会（※）」を開催することとされており、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。日頃から、都道府県の職業訓練担当部局等と連携を推進するとともに、協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に御検討いただきたい。

※ 地域職業能力開発促進協議会とは、地域における効果的な人材育成を行うため、地域の人材ニーズの把握、関係者間での訓練コースの設定の協議や職業能力の開発に関する取組共有、訓練の効果検証、それらを踏まえた「地域職業訓練実施計画」の策定などを行う協議会。

(7) 子どもの学習・生活支援関係

① 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の子どもに対しその将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、世帯全体への支援を行うため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施するものである。

令和 5 年度から、不登校やヤングケアラー等の個別の課題を抱える子どもへの個別的・長期的な支援を行えるよう、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充し、このうちヤングケアラーの支援についてはこども家庭庁の「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」との連携を加算の要件としていた。同特例事業は令和 5 年度までの時限措置であることから、令和 6 年度からは、同庁の「子育て世帯訪問支援事業」との連携を要件とする見直しを行う

予定であるため、御留意いただきたい。

また、中間まとめを踏まえ、子どもだけでなく世帯全体への支援につなげる観点から、令和7年度からは、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していく。

さらに、高校生以上の世代に対して切れ目のない相談支援を推進するとともに、関連する他制度との連携をより一層強化するため、本事業のガイドラインを作成し、好事例を横展開していく予定である。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、子どもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困連鎖の防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いします。

② こどもの生活・学習支援事業における受験料等支援

こども家庭庁において、ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、令和5年度補正予算において「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、受験料や模試費用の補助が行われることとなり、「こどもの学習・生活支援事業」のうち学習支援を登録等している子ども又はその子どもを現に扶養している者で、一定の所得要件等を満たしている者も補助の対象者となっている。支援の詳細については、「ひとり親家庭等生活向上事業（こどもの生活・学習支援事業）における受験料等支援について」（令和5年12月21日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を御確認いただき、「こどもの学習・生活支援事業」を実施している生活困窮者自立支援制度主管部局におかれても、この受験料等支援を御活用いただきたい。

(8) 居住支援関係

① 居住支援の強化について

住まいにお困りの方に対しては、一時生活支援事業により、衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援（シェルター事業）、アパート等への入居支援、居住を継続するための見守り支援等（地域居住支援事業）を実施しているところであるが、一時生活支援事業の実施率は令和4年度が約4割で、このうち地域居住支援事業の実施自治体数は54自治体にとどまる。なお、地域居住支援事業は、これまでシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする見直しを行ったので、積極的な御活用をお願いしたい。

今後、単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家の比率の低下等、住まい支援のニーズはますます高まることが想定される。居住支援については、全世代型社会保障構築会議における議論や、国土交通省、法務省と合同で設置した「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」における議論も踏まえて、最終報告書では、住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心

して生活できるようにするためには、住まいの確保等に関する相談支援から、転居時、住まいが定まったあと、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図る必要があるとされた。具体的な制度見直しの方向性としては、自立相談支援事業における住まい支援の明確化、また、一時生活支援事業については、シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の努力義務化や、地域居住支援事業の見守り等の支援期間の柔軟な活用等が示された。今後、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談から切れ目のない支援体制の構築を図るため、制度見直しを進めていく。

それに先立ち、令和5年度補正予算において、住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う住まい支援システムの構築に向けて課題を整理するためのモデル事業を措置した。

また、令和6年度当初予算案には、一時生活支援事業の機能を強化するため、緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を創設する経費を盛り込んでいる。加算の詳細等については、追ってお示しするが、各自治体におかれては、積極的な活用をお願いするとともに、居住支援の強化、特に地域居住支援事業を積極的に実施していただくようお願いする。

② 居住支援協議会への参画について

住宅の確保から日常生活支援、地域における居場所の確保までの一連の支援を効果的に実施するため、公営住宅や居住支援法人、住宅セーフティネット制度をはじめとする住宅施策との連携に向けて、居住支援協議会への参画も検討をお願いする。

③ 住居確保給付金について

令和5年4月より、コロナ禍で講じた特例的な措置の一部を恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行った。

具体的には、職業訓練受講給付金との併給を可能とするとともに、本則による再支給（最大9か月）について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とした。また、コロナ特例の恒久化以外の見直しとして、児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外することや、求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワーク等を活用した求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とするなどの見直しを行った。

こうした見直しに加えて、最終報告書では、安定的な居住の確保や家計改善の観点から、住居確保給付金について、家賃の低廉な住宅への転居費用を新たに補助することが必要とされており、制度見直しについて今後検討を進めていく。

④ 「すまこま。」との連携について

厚生労働省においては、令和5年度に引き続き令和6年度においても、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につなぐといった支援を実施する予定である。

重ねてのお願いになるが、各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合に、各自治体における一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から状況について丁寧にお聞きして相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金の案内や、居住支援法人へつなぐなどの支援をお願いする。

⑤ ホームレスの実態に関する全国調査について

令和6年度においても、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては御協力をお願いする。

⑥ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター改修補助について

令和5年度補正予算においては、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センター改修補助に係る必要な経費も計上した。当該改修に係る国庫補助は、「地方改善施設整備費補助金」（隣保館、生活館等の施設整備費）により行われるので、地方改善整備担当部署や財政部署等とも連携・調整しながら、事業の実施について御検討いただきたい。

（9）就職氷河期世代への支援強化

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」（令和5年12月26日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）が策定された。生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、御了知の上、積極的な取組をお願いする。

① アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日付け社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進めていただきたい。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること

なお、これまで実施していた「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」については、令和5年度までで事業を廃止とするが、令和6年度からは自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の補助体系の見直しにあわせ、各事業においてアウトリーチ等の支援の充実を行う場合に、それぞれ加算を行うこととしているので、積極的に御活用いただきたい。

- ② 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング支援等の更なる促進【再掲】
上記（6）①を参照いただきたい。

(10) 孤独・孤立対策の推進

「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）の中では、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動支援施策や、自立相談支援機関における包括的な支援の強化などの生活困窮者支援制度における施策が位置付けられている。

NPO等の活動支援施策については、（独）福祉医療機構において令和5年度補正予算を活用した生活困窮者等支援民間団体活動助成事業を実施するなど、その取組を強化しているところ。

自立相談支援機関における支援の強化については、令和5年度補正予算に計上した生活困窮者自立支援の機能強化事業等を活用し、自治体において積極的な取組をお願いする。

(11) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進められており、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

生活困窮者支援を実施するに当たっては、生活困窮者支援等のための地域づくり事業等も活用しながら、地域づくりの推進に取り組んでいただきたい。(生活困窮者支援等のための地域づくり事業の詳細については、第 12 の 7 「地域づくりの推進について」を参照いただきたい。)

(12) いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、令和 4 年 9 月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところである。

同年 11 月 10 日に開催した「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置するとともに、生活困窮者自立支援制度においては、

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援
- ・ 子どもの学習・生活支援事業を通じた学習支援、生活支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等の支援

等を推進することとされた。

令和 5 年 8 月、金銭問題等も含む相談者の悩み解決に資すると考えられる Q & A を周知するとともに、自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう、改めて周知した。

令和 6 年 1 月 19 日には、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議において、「『旧統一教会』問題の被害者等支援の充実・強化策」が決定され、元信者や宗教 2 世の方等への相談体制の強化や住まいの確保等に対する支援の実施などが盛り込まれたところ。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、引き続き必要に応じて法テラス、警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、これらの機関からの紹介等を受けて御対応いただいたもののうち、留意すべき事例等については厚生労働省（生活困窮者自立支援室）に適宜情報提供いただくようお願いする。

(13) 令和 6 年度における人材養成

① 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

生活困窮者支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものである。特に、平成 30 年改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置付けられたこと等を踏まえ、令和 2 年度から、国による人材養成研修（国研修）を一部継続させつつ、残る人材養成研修の実施主体を都道府県に移管したところである。

都道府県研修の要件は、以下の全てを満たすことを必要としており、各都道府県におかれては、これらの要件に御留意の上、積極的に都道府県研修を実施いただくようお願いする。

- ・ 参加型研修の形式を取り入れること
- ・ 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ・ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ・ 研修時間は計 10.5 時間以上実施すること

また、現在、都道府県が実施する研修のモデルカリキュラムや映像教材等について検討しているところであり、その成果については追ってお示しする。

なお、令和 6 年度の研修修了要件は以下のとおりであるが、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、御留意いただきたい。

- ・ 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修及び都道府県研修を全て受講すること。
※ 都道府県研修については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- ・ 就労準備支援事業従事者、家計改善支援事業従事者、一時生活支援事業従事者及び子どもの学習・生活支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。

また、都道府県研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただくなど、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

② 国研修の実施予定

令和 6 年度は、国において、引き続き自立相談支援事業・就労準備支援事業（被保護者就労支援員研修と合同開催予定）・家計改善支援事業・都道府県研修の企画・立案方法等や自治体職員を支える仕組み作り及び支援員を支えるネットワークづくりに関する研修の実施をするとともに、これまでに研修を設けていなかった一時生活支援事業・子どもの学習・生活支援事業の各従事者向け研修の実施を予定している。

加えて、困難ケースに適切な支援を実施できるよう、テーマ別研修を設定しており、令和 6 年度においては、「孤独・孤立」や「若年層が抱える課題とその支援」といった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施する予定である。

対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、御配慮をお願いします。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しする。

③ ブロック別研修の実施予定

自立相談支援事業の従事者研修を修了するためには、都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。令和 6 年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。

また、都道府県研修の代替措置であったブロック別研修については令和 6 年度をもって終了し、令和 7 年度以降は、すべての都道府県で都道府県研修を実施していただくことを検討している。このため、令和 5 年度補正予算にある「都道府

県研修実施体制等整備加速化事業」を活用し、研修企画チームの立上げ等を行い、実施準備を始めていただくようお願いしたい。

なお、都道府県研修は、地域に根ざした実践研修を行うとともに、支援者同士の交流を促進し、バーンアウトを防止する等といった支援者支援の目的も有している。県によっては、企画チームや研修会参加者の有志が集まり、支援者支援のための組織（中間支援組織）を立ち上げている例もあることから、各都道府県においても、将来的に中間支援組織の立上げを積極的に検討していただきたい。

(14) その他

① 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和 5 年度以降今後 3 年間の国の K P I について、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり目安値を設定している。引き続き、(3) でお示しした国の財政支援も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。

(令和 5 年度から令和 7 年度の目安値)

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			(R 元)	(R2)	(R3)
新規相談受付件数	年間 40 万件	27 件	16.2 件	51.4 件	36.6 件
プラン作成件数	新規相談受付件数の 50%	14 件	5.2 件	9.1 件	9.7 件
就労支援対象者数	プラン作成件数の 60%	8 件	2.3 件	5.0 件	5.2 件
就労・増収率	75%	75%	61%	27%	35%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	85%	83%	79%

※ 人口 10 万人・1 か月当たりの目安値を設定。人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

② 生活困窮者自立支援統計システムの改修について

令和 5 年度は、第 2 期政府共通プラットフォームへの移行と、検索機能の改善や、重層的支援体制整備事業におけるシステム導入に伴う改修後のシステム運用のため、アップデート作業等に御対応いただいたところ。令和 6 年度においては、就労準備支援事業及び家計改善支援事業についても、本システムへの追加搭載するための改修を行うこととしている。本格的な運用開始は令和 7 年度以降を予定しており、詳細については追ってお示しする。

③ 生活困窮者自立支援ニュースレターについて

生活困窮者自立支援室では、自治体担当者や支援者の方向けに、支援のヒントになるような情報を提供するニュースレターを年4回程度発行している。厚生労働省ホームページに掲載しているので、ぜひ御覧いただくとともに、支援関係者にも本ニュースレターを御紹介いただきたい。

【これまで発行したニュースレターの一覧】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

④ 過去の携帯電話料金の滞納等により携帯電話契約にお困りの方への支援

生活困窮者の自立支援においては、過去の料金滞納等により携帯電話を保有できないことで、就職活動や住宅の賃貸借契約などの場面でハードルが生じていることが指摘されている。これを受けて、令和2年度より、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」を作成し、自治体等に周知してきた。

令和5年10月にはリストを改訂し、「過去の携帯電話滞納状況等により携帯電話契約にお困りの方へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」の改訂について（周知）」（令和5年10月31日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）にリストを添付し、自治体向けに周知を行った。事務連絡を御確認いただき、自立相談支援機関等の相談窓口での支援において、リストを御活用いただきたい。

2 緊急小口資金等の特例貸付等について

(1) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、令和2年3月末から令和4年9月末まで緊急小口資金等の特例貸付を実施し、令和5年1月から償還が開始されている。

この償還開始に伴い、償還免除を受けた者や償還が困難な借受人については、特に支援が必要と考えられることから、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を発出し、フォローアップ支援をお願いしている。借受人への支援に当たっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。

(フォローアップ支援の概要)

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。
- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。

② 償還免除の案内に未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
- ・ その際、償還に関する相談の周知を行うとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。

③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

ア 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 償還免除にはならないが、償還が困難との相談があった借受人に対しては、個々の状況に応じ償還猶予を適切に実施。
- ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。
- ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。

イ 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ 現に生活に困窮している方を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援に適切につなぐなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
- ・ また、自立相談支援機関から借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。

ウ 償還猶予期間中の支援の取扱いについて

- ・ 償還猶予期間中の借受人については、その多くが生活に困窮している状況にあると考えられ、必要な支援につなげていくことが求められていることから、償還猶予期間中の借受人に対する支援の取扱いについて、「緊急小口資金等の償還猶予期間中の支援の取扱いについて」（令和5年5月8日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、社会福祉協議会や自立相談支援機関による支援をお願いしているところ。
- ・ また、同事務連絡において、償還猶予期間中に支援を受けてもなお生活再建が難しい場合には、猶予期間終了時に個々の状況を確認したうえで、都道

府県社協会長の職権により償還免除を行うことができることとしているため、適切に対応していただきたい。

- ・ 各都道府県におかれては、都道府県・市町村社会福祉協議会へ事務連絡を周知いただくとともに、自立相談支援機関と円滑かつ適切に連携体制を構築することができるようお取り計らいをお願いします。
- ・ 自立相談支援機関におかれても、借受人の支援を適切に行えるよう、機能強化事業を活用して体制整備を進めていただきたい。

(2) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来の活動に支障が生じないよう、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化などをお願いします。

また、債権管理事務費を活用した体制整備に当たっては、「緊急小口資金等の特例貸付の実施に係る追加財政措置について」（令和4年8月9日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）で示したとおり、特例貸付の償還について、きめ細かな相談支援等の対応を行うための相談員や事務員の加配を行うものであり、従来行われていた他の事業に係る予算については、社会福祉協議会の活動に支障が生じないよう確保することをお願いします。

(債権管理事務費の活用例)

- 相談員や事務員の正規職員の雇用等による体制整備
 - ・ 償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うための相談員の加配
 - ・ 償還免除を迅速に行うための事務員の加配
 - ・ 各都道府県におけるコールセンターの設置や住居不明の借受人に対する転居先の調査等の債権管理に関する業務の外部委託
- 円滑な申請手続きに向けた地域の実情に応じた丁寧な支援
 - ・ ホームページやSNS等を活用した償還免除申請の案内
 - ・ 借受人が転居した場合は転居先を届け出る必要があることの周知徹底
 - ・ 未申請の借受人に対する電話等による申請勧奨
- 障害のある方に配慮した支援
 - ・ ホームページや申請の案内時における音声コードの活用
 - ・ 代理申請や窓口に来所された場合の代筆支援（に要する相談員の加配）等

(3) 特例貸付の償還金の取扱いについて

緊急小口資金等の特例貸付における償還金収入については、原則として国庫に返還していただくこととしている。令和5年度末までに償還があった額を、令和6年度中

に返還いただく予定であり、詳細については追ってお示しする。

(4) その他

① 本則における事務費の取扱い

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算（債権回収体制整備加算、債権回収組強化加算）の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、御了知願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが

必要である。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

② 保有資金の規模に関する評価について

都道府県社会福祉協議会が貸付事業実施のために保有する資金の額が適切な規模になっているか判断するための基準等については、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成30年7月27日付け社援地発0727第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）においてお示ししていた。

コロナ禍の特例貸付等への対応状況を鑑み、これまで実施されていなかった初回の評価を令和5年度に実施することとし、「生活福祉資金貸付制度における保有資金の規模に関する評価について」（令和5年12月19日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、御対応をお願いしたところ。評価結果に基づいて、基準を超過した分については、令和6年度中に国庫へ返還をしていただく予定である。

③ 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付におけるオンライン化について

生活福祉資金貸付事業における利用者の利便性の向上や社会福祉協議会の事務負担の軽減等の観点から、令和4・5年度にかけて、社会福祉推進事業においてマイナンバー連携を含めたシステム構築に向けた調査研究を行っているところ。

さらに、令和5年度補正予算において、「生活福祉資金貸付事務オンライン化調査研究（委託事業）」を盛り込み、今後、生活福祉資金の貸付事務のシステム化の効果及び課題を検証・整理した上で、新たなシステムの要件定義・設計を行うこととしている。

その後の予定としては、令和7年度に、一部の都道府県・市町村社会福祉協議会においてシステムの試行運用を行うとともに、全国社会福祉協議会等と連携したうえで、令和8年度以降のシステム導入に向けた業務の具体的な整理・検討を行っていく方針であることから、御承知おきいただきたい。

【支援会議の好事例】

支援会議

山口県宇部市（一般市）

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	159,418人	保護率	1.7%
----	----------	-----	------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	20.0/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	7.3/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	2.2/月				
就労・増収率（%）	33.1%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就業準備	家計改善	シエルト	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○
					○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	市内関係課（地域福祉課、障害福祉課、生活支援課、高齢者総合支援課、保険年金課、健康増進課、住宅政策課、収納課、子ども支援課、こども政策課、保育幼稚園課、市民活動課、教育支援課、学校教育課、学校給食課） 水道局、福祉なんでも相談窓口、宇部市社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活相談サポートセンターらへ
会議の内容	複合化・複雑化した課題を持つ世帯の情報共有及び役割分担を行い、早期の支援につなげることを目的として開催。 ■ 公共料金の滞納や窓口で気になる方の情報を共有
開催方法等	開催頻度：随時（相談連絡票が提出された時） 開催場所：宇部市役所会議室等
その他特記事項	相談連絡票の提出後、事前に関係課と打ち合わせを実施。支援会議にかけるかどうかを決定している。（例：高齢者のみの課題の場合は高齢者総合支援課において地域ケア個別会議として実施する等他の会議とずみわけをしている。）

4. 会議設置までのプロセス

設置前

支援会議設置の理由
複合的課題を持つ世帯が増加し、単一部署では解決できない課題を抱えていたため、世帯に関わる全ての関係機関が、情報共有及び役割分担を行い、連携して支援にあたるため設置。

庁内での理解を図る【2ヶ月前】

➢ 関係課を集めて準備会議を実施。必要性を説明し、会議への参画や情報提供を促した。
* 各部署での滞納事例を交えながら、必要性を説明し、事業発生時には気軽に連絡できるよう「相談連絡票」を作成し、様式を配布した。

設置要綱の策定【2ヶ月前】

➢ 国の示すガイドラインのひな形や、先行都市の要綱を参考に困窮制度担当部局で作成。

関係部署への参加の依頼【1ヶ月前】

➢ 複数課に関わる事例を取り上げ、庁内で模擬支援会議を実施し、会議の必要性を伝えた。
* 事例は市税の滞納がある世帯とし、日ごろ福祉とは縁のない税務関係部署が自分事と捉えてもらえらるよう工夫した。

令和3年12月 事業本格実施

【実績】令和3年度 2件、令和4年度 11件
【効果】・今まで支援につながらなかった人が福祉以外の関係部署との連携により、支援につながった。結果、親族と連絡がつき、市税の滞納が解消された。

会議開催

支援会議

岩手県奥州市（一般市）

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	110,645人	保護率	0.93%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	34.5/月
プラン作成件数（人口10万人当たり）	7.1/月
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	4.4/月
就労・増収率（%）	29.3

任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））

支援会議	就労準備	家計改善	シエルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	×

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所 ・社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援事業委託先) ・市の関係部署
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の所属機関において生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」に関する情報共有を図り、関係者間で問題意識や役割分担について共通の理解を得る ・包括的に世帯の状況を把握したうえで、関係機関が共通認識の下で支援方針の明確化を行う
開催方法等	毎月第3水曜日（前月末日までに構成員から案件の提案があった場合に開催）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の会議参加が負担とならないよう、案件に応じて構成員の中から出席者を選定する ・個人情報に配慮のうえで対象者情報を事前に連絡し、関係部署が対応記録や滞納情報等を確認し、具体的な検討を行う場としている

4. 会議設置までのプロセス

設置前

- ・地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関の狭間で適切な支援が行われない事例があった
- ・生活困窮者自立相談支援事業を実施する中で、支援窓口に関からない対象者が存在すること、窓口に来たときには状況が複雑化して支援が困難となっていること、対象者の同意が得られずに関係機関と情報共有が進まず、深刻な困窮の状況を呈現したり、予防的対応をとることができないなどの事例が把握されていた

関係部署への周知【6ヶ月前】

- ・市の担当課長を対象として「生活困窮者支援会議」の制度説明
- ・担当部署が抱える課題を把握し、支援会議の設置目的について共通理解を図った

設置に向けて

市長協議【6ヶ月前】【4ヶ月前】

- ・1回目の協議において支援会議の趣旨説明を行い、関係部署の当事者意識の希薄化の懸念、会議開催の事務負担増加、個人情報取り扱いについて検討課題となった
- ・課題を整理したうえで2回目の協議を実施し、奥州市独自の方法を整備し、事業実施により一人でも二人でも救えるという信念を持って進めるよう指示があった

設置要綱・要領策定【1ヶ月前】

- ・奥州市生活困窮者支援会議設置要綱、運営要領を制定し
- ・関係部署の課長補佐級職員を対象に担当者会議を実施して会議の内容を周知

令和4年4月 事業開始

会議開催

- ・令和4年5月に第1回会議を開催（令和4年度中1回の開催）
- ・対象者、高齢の母、小学生の3人世帯が住居を失った案件だったが、住宅担当課の公営住宅入居支援、困窮者事業による火災保険金申請支援、教育委員会による通学支援など、関係部署それぞれ役割を整理し対応することができた

支援会議

山形県最上総合支庁

1. 基本情報 (令和5年3月現在)

人口	35,530人	保護率	0.72%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況 (令和3年度)

新規相談受付件数 (人口10万人当たり)	13.7/月		
プラン作成件数 (人口10万人当たり)	5.0/月		
就労支援対象者数 (人口10万人当たり)	2.3/月		
就労・増収率 (%)	0.0		
任意事業等の実施状況 (令和5年度(予定))			
支援会議	就労準備	家計改善	シエルター
○	○	○	×
			地域居住
			子ども
			○

3. 会議の概要等 (令和3年度)

構成員	町村福祉担当課、税務担当課、税務担当課、水道・公道・公営住宅担当課、包括教育委員会、社協、自立相談支援機関、家計改善支援機関、障害者就業・生活支援センター、保健所、八口ワーク、若者活動支援拠点、総合支庁子ども家庭支援課
会議の内容	各構成員より下記3分類に該当する世帯について概要資料を作成、会議当日説明してもらい、情報共有を図る。 ・生活困窮が疑われる事案(料金滞納等) ・ひきこもり ・その他(動物の多頭飼育等)
開催方法等	各町村年1回(総合支庁としては計7回)、2時間程度、各町村役場会議室
その他特記事項	・会議の準備は最上総合支庁が行う。 ・概要資料を町村各担当課に事前送付し、会議前に料金滞納状況を確認してもらっている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

平成30年の法改正を受け、県本庁にて平成31年4月1日付け設置要綱を制定し、設置。料金滞納状況は各町村担当課同士で情報共有を図って対応していたが、福祉担当課に生活が困窮している者として十分に情報提供がなされていなかった。

設置要綱の策定 [H31.3]

- 国の示すガイドラインのひな型を基に、県本庁にて設置要綱を策定。平成31年4月1日付け施行。

設置に向けて

開催方法の検討 [H31.6]

- 最上総合支庁における開催方法について、自立相談支援機関に相談。料金滞納等の情報共有を図るためには、町村税務担当課、水道・公営住宅担当課の出席が不可欠であることから、各町村役場の会議室で年1回定期的に開催する方針となる。

支援会議の出席依頼 [H31.4~R1.7]

- 支援会議の概要について、各町村福祉担当課に説明。[H31.4]
- 支援会議開催方針が固まった後、最初の開催となる町村の福祉担当課に会場及び町村各担当課の日程調整を依頼。[R1.7]
- 町村役場関係以外の構成員に、支援会議の概要を説明・了解を得た後、会議の開催通知を送付。

令和元年8月 事業開始

会議開催

- 開催回数：各町村年1回(総合支庁としては計7回) (令和3年度)
- 料金滞納等の生活困窮が疑われる事案の情報共有が進んでいる他、生活困窮者に多い動物の多頭飼育の問題解決にも一役買っている。
- ひきこもり事業の検討も行うことから、各町村のひきこもり町村プラットフォームの連絡会議としても機能している。

第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（受給者数について）

令和5年10月時点の生活保護受給者数は約202万人（保護率：1.63%）であり、対前年同月伸び率は平成27年9月以降、約8年連続でマイナスとなっており、減少傾向にある。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合で見ると、高齢者の占める割合が大きくなっており、生活保護受給者の半数（令和4年7月末時点で約53%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和5年10月時点の生活保護受給世帯数は約165万世帯であり、対前年同月比は令和4年5月以降、1年6ヶ月連続でプラスとなっている。

近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、

- ・「高齢者世帯」は、増加率が縮小し、令和4年1月以降は増加率0のあたりを横ばいで推移
- ・「母子世帯」は、対前年同月比が約11年間連続でマイナスとなっており、減少傾向
- ・「その他の世帯」は、コロナ禍となった令和2年6月以降、対前年同月比がプラスに転化などの状況となっている。

（申請件数について）

生活保護の申請件数の動向について、各月単位で見ると増減を繰り返しているところであるが、年度単位で見ると世界金融危機以降、約10年連続で減少が続いていたところ、コロナ禍を境として増加傾向に転じている。

2 令和6年度の生活保護基準について

(1) 生活保護基準について

生活扶助基準については、令和4年12月の生活保護基準部会において取りまとめた消費実態の検証結果の反映を基本としつつ、足下の物価上昇の影響等、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和5年10月に見直したところである。

本見直しにおいては、令和6年度までの臨時的・特例的な措置として、

- ・ 一人当たり月額1,000円を検証結果に加算するとともに、
- ・ 加算を行ってもなお、従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障することとしており、

令和6年度は当該措置を継続することとしている。

令和7年度以降の基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討することとしている。

(2) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、葬祭扶助、生業扶助（技能修得費）等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

3 就労支援の充実について

(1) 被保護者の就労支援

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などによる「被保護者就労支援事業」の実施、また、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者については、「被保護者就労準備支援事業」により、被保護者の自立に向けて取り組んでいただいているところである。

これらの就労関連事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労に繋がり、経済的に自立する一方で、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定

程度の時間を要する者も存在していることから、各自治体におかれては、個々の状況や課題に応じて、効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、計画的かつ一貫した支援を進める観点から被保護者就労準備支援事業を積極的に活用し被保護者の自立に向けた取組をお願いしたい。

なお、令和4年12月20日に公表された部会（社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会）の「中間まとめ」においては、被保護者就労準備支援事業は、本人の生活にある程度深く関わることができ、日常生活自立や社会生活自立に関する支援としても有効とされているところである。

また、令和5年12月27日に公表された部会の「最終報告書」では、これまで予算事業として実施されている被保護者就労準備支援事業を任意事業として法定化することで、より幅広い自治体での実施を促すとともに、より多くの被保護者が支援を受けられるよう、生活困窮者自立支援制度に基づく同様の事業との一体実施の仕組みを検討する必要があるとされている。このため、被保護者就労準備支援事業は任意事業として法定化し、生活困窮者自立支援制度との連携強化を推進するため、被保護者が生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業を利用できるよう所要の見直しを行う予定であるので了解願いたい。

(2) 被保護者への就労支援等に係るKPIの設定

2025年度までの被保護者の就労支援等に関するKPI（改革の進捗管理や測定に必要な指標。新経済・財政再生計画改革工程表2022）の達成状況は、直近の2021年度実績は以下のとおりである。

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を2025年度までに65%とする
⇒ 実績 49.1%
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2025年度までに50%とする ⇒ 実績 36.2%
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2025年度までに45%とする ⇒ 実績 34.0%
- ④ 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合を2025年度までに26%とする ⇒ 実績 21.6%
- ⑤ 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善

した者の割合を 2025 年度までに 28%とする ⇒ 実績 25.6%

被保護者就労準備支援事業については実施率が 4 割程度であるとともに、各自治体で策定している自立支援プログラムについては、就労等の経済的自立に関するプログラムが多くを占めており、日常生活自立や社会生活自立に関するプログラムを策定している自治体数は、相対的に少ない状況にある。

各自治体におかれては、被保護者の自立助長に向けた支援の成果として設定した K P I の目標値が 2025 年度までと設定されていることを踏まえ、その達成に向けて、経済的自立を始め、日常生活自立や社会生活自立についても含めて、各種就労関連事業や自立支援プログラムを活用し、被保護者への支援の充実を図られるようお願いする。

(3) 就労自立給付金による支援の推進

就労自立給付金については、生活保護受給者の就労による自立の促進を図ることを目的として、平成 26 年 7 月 1 日から施行されている。また、平成 30 年 10 月からは、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も給付対象とするため、最低給付額を（単身世帯：2 万円、複数世帯：3 万円）を設定した上で、仮想積立額を就労収入から基礎控除を控除した額の 10%としているところである。

当給付金については、「中間まとめ」において、支給額の算定方法について、早期就労により保護が廃止された場合の最低給付額を引き上げるなど就労期間に応じてメリハリを付けることが指摘されており、所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。なお、詳細については追ってお示しする。

各自治体におかれては、本給付金の周知に努めるとともに、就労により保護脱却した場合には確実に給付されるようお願いしたい。

【参考】就労自立給付金のインセンティブ強化について（令和 6 年度予算案）

1 事業の目的

就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

○ 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと

認めたもの

- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10 万円、複数世帯 15 万円
- 再支給までの期間：原則 3 年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に
対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上
限額といずれか低い額を支給額とする

※脱却までの積立期間が 1 月長くなる毎に一定額を遡減させる

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体 907 自治体）
- 負担率：3 / 4
- 施行時期：令和 6 年 10 月（予定）

(4) 生活保護就労支援員全国研修会の実施について

令和 6 年度の生活保護就労支援員全国研修会（以下「本研修会」という。）の実施に当たっては、生活困窮者自立支援制度との連携強化を図る観点から、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の相互理解を深めるため、本研修会については生活困窮者自立支援制度の人材養成研修と一体的に実施することを予定している。

本研修会の具体的なカリキュラムや開催日程等については、別途お知らせするが、各自治体におかれては、本研修会への積極的な参加についてご配慮願いたい。

4 ケースワーカーの役割及び関係機関との連携

生活保護制度におけるケースワーカーは、個々の被保護者の課題に応じて関係機関との連携を図りつつ、被保護者への相談援助・自立支援等を通じ、必要な各種支援やサービスが利用できるよう総合調整（コーディネート）する役割も担っている。

「最終報告書」では、生活保護制度においては、コーディネート機能を担うケースワーカーが関係機関と連携し、被保護者に対する支援の質の更なる向上を目指して、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるように法定化する必要があるとされた。また、当該会議体の構成員に対して

は、守秘義務を設けることにより、適切な情報共有と支援を可能とするとともに、当該会議体の設置に当たっては、地域課題を関係者が理解・共有した上で対応の検討を行うことも視野に入れつつ、生活困窮者自立支援制度の支援会議と一体的に運営することを推進する方向であるとされており、所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。

また、今般の法定化に向けて、福祉事務所における関係機関との連携支援体制の構築を先行して実施するためのモデル事業を令和5年度補正予算に計上したところであり、当該補正予算の活用について検討をお願いしたい。

【参考】福祉事務所における他機関連携支援体制構築のモデル事業の実施

(令和5年度補正予算)

1 事業の目的

多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進が図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

2 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体 907 自治体）
- 負担率：10／10
- 対象経費：被保護者への支援・援助方針について、他機関と情報共有及び支援の役割分担等を行うための会議運営費

5 被保護者の家計改善支援等について

被保護者家計改善支援事業は、世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する進学に向けた費用についての相談や助言等を行うものであり、現在、予算事業として行われている。

「最終報告書」において、被保護者家計改善事業は、就労準備支援事業と同様に法定化する必要があるとされ、任意事業として法定化する予定である。また、生活困窮者自立支援制度との連携強化を推進するため、被保護者向けの家計改善事業の実施に代えて、生活困窮者向けの家計改善事業を被保護者に対して実施することを可能とするよう所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。

また、家計改善支援に関連する支援として、生活費を管理できずに生活に支障が生じる（おそれがある）被保護者に対して、早期かつ適切に計画的な金銭管理を支援するとともに、金銭管理意識の醸成等教育的支援も含め、被保護者の生活の安定や自立に向けた取組として、試行事業を令和5年度補正予算に計上したところであり、当該予算の活用について検討をお願いしたい。

【参考】被保護者に対する金銭管理支援の試行（令和5年度補正予算）

1 事業の目的

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

2 実施主体等

○ 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体 907 自治体）

○ 負担率：10/10

○ 支援対象者：アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる（おそれのある）者や公共料金や家賃などの滞納（を招くおそれ）がある者

支援のイメージ：日常生活費の管理支援、日常生活を安定させるための支援
自分で管理を行っていくための手続き支援、金銭管理教育支援

6 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について

(1) 医療扶助のマイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入

（運用スケジュール）

医療扶助のマイナンバーカードによるオンライン資格確認については、令和6年2月13日から検証運用を行い、同年3月1日から本格運用を開始する予定であるので、円滑な運用に向けた準備作業を適切に進めていただきたい。

なお、これまで、医療扶助のマイナンバーカードによるオンライン資格確認のシステム改修をお願いしてきたところであるが、同年3月1日時点で未導入となる場合は、委託先医療機関等に対してその旨をご連絡いただくとともに、被保護者本人に対しても利

用できない旨を周知する必要があるので、遺漏のないようお願いする。

(マイナンバーとの紐付けの真正性の確保)

先般、マイナンバーと各種制度情報との紐付けに誤りがある事案が複数確認されたことを踏まえ、医療扶助のオンライン資格確認においても、これまでマイナンバーとの紐付けの真正性の確保に向けた対応をお願いしているところである。

紐付け誤り等による誤登録を防止するため、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の医療保険者等中間サーバー等（以下「中間サーバー等」という。）に登録された資格情報等について、①令和6年1月上旬に全件 J-LIS 照会による基本5情報との一致確認を行うとともに、②突合の結果不一致となった資格情報について、①で用いた J-LIS 情報と再突合を行うことにより、真正性を確保することとしている。

また、上記の J-LIS 情報により真正性を確認したデータのみオンライン資格確認の対象とすることとしているため、同照会以降は、令和6年度（詳細な時期は調整中）に実装予定とされている継続的に J-LIS 照会を実施する機能を有する新チェック（中間サーバー等で、住民基本台帳ネットワークシステム上の情報と個人番号及び基本5情報を突合する機能）がリリースされるまでの間、資格情報等の新規登録データを中間サーバー等に連携しないようにしていただく必要がある。その際、中間サーバー等に資格情報等が連携不可となっている被保護者の医療券・調剤券（以下「医療券等」という。）については、従来どおり書面による運用となるのでご承知おきいただきたい。

今後も引き続き、各資料に十分留意しつつ、資格情報等の誤登録防止に向けた対応を確実に実施いただくようお願いする。

(医療扶助のオンライン資格確認導入に向けた委託契約等)

オンライン資格確認等に関する事務については、令和5年10月以降、各都道府県・指定都市・中核市と支払基金との間で事務委託契約を締結いただいているところであるが、令和6年度においても、令和6年4月1日を契約締結日として、改めて「オンライン資格確認等の実施に伴う福祉事務所設置自治体の運営負担金等について」（令和5年12月8日付事務連絡）でお示しした月額単価をもとに算定した費用負担額や支払方法等に関する契約が必要となるので、円滑に契約締結を進めていただくようお願いする。

なお、委託については、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）と

支払基金との契約事務が煩雑になることを避け、関係者の事務量を軽減するため、原則として、各都道府県が管内市区町村から契約に関する委任を受けて一括で契約締結することとしているので、ご配慮願いたい。

(マイナンバーカードの取得促進等の取組)

医療扶助のオンライン資格確認の導入以降、被保護者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしている。

一方で、やむを得ない事情等により、運用開始後においてもマイナンバーカードを保有するに至っていない被保護者に対しては、医療券等の書面を発行することにより、必要な医療を受けられるようにすることから、例外的に医療券等の発行業務が併存することになる。

このため、より確実な資格確認による適正な医療扶助制度の実施及び被保護者の利便性の向上を図るとともに、各福祉事務所にとっても医療券等の発行を極力減らし、事務負担の軽減が最大限図られるよう、オンライン資格確認の前提となる被保護者のマイナンバーカードの取得促進及び初回登録支援等の積極的な取組をお願いしたい。

なお、これに当たっては、「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得の促進等の取組について」（令和3年10月14日付事務連絡）及び「マイナポイント第2弾の生活保護制度における取扱いについて」（令和4年1月28日付事務連絡）により、その支援方法や被保護者への説明用のパンフレットの例をお示ししているので、改めてご確認願いたい。また、「医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得状況の把握について（その4）」（令和5年11月10日付事務連絡）により、被保護者のマイナンバーカードの取得状況について、毎年4月末時点及び11月末時点の状況について報告をお願いする予定であるので、予めご承知おき願いたい。

(医療機関・薬局向け医療扶助オンライン資格確認の導入促進)

医療扶助オンライン資格確認の導入を促進するためには、この仕組みによるメリットを自治体、医療機関・薬局及び被保護者にも享受していただく必要があるため、各自治体においても、可能な限り多くの医療機関・薬局に導入いただけるよう、様々な機会を

通じた医療機関等への周知等（医療機関等向けの会議、地区医師会等関係団体との打ち合わせでの資料配付など各自治体の実情を踏まえた周知方法を想定）を行っていただくことが重要である。

そのため、「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドラインについて」（令和5年11月17日付事務連絡）により、医療扶助のオンライン資格確認を導入いただくに当たり、福祉事務所から地域の医療機関・薬局に制度について周知いただく際のポイントを整理した「（福祉事務所向け）医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局向け説明のガイドライン」を作成・配布しているため、本資料を活用のうえ、積極的な周知等のご協力をお願いしたい。

（2）被保護者健康管理支援事業について

令和3年1月から、「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとされている。

本事業は、多くの健康課題を抱えている被保護者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。令和6年度予算（案）においても引き続き必要経費を計上しているため、全福祉事務所で確実に実施されるようお願いする。

なお、令和3年度に厚生労働省の社会福祉推進事業で実施した「医療扶助の更なるガバナンス強化のため、保健医療施策全般との連携に関する調査研究事業」（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社）において、全国の取組状況や関係部局との連携事例に係る報告書を厚生労働省ウェブサイト公表しているため、関係部署の担当者等にも共有の上、効果的な実施に向けた一助としてご活用いただきたい。

また、本事業では、被保護者の社会生活面の情報も活用した課題分析や支援が重要であることから、令和4年度の社会福祉推進事業「被保護者健康管理支援事業における対象者の標準評価項目及び事業目標設定に関する調査研究」（一般社団法人日本老年学的評価研究機構）において、優先的に把握すべき社会生活面の項目を整理するとともに事業の目標・評価指標案が提案されているため、地域の実情に応じてご活用いただきたい。

(調査結果公表先URL)

令和3年度 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000931194.pdf>

令和4年度 <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001142282.pdf>

令和5年度も令和4年度に引き続き、被保護者健康管理支援事業の担当者会議を開催し、自治体における取組事例等の共有や、有識者による講義等を実施する予定であり、関係職員の参加について特段のご配慮をお願いしたい。このほか、NDB（ナショナルデータベース）を活用し、地域別の医療扶助の特性等のデータ分析を進め、年度末に取りまとめる予定としているので、これらを活用し更なる取組の充実をお願いする。

(3) 頻回受診の適正化について

医療扶助の適正化への取組では、各自治体において、頻回受診対策に積極的に取り組んでいただいております。一定の成果も報告されています。

頻回受診対策については、「被保護者健康管理支援事業」において、「頻回受診指導」を必須事業として位置付け、一定回数以上の頻回受診者に対して、医療機関を受診する際に福祉事務所職員が付き添うなどの指導強化や、かかりつけ医と協議の上、患者指導を行う取組、さらに、頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者を対象に、有効期限が1箇月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出するなどの取組について、国庫負担の対象としているところであり、令和6年度においても積極的な取組をお願いしたい。

また、部会の「最終報告書」では、頻回受診未改善者に対する頻回受診指導から健康管理支援への切れ目のない対応を実施する必要性や、オンライン資格確認の仕組みを活用し、頻回な受診行動が習慣化してしまう前に早期からのアプローチを実施することが必要とされている。そのため、令和6年3月からのオンライン資格確認の本格運用開始後、福祉事務所において「資格実績ログ」の機能により被保護者の受診状況が把握できることから、令和6年度予算（案）において、福祉事務所が早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進するためのモデル事業を実施する予定であるので、了知願いたい。

(4) 子どもとその養育者への健康生活支援について

生活習慣の多くは、幼少期の環境が子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められることから、平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どもの頃から健全な生活習慣の確立や健康を増進することを目的とした「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業（補助率10/10）」を実施しており、令和6年度においても引き続き支援する予定である。

各自治体におかれては、積極的に当該モデル事業を活用していただき、事業への取組に当たっては、被保護者健康管理支援事業との連携や、被保護者健康管理支援事業の中で子どもやその養育者への健康生活支援に取り組むことについても検討願いたい。

なお、令和2年度の社会福祉推進事業で実施した「子どもとその養育者への健康生活支援における行動変容に関する研究事業」（みずほ情報総研株式会社）で取りまとめられた実現可能で効果的な生活保護世帯の子どもとその養育者への支援の在り方や、好事例に係る報告書を厚生労働省ウェブサイト公表しているため、関係部署の担当者等にも共有の上、支援の一助としてご活用いただきたい。

（調査結果公表先URL）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000790133.pdf>

(5) 長期入院患者への適切な対応について

長期入院患者への対応については、令和3年度の財務省による予算執行調査において、患者本人や家族、主治医等への訪問による病状等の把握が徹底されていないことや、主治医との意見調整の際に嘱託医等の同行を求めている例が少ないこと等が指摘されたことから、令和4年2月に「医療扶助における長期入院患者への対応について」（令和4年2月16日社援保発0216第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出しているところであり、引き続き、同通知を踏まえた取組の徹底をお願いします。

なお、これらの取組に係る費用については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の中の「医療扶助適正化等事業」のうち、「医療扶助の適正実施の更なる推進」の「精神障害者等の退院促進」の活用が可能であることを申し添える。

(6) 医療扶助における重複処方・多剤投薬の適正化について

向精神薬の重複処方の適正化に係る取組については、従前から複数の医療機関及び薬

局（以下「医療機関等」）から同一の向精神薬の投与を受けている者等に対する適正受診指導等が行われているが、令和4年9月、被保護者による大量の向精神薬の転売事案が発生したことから、「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について（依頼）」（令和4年12月9日付社援保発第1209第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出しているところであり、同通知を踏まえ、医療機関と連携した適正受診指導等の徹底をお願いする。

また、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、令和元年度からは、被保護者が、医療機関等を利用する際に、特定のお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を実施しており、複数の自治体が行っている。こうした取組に対して、令和6年度予算（案）においても引き続き補助する予定であり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、各自治体におかれては、積極的な取組をご検討願いたい。

加えて、多剤投薬の適正化については、令和5年度から「医療扶助適正化等事業」により、福祉事務所が薬剤師等を雇用又は業務委託により、レセプト点検により多剤投薬の可能性のある者を抽出し、薬剤師等と協議を行った上で選定された対象者に対して、薬剤師等による専門的な見地からの訪問指導等を実施し、医薬品の適正使用につながるよう支援する取組に対して、国庫補助の対象としたところである。令和6年度予算（案）においては、現状の取組に加えて、多剤投薬の対象者を現行の15種類以上から9種類以上に拡大する場合の薬剤師等の追加配置などに係る経費についても拡充しているため、各自治体におかれては、実施に向けて積極的にご検討願いたい。

また、向精神薬以外の重複投薬や多剤投与の適正化に係る取組を進めていく観点から、指導対象者に対する適正な服薬に向けた指導及び医療機関等への働きかけを行うていただくために、「生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について」（令和5年3月14日社援保発0314第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出しているため、当該通知を踏まえた取組の徹底をお願いする。

なお、本取組による効果の把握や検証等を行うため、令和6年度以降は、前年度の取組実績を国へ報告いただくこととしているので、ご承知おき願いたい。

(7) 後発医薬品の原則使用について

平成 30 年の生活保護法の改正（平成 30 年 10 月 1 日施行）により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされたところであるが、原則化の影響や各自治体における積極的な取組により、令和 4 年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は、全国で 86.4%となっている。

一方で、政府目標の「毎年度全ての都道府県で 80%」については、未達成となっていることから、特に未達成となっている自治体においては、引き続き、積極的な取組・適正な運用をお願いしたい。

(8) 医療扶助・被保護者健康管理支援事業に関する都道府県等の関与について

保護の実施機関では、医療扶助の適正実施に係る取組や、被保護者健康管理支援事業により被保護者の生活習慣病予防等に取り組まれているところである。今般、部会の「最終報告書」において、これら取組の適切な実施に向けては、データによる課題分析・事業評価など PDCA サイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要であるとともに、効果的・効率的な実施につなげていくため、都道府県が市町村の区域を越えた広域的な観点から市町村に対する支援を行う役割を担うことが必要とされている。

具体的には、都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する必要な支援を行うよう努め、こうした支援に当たっては、都道府県において医療関係者・学識経験者等の専門的知見を確保する必要があるが、そのための手法は、各都道府県がその状況に応じて柔軟かつ適切に選択することができるものとすべきであるとされたところである。

また、国は、都道府県へのデータ提供・分析等に係る体制整備の支援を実施し、医療情報の地域差や経年変化を「見える化」するツールやデータ活用に必要なマニュアルの作成、都道府県職員向け研修の実施等に取り組む必要があることとされており、現在、令和 5 年度の社会福祉推進事業で「医療扶助における都道府県のデータ分析に基づく PDCA サイクル実践に関する調査研究事業」（株式会社野村総合研究所）を進めており健診・医療等の情報を「見える化」するための分析支援ツールやデータ活用マニュアルを作成しているところである。

令和 6 年度予算（案）では、全ての都道府県が質の高いデータ分析に基づく PDCA サイクルの展開を推進することができるよう、これら分析支援ツールとマニュアルを活用

した都道府県職員向け研修会を実施する予定であるので、ご承知おきいただくとともに、今後、同研修会を開催する際には、積極的な参加をお願いしたい。

(9) 治療材料（眼鏡）の給付について

医療扶助における治療材料の給付については、医療扶助運営要領等に基づき実施されているが、先般、生活保護受給者に対する眼鏡の給付について、取扱業者における店頭販売価格よりも高く、医療扶助の限度額に近い額で、福祉事務所に治療材料費用が請求されるという不適切な事案が発生した。

これまでも全国会議などの機会を通じて、医療扶助における眼鏡の適正な給付について周知してきたところであるが、改めて、「医療扶助における治療材料（眼鏡）の給付に係る取組の徹底について（依頼）」（令和5年5月31日社援保発0531第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、

- ・ 「要否意見書」において、取扱業者が記載する所要経費の金額は「店頭販売価格」を記載するものであること
- ・ 原則として、取扱業者から「店頭販売価格」の分かる見積書（所要経費の内訳が分かるもの等）を「要否意見書」に添付すること
- ・ 取扱業者が記載した所要経費が「店頭販売価格」となっているか等を要保護者に確認し、その確認が困難である場合等には、必要に応じて、取扱業者に照会を行い、当該所要経費が適当な価格であることを確認すること

等を留意点としてお示ししているので、当該通知を踏まえた取組の徹底をお願いする。

(10) 生活保護法による委託入院患者の適切な処遇の確保について

被保護者が入院する精神科病院において、病院内に勤務する看護師が入院患者に対する虐待（暴行）行為を行ったことや、病院管理者が院内で虐待行為が行われたことを把握できず、適切な対応を取ることができなかったことを処分理由として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び医療法に基づく改善命令が出された事案が発生したところである。

これを受け、他の指定医療機関に入院中の被保護者やその家族にも不安が生じることのないよう、「生活保護法による委託入院患者の適切な処遇の確保について」（令和5年5月8日社援保発0508第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出すると

ともに、令和5年11月には「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策局長・医薬安全局長・社会・援護局長連名通知）を改正し、定期訪問による本人及び主治医等との面接を通じて患者の病状、治療の状況及び療養環境等を把握して、問題が認められた場合には、患者委託は他の指定医療機関に対して行う旨を盛り込んでいるので、同通知を踏まえた取組の徹底を改めてお願いする。

7 保護施設等における適切な運営について

救護施設を含めた保護施設は、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援を実践しており、施設における最後のセーフティネットとしての役割を果たしている。支援の実践に当たっては、利用者の個々の状況に応じた支援を行うだけでなく、入所者の地域移行への取組の推進、地域共生社会の実現に向けた地域への支援機能の発揮などが求められている。

(1) 救護施設等入所者の地域移行の推進等を図るための取組

(救護施設及び更生施設の個別支援計画の制度化について)

救護施設及び更生施設（以下「救護施設等」という。）においては、様々な課題を抱える入所者を個々の状況に応じて計画的に支援するため、既に入所者に対する個別の支援計画を定め、計画的な支援を実践しているが、その際、福祉事務所との情報共有を含めて、引き続き、本人の希望や状態にふさわしい支援を確立していく必要がある。「中間まとめ」において、福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応することが必要とされており、入所者に対する個別支援計画の作成を義務化する予定である。

詳細については追ってお示しするが、各自治体におかれては、救護施設等と福祉事務所が情報共有を図りながら個別支援計画の作成が行われ、計画に基づく支援が行われるよう取組をお願いしたい。

なお、個別支援計画の作成の義務化に伴い、地域移行による退所を評価する加算の仕

組みを設けることとしており、詳細については追ってお示しする。

(救護施設等における訓練機能の強化について)

「中間まとめ」において、救護施設等の入所者の状態像に応じた支援や機能の充実を図る観点から、施設における地域での就労等に向けた支援を促すことも考えられるとされたことを踏まえ、令和6年度から救護施設等に就労支援員の配置を行い、支援員が外部機関（ハローワークなど）との連携、訓練先の開拓及び定着支援を行うための加算を設けることとしており、詳細については追ってお示しする。

(保護施設通所事業について)

「中間まとめ」において、救護施設等の持つ多様な支援機能の活用を図ることが適当であるため、利用者が少数の場合でも通所事業を使いやすくするとともに、通所事業の中で、施設退所者に加えて地域で居宅生活を営む被保護者を支援する際の、定員の上限制割合を緩和する方向で対応することが必要とされたことを踏まえ、令和6年度から生活指導や生活訓練等を行う通所事業の定員のうち施設退所者以外の、居宅の被保護者が利用できる枠を5割まで拡充するとともに2名から事業実施できるようにすることとしており、詳細については追ってお示しする。

(2) 救護施設等における福祉事務所との連携強化

救護施設等を含めた保護施設入所者への訪問調査については、従前より1年に1回以上訪問することにより、生活状況等の把握等をお願いしているところであるが、引き続き、訪問調査を着実に実施していただくとともに、その際、当該入所者に係る地域移行の可能性やその取組状況、他法他施策によるサービスの活用の可能性について保護施設の職員と意見交換を実施し、援助方針に反映させるなど保護の実施機関として必要な取組をお願いしたい。また、救護施設等は、今後ますます、被保護者の自立や地域移行に向けた取り組みの強化を図ることとしており、保護の実施機関においては、常日頃から救護施設等との被保護者の情報の共有等連携強化を図るなど、被保護者の自立等に向けて一体となって取り組むようお願いする。

(3) 物価高騰への対応、交付金の活用

現下の物価高により厳しい状況にある保護施設等に対しては、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の積極的活用についてお願いしているところである。

各自治体におかれては、他の自治体の事例も参考にしながら同交付金を活用した施設への支援をお願いしたい。

8 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所の適切な運営について

(経緯及び見直し内容)

無料低額宿泊所については、平成 30 年改正法で、いわゆる貧困ビジネス対策として、事前届出制の導入、最低基準の導入、改善命令の創設等、法令上の規制を強化したところである。

今般、部会の「最終報告書」において、無届の事業者に対する事前届出の実行性を確保する方策として、届出義務違反への罰則規定の創設を検討するとともに、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の保護の実施機関から都道府県への通知を努力義務化する必要があるとされたことを踏まえ、所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。

(被保護者の生活状況に関する状況把握等の対応について)

一部報道において、困窮者支援を掲げる団体が郊外のアパートを住まいとして紹介した上で生活保護の申請を促し、特定のアパートを生活保護受給者の入居を通じて満室にした上で、そのアパートを投資物件として転売するビジネスが行われているとの報道があったところである。

「被保護者の生活状況に関する状況把握等の対応について」(令和 5 年 9 月 20 日付事務連絡)においてお示ししているとおり、上記と同様の案件と見込まれる事案を把握した場合には、被保護者がサービス利用の強要等の不当な処遇を受けることがないように、訪問活動等によって生活実態の把握及び居住環境の確認に努めるとともに、住環境が著しく劣悪な状態であり、転居が適当であると確認した場合には、適切な居住場所への転

居を促すなどの適切な対応をお願いしたい。

(無料低額宿泊所の簡易個室化の解消)

無料低額宿泊所において、間仕切壁が天井までに達していない、いわゆる「簡易個室」の解消は、令和4年度末をもって経過措置が終了しているところである。

経過措置終了後もなお簡易個室が解消されない場合には、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第70条に規定する調査を行い、正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合は、法第71条に規定する改善命令が可能であることから適切な対応をお願いしたい。

(参考)

無料低額宿泊所の住宅扶助の決定においては、居室等の床面積に応じた限度額を適用することとされているところであるが、これまで適用対象外としてきた無料低額宿泊所においても、令和2年10月より適用することとしたところである。

(「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について(通知)」(令和2年8月24日付社援保発0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)参照)

(サテライト型住居について)

無料低額宿泊所の運営については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月厚生労働省令第34号)(以下「省令」という。)及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」(令和元年9月10日付社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知)等に基づき行われているところであるが、省令第11条に規定するサテライト型住居に係る基準については、省令附則第1条により令和4年4月1日から施行されている。

「サテライト型住居」は、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境での居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うものであるが、無料低額宿泊所を所管する自治体においては、この趣旨をご了知の上、サテライト型住居の適切な運用にご配慮いただきたい。

なお、サテライト型住居の施行に伴い、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日付社援保発0827第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を発出し、「無料低額宿泊所におけるサテライト型住居の運営に係る留意事項」をとりまとめ周知しているので、ご了知願いたい。

(2) 日常生活支援住居施設について

(日常生活支援住居施設の認定事務等)

日常生活支援住居施設については、平成30年改正法で、単独での居住が困難な被保護者に対し、必要な日常生活上の支援を提供する施設として創設され、被保護者の日常生活支援を委託する場合の委託事務費について必要な予算を計上しているところである。

令和2年10月の施行後、令和5年4月時点で施設数は127ヶ所まで増加した一方で、未設置の自治体もあるなど、都道府県ごとの設置状況にばらつきがある。

各自治体においては、引き続き地域共生社会の実現の観点から、日常生活支援住居施設の必要性の検討や無料低額宿泊所事業者に対する制度の周知に務めていただくとともに、認定事務、委託事務に遺漏がないようお願いしたい。

なお、日常生活支援住居施設における委託事務費については、「日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて」（令和2年4月3日付社援保発0403第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にお示しているとおり、一般事務費の他に各種加算を付すことができるものであり、各種加算のうち重点的要支援者に対する加算もあることから、各自治体においては入所者の状態像にあわせて適切な加算の取扱いをお願いする。

また、現下の物価高により厳しい状況にある施設に対しては、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の積極的活用についてお願いしているところである。

各自治体におかれては、他の自治体の事例も参考にしながら、日常生活支援住居施設についても同交付金を活用した支援について検討願いたい。

(日常生活支援住居施設への施設整備)

日常生活支援住居施設を運営する事業者が①新設、②既存施設を改築する場合等には社会福祉施設等施設整備費補助金を活用することが可能である。活用する場合には取りまとめの部署とも十分に調整の上、協議願いたい。

また、独立行政法人福祉医療機構(WAM)による施設の建築資金等に対する融資制度が活用できるので管内関係者に対して周知願いたい。

(日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施)

日常生活支援住居施設においては、利用者に対してアセスメントを実施した上で、個別支援計画を作成し当該計画に基づいて支援を行うこととされている。このため、支援者には一定の専門性が求められることから、令和3年度より日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等を受講対象に資質向上を目的にした「日常生活支援住居管理職員等資質向上研修」を行っている。

令和6年度においても本研修を実施する予定であり、本研修を未受講の日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者や、今後日常生活支援住居施設の運営を検討されている関係者等に対して本研修の受講について働きかけをお願いしたい。なお、日常生活支援住居施設の運営に当たっては、保護の実施機関との連携が重要であることから自治体職員の聴講も可能としている。また、日常生活支援住居施設設置自治体の職員のみならず、未設置自治体の職員においても積極的に本研修に参加していただき、制度理解に努めていただきたい。

来年度の開催日時等については、別途お知らせすることとしているが、事業者への周知や自治体職員の参加、その際の受講者の推薦事務等に関する協力をお願いするのであります。知願いたい。

(3) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に係る指導検査について

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の適正な事業運営を図る観点から、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」(令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について」(令和2年11月5日社援発1105第8号厚生労働省社会・援護局長通知)をそれぞれ発出している。

都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」という。)においては、施設の届出・認定数等に応じて、各年度における指導検査計画を策定するとともに、上記通知を参考として指導検査要綱等を策定し、管内の無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査を実施していただきたい。

なお、日常生活支援住居施設は無料低額宿泊所が認定を受けるものであることから、両施設の指導検査を一体的に実施するなど事業者及び自治体における事務の効率的な実施に努めていただきたい。

また、無料低額宿泊所に該当するものの、届出がなされていない施設に対する調査

や届出の勧奨その他の対応の考え方については、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和2年12月11日社援保発1211第1号保護課長通知）を发出しているので、該当する事業者が管内に存在する場合は必要な指導等の対応をお願いしたい。

（４）生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号）により、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図っていただきたい。

また、令和元年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用の補助を行っているほか、当該費用の事業者負担について福祉医療機構における融資制度の活用が可能であるので、引き続き、防火安全対策の推進に努めていただきたい。

9 被保護者の居住支援について

今般の部会の「最終報告書」においては、居住支援に関する制度見直しの方向性が示されている。

被保護者の安定した住まいは日常生活や社会生活を営む上での基盤となるものであることから、より多くの被保護者が支援を受けられるようにする観点から被保護者の入居支援や訪問による見守り等、居住の支援を行うことができる事業を新たに法定化する必要があるとされており、所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。

10 被保護世帯の子どもへの支援について

(1) 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策について、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標が設定されているところであり、生活保護制度に関連するものとして以下の指標が設定されている。

〔子どもの貧困に関する指標（令和4年4月1日の数値）〕

- ・ 「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（93.8%）」
- ・ 「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率（3.3%）」
- ・ 「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率（42.4%）」

これらの数値は、例年、都道府県等からご提出いただいた「就労支援等の状況調査」から算出しているところであり、当該調査の結果については都道府県別の数値を提供していることから、各自治体におかれては、他自治体の結果も含め当該数値を分析し、児童福祉部局及び教育部局とも連携の上、子どもの貧困対策の着実な推進をお願いする。

併せて、学習支援費についても、子どもの心身の健全な発達に資するクラブ活動等への参加を支援するものであり、子どもの貧困対策として有効なものであるため、制度の活用に向けた周知が適切に行われるように改めて管内福祉事務所に対して徹底し、制度の事前の周知・広報についても積極的な取り組みをお願いする。

(2) 生活保護受給世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給について

高等学校等を卒業後に就職する場合は、就職地までの移送費、就職支度金（上限3万3千円）、本人の就職に伴い世帯全体で保護が廃止された場合については就労自立給付金が支給される（3万円～15万円（単身2万円～10万円））。各自治体におかれては、高等学校等を卒業後に就職する世帯を中心に、本給付金等の周知をするとともに、生活保護受給世帯の子どもの自立の助長に努めていただきたい。

また、「最終報告書」において、生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することも、被保護者の自立の助長の観点から重要であることが示されたところである。

これを踏まえて、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業した後に大学等に進学する場合に進学準備給付金が支給される仕組みやその内容との均衡を図る観点から、

高等学校等卒業後に就職して自立する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、一時金を支給することができるようにする必要があるとされたことから、所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。その際、令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日に遡及適用する予定であり、適宜ご対応をお願いしたい。詳細については追ってお示しする。

(3) 生活保護受給中の子育て世帯への訪問等による相談・助言支援の実施について

「最終報告書」において、生活保護受給世帯の子どもは、家庭での学習・生活環境、学習意欲や将来の進学に向けた意識面等で課題を抱えており、保護者も周囲の地域との関わりが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等には、より個別支援を行う必要性が高いことや、ケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもとの接触が十分にできていないことや、子どもの発達についての知識等が不足していることなどの課題が示されたところである。

これを踏まえて、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設する必要があるとされたことから、生所要の見直しを行う予定であるので了知願いたい。

(4) 高等教育の修学支援新制度等の活用

大学への進学率（令和4年4月1日数値）に関しては、生活保護世帯の子どもが42.4%（全世帯：76.2%）と低い状況であり、平成30年度から実施している被保護者家計改善支援事業については、大学等の進学費用に関する相談支援も補助対象事業としているため、同事業の積極的な活用をお願いし、被保護世帯の子どもの大学進学支援の向上に努めていただきたい。

生活保護制度における大学への進学に当たっては、進学準備給付金の支給、被保護者家計改善支援事業に加えて、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定しない措置を講じているところである。

また、令和2年度からは、文部科学省による高等教育の修学支援新制度が施行されて

おり、生活保護世帯出身の学生を含めた低所得家庭の学生に対して学費の減免や給付型奨学金が支給されているところである。

加えて、年2回の定期採用に加え、家計が急変した場合に随時採用を行う仕組みがあるほか、さらに令和4年度からは、父母等による暴力等を理由に避難した場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう運用が見直されたところであり、これらの制度について生活保護世帯に対して積極的に周知を行い、活用を促し、進学支援が確実に実施されるようお願いしたい。

(5) 子どもの進路に関する情報の活用について

子育て世帯に対する支援の一つとして、中学・高校の卒業後の進路や奨学金制度の案内等子どもの進路に関する情報をまとめたものを「〇[まる]かつ」として平成31年4月に作成したところであるが、修学支援新制度についてなど最新の情報を踏まえて令和5年12月に改訂したところである。子育て世帯への訪問等を行う際、子どもの進路選択に向けた情報提供の一助として活用をお願いしたい。

(「〇[まる]かつ」公表先 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001183997.pdf>

11 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところである。生活保護制度においては、令和6年3月の生活保護システムの標準仕様書2.0版の作成に向け、令和5年11月から12月まで全国の自治体に対して意見照会を行ったところであり、照会結果を踏まえ、対応方針の整理を行う予定であるのでご了解願いたい。

また、令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、ご承知おき願いたい。なお、標準仕様書2.0版策定以後も対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を進めて行く予定である。

12 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応等について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えなく、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接の際は、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認をお願いしたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。例えば、相談段階において、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底をお願いしたい。

そのほか、「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題を背景とした生活困窮に関する相談（法テラスの相談ダイヤルからの紹介によりつながれた相談も含む。）など宗教に関わる相談があった場合には、「旧統一教会」に限らず、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう御留意いただくとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時に適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉

事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

また、保護費の支給に関する不適切な取扱いが報道等されているところであるが、言うまでもなく、1月分として決定された保護費については、当月中に前渡しとして遅滞なく確実に支給していただくようお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、個人情報に立ち入ったことを聴取する必要があることから、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であり、管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

(2) 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下、「扶養照会」という。）を行わない取扱いとしているが、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう、「「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月26日付社援保発0226第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を发出しているところである。

具体的には、保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね 70 歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば 10 年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

上記のうち、②及び③の運用に当たって、それぞれ下記のとおり留意点を記載するので、適切な運用に努められたい。

(②の運用上の留意点)

- ・ 従前、「20 年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば 10 年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10 年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

(③の運用上の留意点)

- ・ 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第 5 の問 2 のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を

行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

(3) 住宅扶助の代理納付の活用について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が規定されている。

具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。

なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

こうした背景も踏まえ、令和 2 年 3 月 31 日付けで「生活保護法第 3 7 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発第 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、
・家賃等を滞納している場合

- ・ 公営住宅の場合
- ・ 改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合

には、原則として代理納付を適用することとしている。

なお、代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであり、また、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しない旨申し添える。

また、部会の「最終報告書」においては、住宅セーフティネット法に規定する居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築に向けて、関係省庁が連携して検討を進める必要があるとされた。これについて、「最終報告書」では、家賃の支払いに係る賃貸人の不安軽減によりサポートを行う住宅の提供が増加することは被保護者の安心な住まいの確保のためにも望ましいことから、当該住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）については、保護の実施機関による代理納付の原則化の検討を進める必要があるとされたところであり、今後、必要な法制上の措置の検討が行われる予定である。

(4) 一時扶助における家具什器費の適切な運用について

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えている。

このため、管内の実施機関に対して改めて上記内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、生活保護世帯においては、原則として毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会

福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具等を購入できるよう配慮いただきたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討をお願いしたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることはないよう配慮いただきたい。

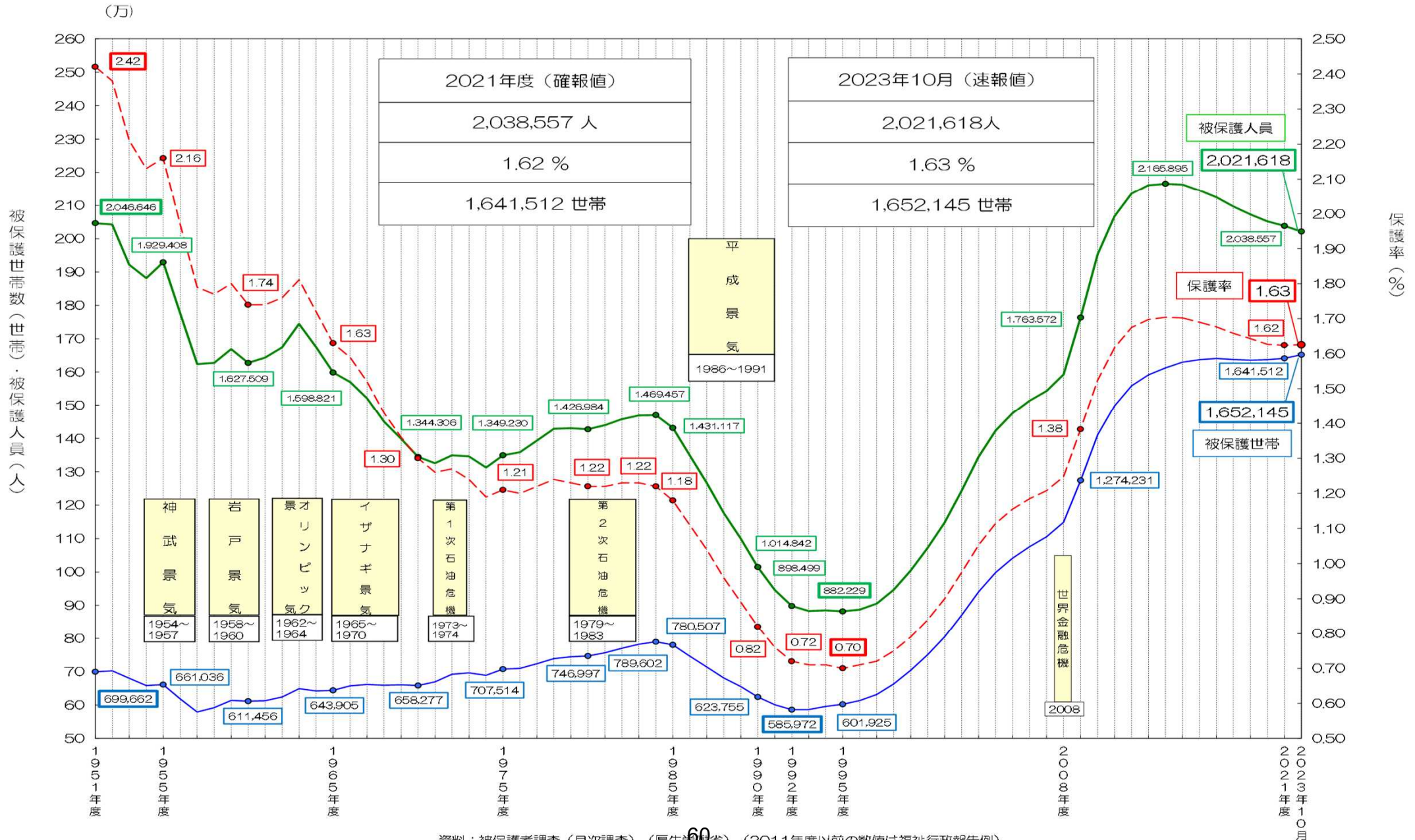
こうした考え方や対応について、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」（令和 5 年 6 月 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）などにおいて繰り返し周知しているところであり、引き続き適切な対応がなされるようお願いしたい。

(5) 生活保護制度における児童手当拡充への対応について

「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に盛り込まれている児童手当の多子加算拡充について、令和 5 年 12 月 27 日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡でご連絡したとおり、今般の拡充方針の趣旨・目的に鑑み、多子加算の拡充分については収入として認定しない方針であり、具体的な取扱いは所要の法案等が成立した後、別途お知らせする予定であるため、適切にご対応いただきたい。

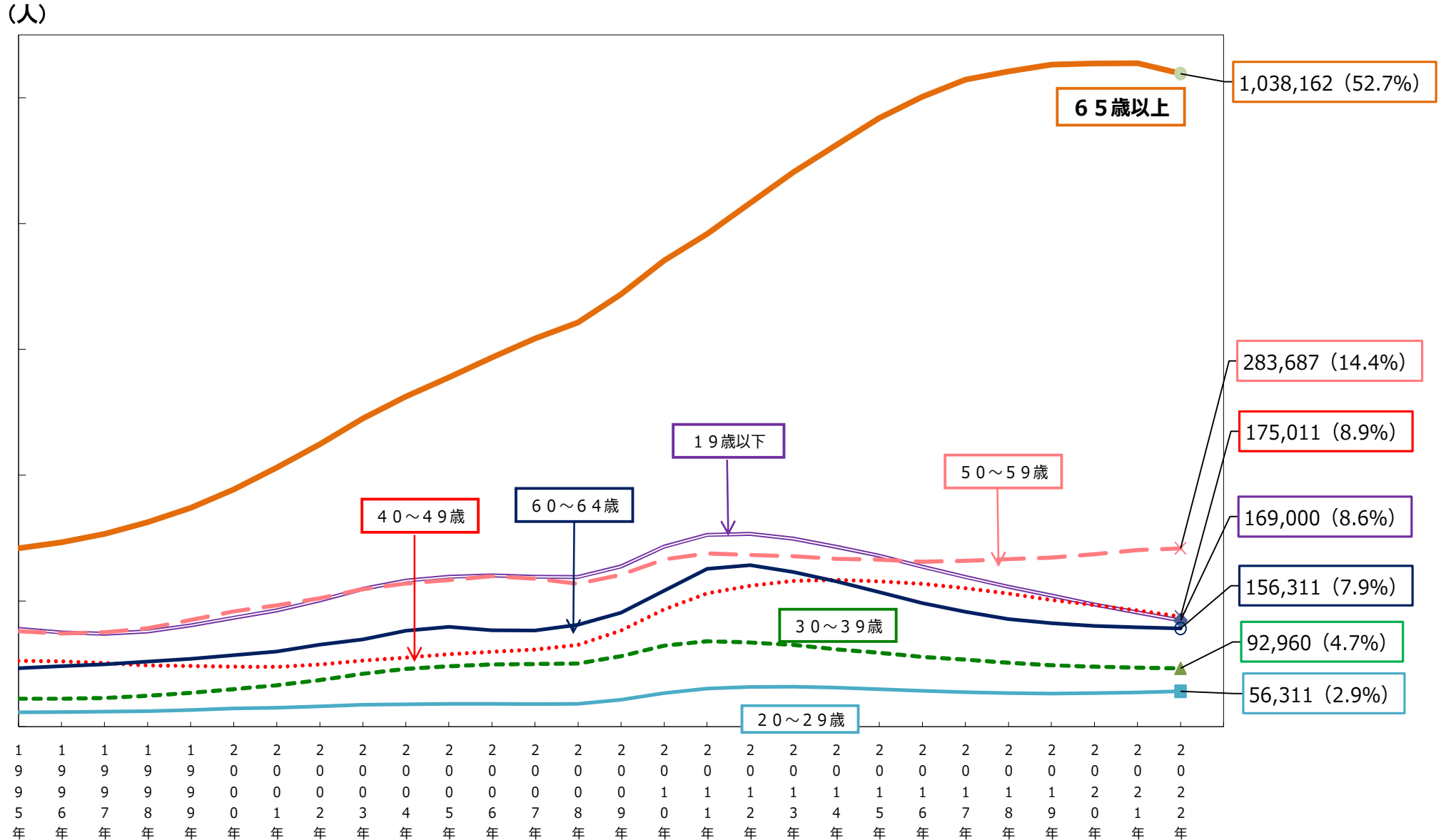
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 直近の生活保護受給者数は約202万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
- 直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019(令和元)年と比較すると約1.5万世帯増加している。



年齢階級別被保護人員の年次推移

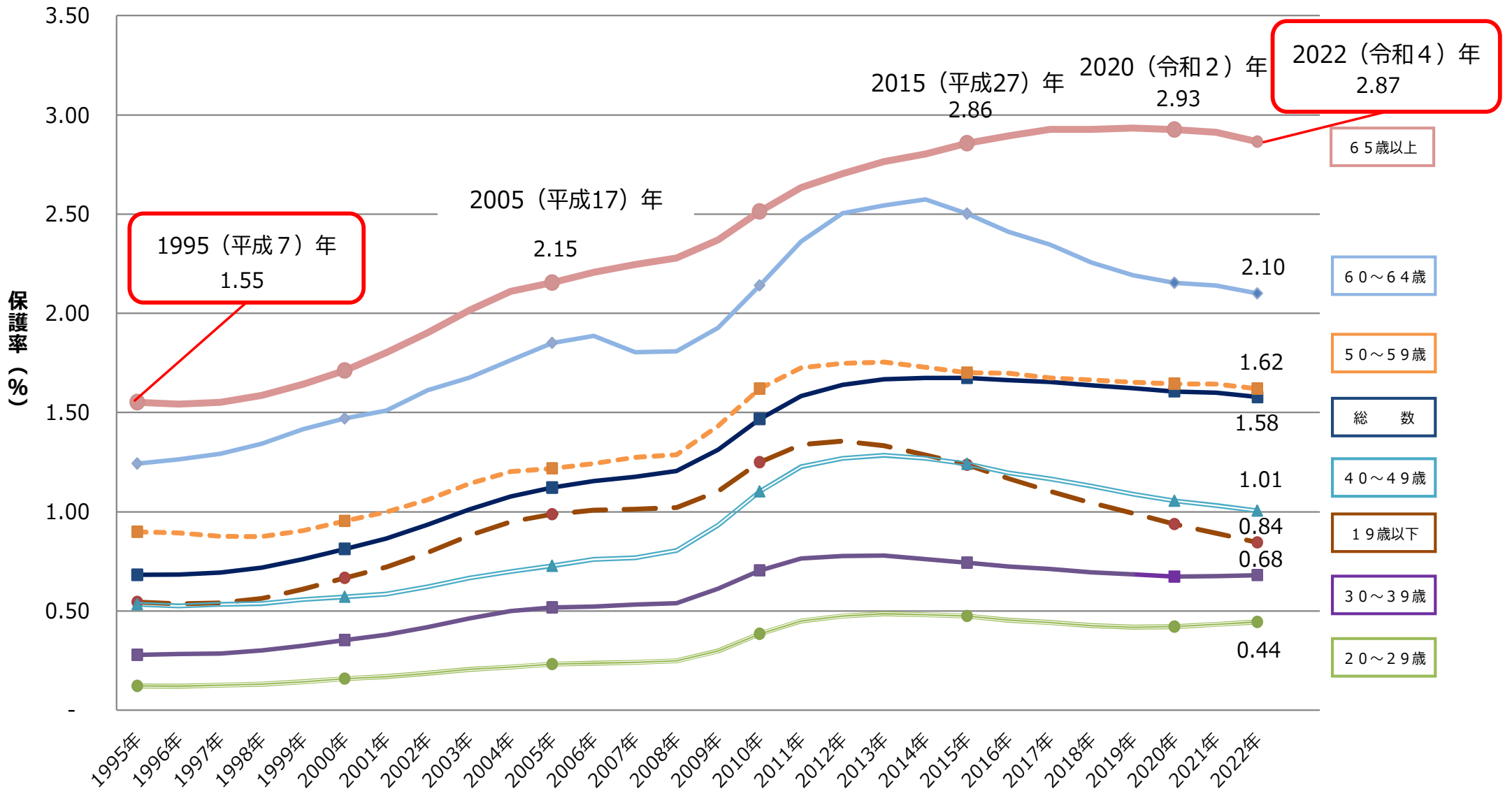
- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が顕著であったが、近年は横ばい傾向となっている。
- 被保護人員のうち、**半数は65歳以上の者**となっている。



資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査） [令和4年は速報値] ※各年7月調査日時点

年齢階級別 保護率の年次推移

○ 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上の保護率が一番高く、平成20年代後半まで上昇傾向が続いていたが、近年は横ばい又は低下傾向となっている。

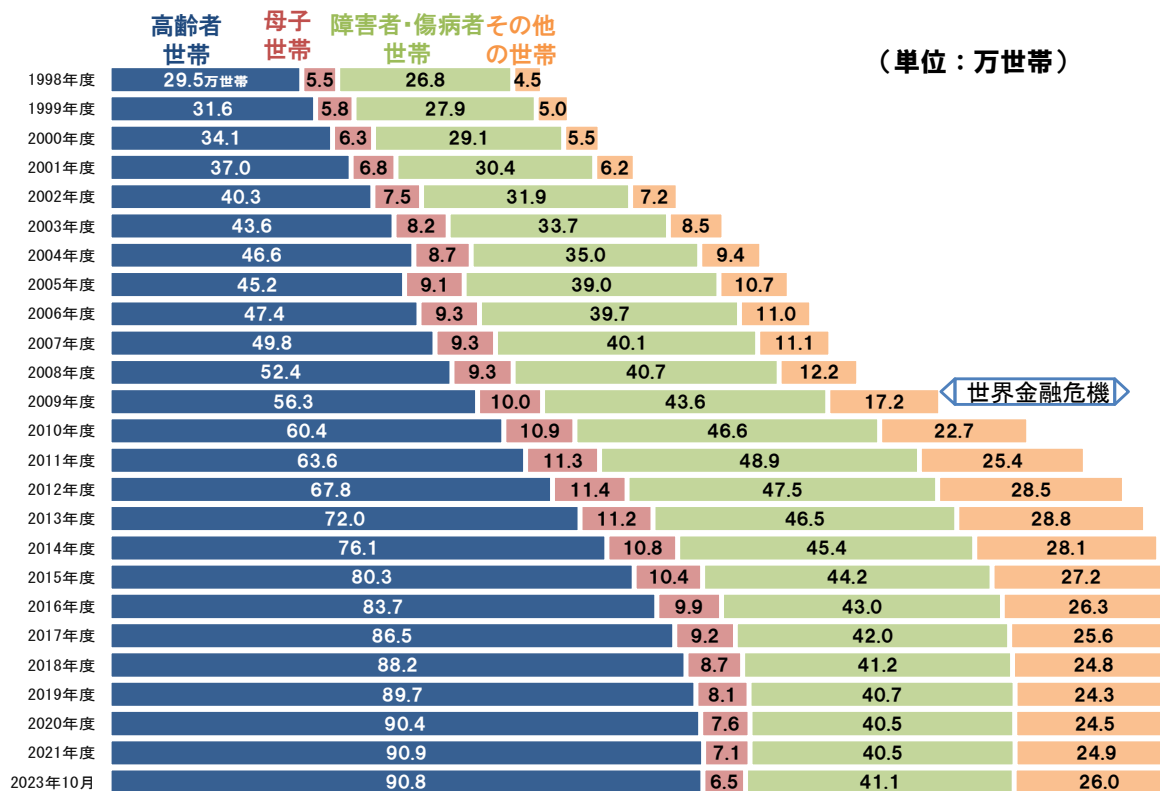


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）[令和4年は速報値] ※各年7月調査日時点

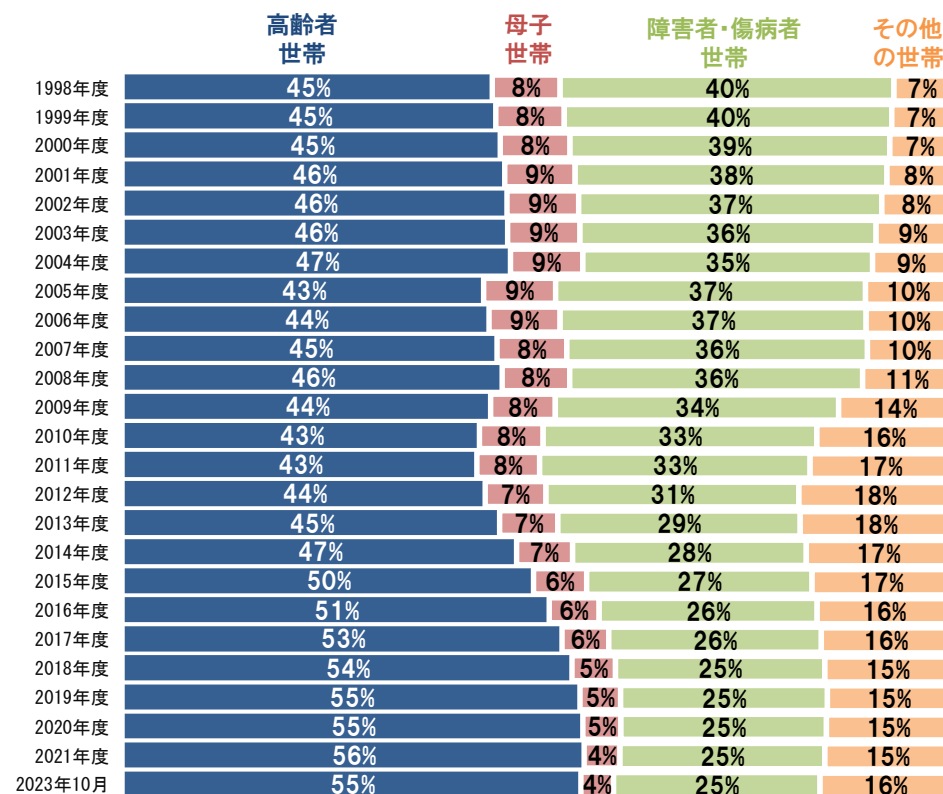
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

○「高齢者世帯」の世帯数は、一貫して増加傾向にあるが、近年、増加幅が縮小している。
 ○「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
 ○「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.7%が単身世帯（2023年10月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

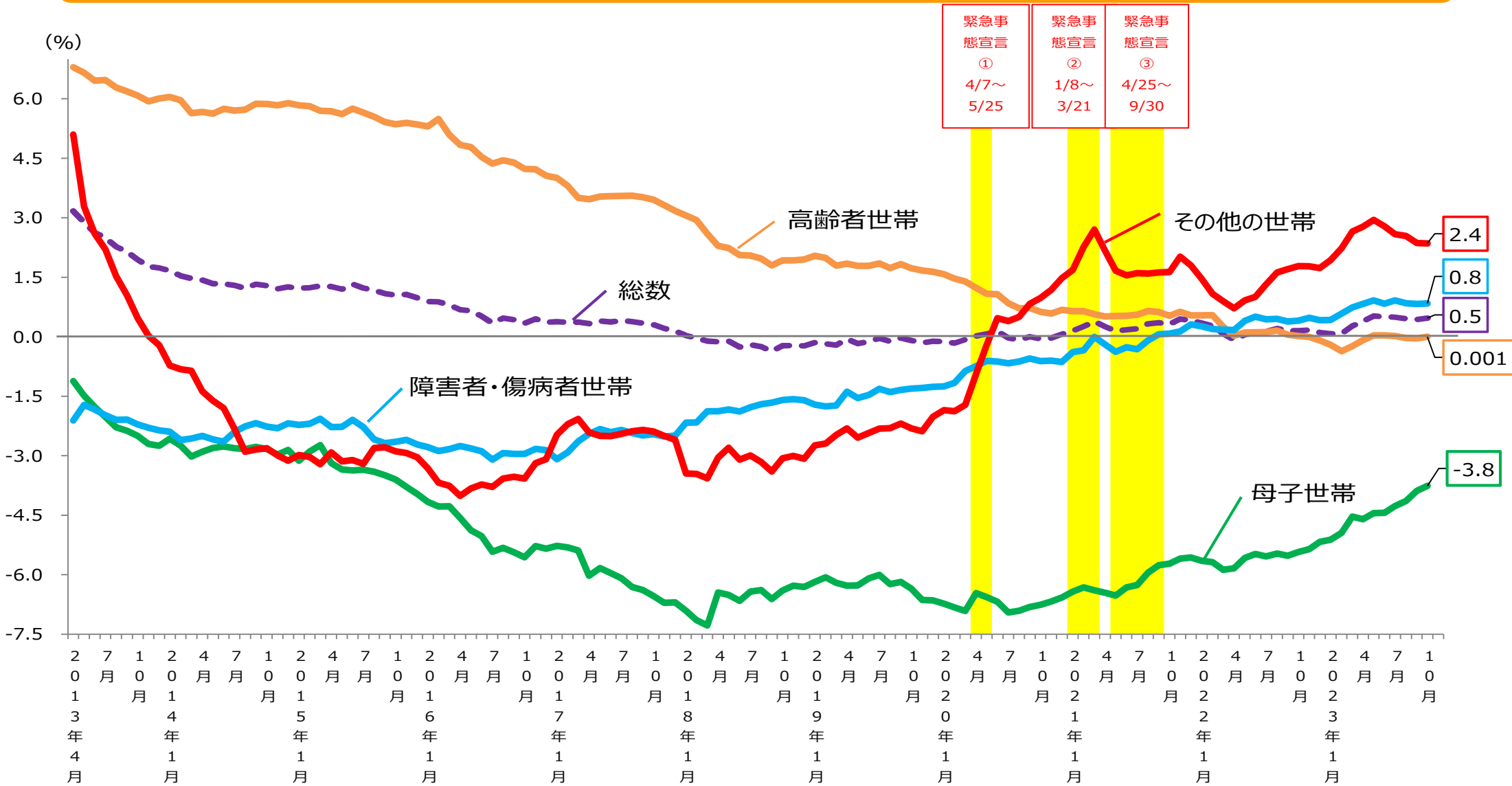
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2023年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

○生活保護受給世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の対前年同月伸び率は、低下傾向が続いている。
 ○一方で、「その他の世帯」の対前年同月伸び率は、近年上昇傾向にあり、コロナ禍を境としてプラスに転じている。



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2012年3月以前は福祉行政報告例）（2022年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

生活保護の最近の状況

■生活保護受給者数

	令和4年(2022年)			令和5年(2023年)									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数(万人)	202.4	202.7	202.7	202.4	202.2	202.8	201.8	202.1	202.1	202.1	202.2	202.1	202.2
対前年同月比(%)	▲0.7	▲0.6	▲0.7	▲0.7	▲0.6	▲0.4	▲0.3	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.2	▲0.2	▲0.1
対前月比(%)	▲0.01	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.5	0.1	▲0.03	0.01	0.05	▲0.05	0.05

■生活保護受給世帯数

	令和4年(2022年)			令和5年(2023年)									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数(万世帯)	164.4	164.7	164.7	164.5	164.3	164.7	164.4	164.8	164.9	165.0	165.2	165.1	165.2
対前年同月比(%)	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5
対前月比(%)	0.02	0.1	0.01	▲0.1	▲0.1	0.3	▲0.2	0.3	0.1	0.1	0.1	▲0.03	0.1

■保護の申請件数

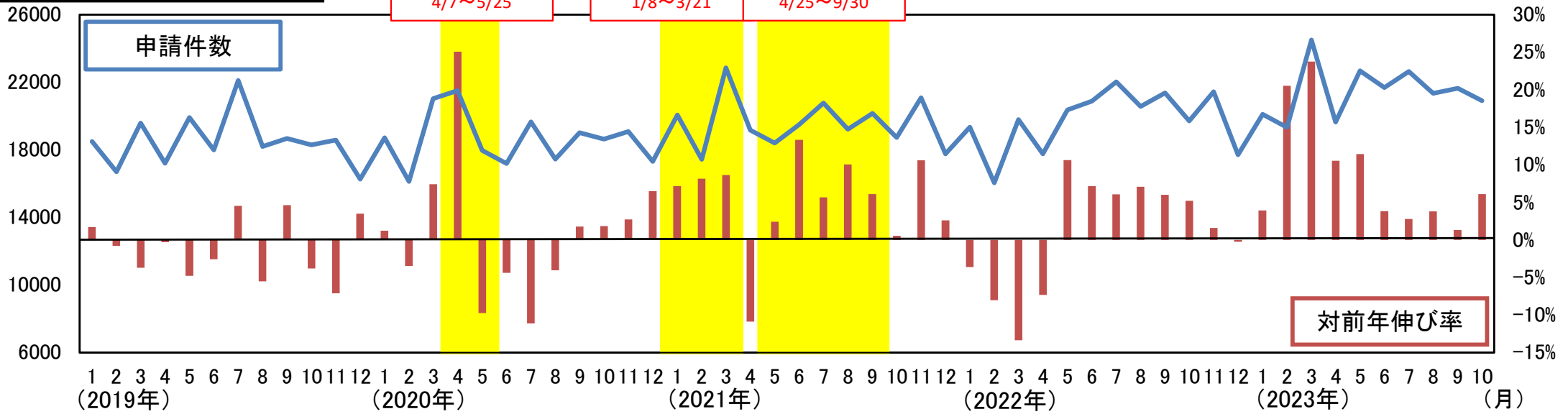
	令和4年(2022年)			令和5年(2023年)									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	19,700	21,433	17,706	20,095	19,321	24,493	19,633	22,680	21,681	22,627	21,341	21,644	20,900
対前年同月比(%)	5.2	1.6	▲0.3	3.9	20.5	23.7	10.6	11.4	3.8	2.8	3.8	1.3	6.1
対前月比(%)	▲7.8	8.8	▲17.4	13.5	▲3.9	26.8	▲19.8	15.5	▲4.4	4.4	▲5.7	1.4	▲3.4

■保護開始世帯数(決定件数)

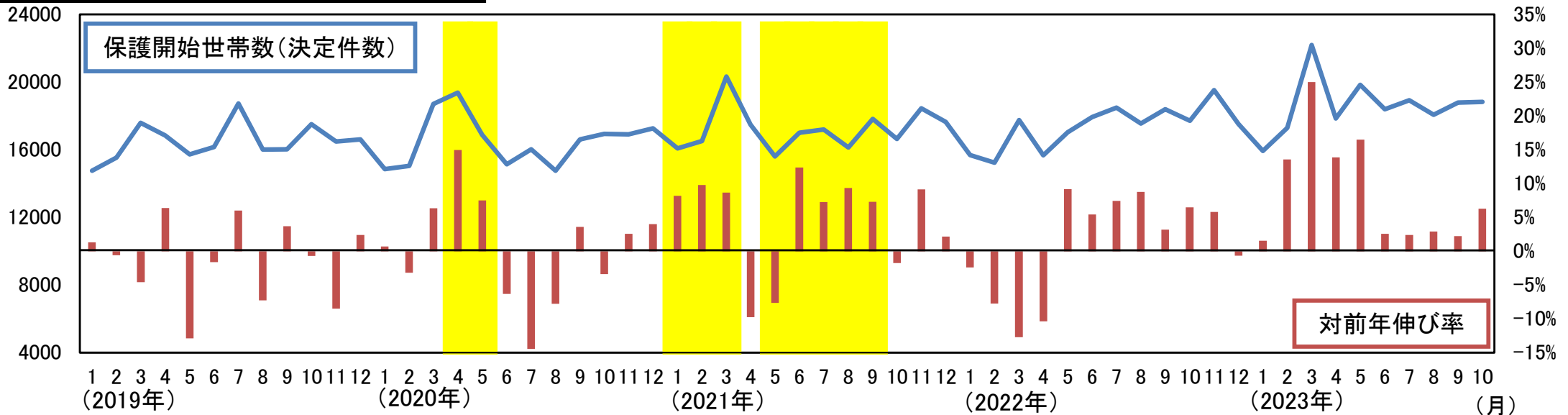
	令和4年(2022年)			令和5年(2023年)									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	17,716	19,522	17,532	15,937	17,300	22,190	17,851	19,847	18,398	18,934	18,067	18,803	18,830
対前年同月比(%)	6.5	5.8	▲0.7	1.6	13.6	25.0	13.9	16.5	2.6	2.4	2.9	2.2	6.3
対前月比(%)	▲3.7	10.2	▲10.2	▲9.1	8.6	28.3	▲19.6	11.2	▲7.3	2.9	▲4.6	4.1	0.1

新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



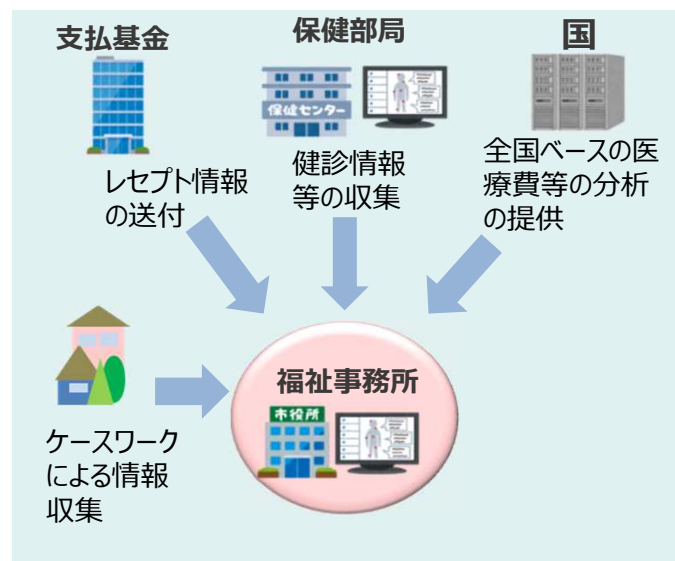
事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担**する。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組方策の**オに加え、ア～エから選択**

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

被保護者健康管理支援事業における全国データ分析

- 平成30年生活保護法改正により、被保護者健康管理支援事業の実施に資するための調査及び分析を行うことが定められ、令和3年度から、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を活用して、被保護者の医療の利用状況や健康状態を把握するために必要な全国データ分析を実施している。
- 本分析結果については、各都道府県において、管内福祉事務所間の地域差分析や、他の都道府県との比較により、自都道府県の被保護者の医療の利用状況や健康状態における課題分析を深める一助として活用できるよう、都道府県等へ提供している。

<主な分析内容>

主な分析内容	対象レセプトの範囲	対象レセプトの保険種別	対象レセプトの期間
・地域別にみた医療扶助費の状況(地域差分析)			
- 1人当たり実績医療費及び対全国比	医科入院、医科入院外、DPC、調剤、歯科	医療扶助	当年4月～翌年3月診療分
- 1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数			
- 地域差指数に対する各種寄与度			
・公的医療保険加入者との比較			
- 受診者1人当たり件数・日数・医療費	医科入院、医科入院外、DPC、調剤、歯科	医療扶助、市町村国保、後期高齢者医療	当年6月審査分(4・5月診療分)
- 受診者1人当たり傷病数・医療機関数	医科入院、医科入院外		
- 薬局利用者1人当たり医薬品種類数等	調剤		
・糖尿病・高血圧症・脂質異常症の有病状況等			
- 各疾患の1人当たり医療費・有病割合・受診者1人当たり医療費	医科入院外	医療扶助、市町村国保、後期高齢者医療	当年6月審査分(4・5月診療分)

※ 令和5年度は、令和3年度診療分のレセプトを対象に、上記分析内容を基本としつつ、必要な分析を追加する予定。

医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について

(1) 事案の概要

- 令和4年9月に、被保護者が複数の医療機関から大量の向精神薬の処方を受け、それらを転売目的で所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）違反の疑いで逮捕されるという事案が発生。
- 今回の事案では、以下の状況が見られ、福祉事務所と医療機関等との連携における課題が見受けられた。
 - 被保護者が、医療機関等を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかった。
 - 福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態が多かった。

(2) 今回の事案を踏まえた対応

「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について（依頼）」
（令和4年12月9日付け社援保発1209第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

※この他、医療関係団体にも取組への協力依頼に係る通知を发出

(1) 向精神薬の処方状況に係る実態把握

福祉事務所は、レセプト等により、被保護者が同一成分の向精神薬を複数の医療機関等から重複して処方されていないかの確認等を徹底。

(2) 医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における重複処方の確認

福祉事務所は、向精神薬の処方をされている者について、精神通院医療の支給認定の有無や、精神通院医療における向精神薬の処方状況を確認し、不適切な処方であった場合は、適正受診指導を行う対応を徹底。

(3) 適正受診指導等の徹底

福祉事務所は、(1)で把握された者について嘱託医への協議及び主治医等への確認を行い、不適切と認められた事例について、医療機関等と協力し適正受診指導等の徹底。その際、以下の点に留意。

- ① 処方薬剤の総量や頻度が顕著に多い等の場合は、速やかに嘱託医協議や主治医等への確認し、不適切な服薬状況が確認された場合には、適正受診指導や服薬指導・服薬管理を行う。
- ② 適正受診指導等を行っても不適切な重複処方が改善されない場合、必要に応じ、検診命令等（法第28条）を行った上で、指導・指示（法第27条第1項）を行う。なお、これに従わない場合には、所定の手続を経た上で、保護の変更、停止・廃止（法第62条第3項）を検討。
- ③ 医療扶助を未委託の医療機関・薬局での重複処方を確認した場合、被保護者への適正受診指導に加え、受診した医療機関・薬局に対しても当該者への向精神薬の処方に関する注意喚起を行う。合わせて、当該者の受診時に、かかりつけ医の受診を促すとともに、向精神薬の処方時には、他の医療機関・薬局での処方状況を聴取した上で、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力依頼を行う。

また、福祉事務所閉庁時の受診が特に多い場合は、速やかに内容を確認し適正受診指導を徹底する。その上で改善が認められない場合は、被保護者に翌開庁日以降の受診を促すなどの協力を、医療機関・薬局に求める。

- ④ ①・③の取組では、嘱託医や薬剤師等と連携の上、必要に応じて嘱託医や薬剤師に家庭訪問や医療機関等への同行訪問等の協力を仰ぐ。

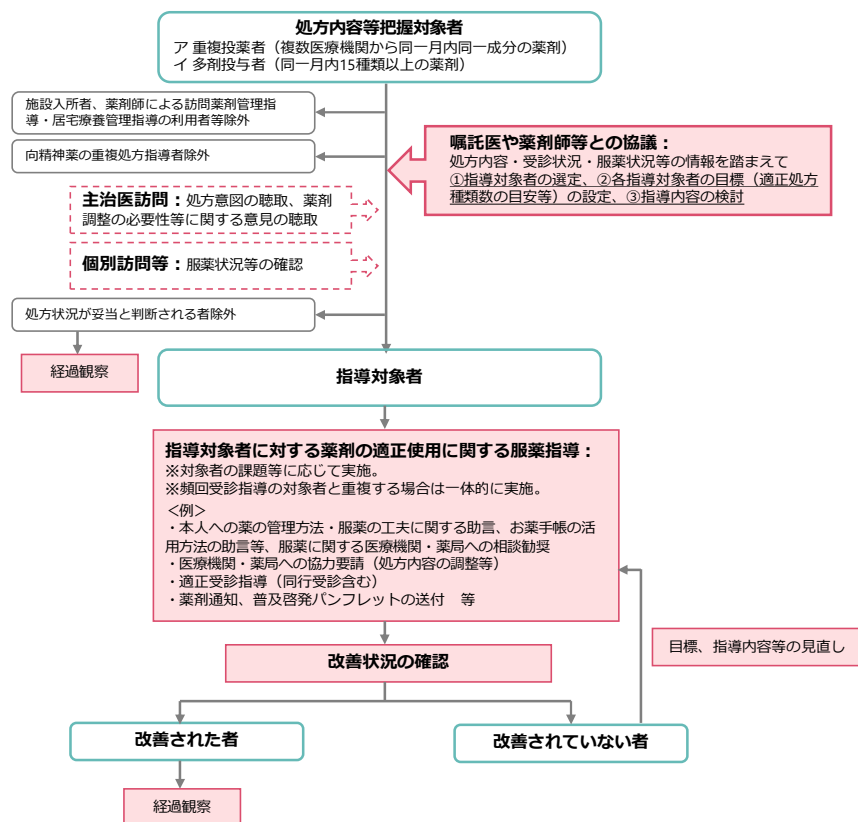
生活保護の医療扶助における医薬品の適正使用の推進について

(令和5年3月14日付け社援保発0314第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

通知概要

- 今後、医療扶助の更なる適正な運営に向けては、重複投薬の是正を始め、医薬品の適正使用を推進することが重要。一方、医療扶助では、主に向精神薬の重複投薬に着目した取組は行ってきているが、**向精神薬以外の重複投薬の是正や多剤投与の適正化に着目した取組は広く実施されていない。**
- また、複数疾患を有する患者では、併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっていると指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められている。
- このような状況を踏まえ、**重複投薬や不適切な複数種類の医薬品の投与がみられる者について、医師や薬剤師等医療関係者と連携して医薬品の適正使用に関する指導を行うことを目的とする。**

実施スキーム



1 重複・多剤投与の指導対象者の把握

(1) 処方内容等把握対象者の選定

福祉事務所は、レセプト等からア及びイの基準に該当する者を抽出。

ア 重複投薬者：同一月内に同一成分の医薬品（向精神薬を除く。）を2つ以上の医療機関から処方されている者。

イ 多剤投与者：同一月内に15種類以上の医薬品の投与を受けている者。

(2) 嘱託医や薬剤師等との協議、指導対象者の決定

処方状況等把握対象者について、処方内容、受診状況、服薬状況等の情報を踏まえ、重複・多剤投与の指導対象とするか否かを嘱託医や薬剤師等と協議[※]。また、多剤投与の指導対象と判断された者については、各指導対象者の指導内容等も協議。

※ 協議において主治医訪問の要否も検討し、主治医に処方意図等を聴取。また、必要に応じて対象者への個別訪問等により、服薬状況等を確認。

2 重複・多剤投与者に対する指導

福祉事務所は、地域の実業に応じて、庁内の関係部局や、地域の医療機関・薬局、医師会・薬剤師会等の関係機関との連携体制の構築を含め、実施体制の確立を図り、重複・多剤投与の指導対象者への指導を実施。

3 改善状況の確認

指導の結果、受診行動や処方種類数等が改善されたかどうかについて、翌月のレセプトにより確認。

医療扶助・被保護者健康管理支援事業に関する都道府県等の関与

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- 都道府県が、広域的な観点から市町村に対し、取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行う仕組み（努力義務）を創設する。都道府県における医療関係者・学識経験者等の専門的知見を確保するための手法については、各自治体の状況に応じて会議体の設置以外の手法も含めて柔軟かつ適切に選択できるものとする。

国から都道府県への支援

課題分析のための人的・物的支援

- NDBを活用した全国データの提供
- 健診・医療等の「見える化」分析ツール
- データ活用マニュアル
- データ分析・活用に係る研修等

参酌となる目標値の提示

外部委託などへの支援

都道府県から市町村への支援（イメージ）

優先的課題の検討

他自治体とのデータ比較や、管内市町村のデータ分析を踏まえ、優先的課題を検討。

目標値の検討

優先的課題に関する目標値等の設定を検討し、管内市町村の取組状況を把握。

取組結果の評価

課題ごとの目標値に基づいて、管内市町村における取組の進捗状況を把握するとともに、管内市町村へ情報提供を行う。

市町村支援の実施

優先課題や目標値を踏まえ、取組への助言や研修プログラムの実施、先行的取組の横展開などを実施

PDCAサイクルを用いた効果的な支援

データ提示

助言等

医療関係者・学識経験者等
(外部委託可)

【国、都道府県による支援を行うことで期待される効果】

- ・ 市町村における健診受診率の向上や生活習慣病対策の取組がより進められる。
- ・ 薬物有害事象にもつながる多剤投薬の適正化等の取組が効果的に進められる。
- ・ 住民の健康課題の把握や重症化予防につながるとともに、住民の適切な医療につながる。

13 生活保護法施行事務監査等について

(1) 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

本年度についても、都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、それぞれ工夫し、効果的な監査の実施に取り組み頂いているところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるよう、各実施機関の過去の監査結果、最近の保護動向等を勘案して監査の重点事項を定めた実施計画を策定し、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。また、監査において明らかになった課題や問題点などを的確に改善していくために、各実施機関において実効性のある実施方針及び事業計画が策定されるよう、指導をお願いする。

重ねて、各実施機関において、より適切な対応が行われるよう、引き続き、適切な指導を実施するために必要な監査体制の維持・充実強化について特段の配意をお願いする。

(2) 令和6年度における国が実施する監査について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、下記重点事項を中心に実施してきたところであるが、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関

が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助が不十分な実施機関もあり、そうした機関では、結果として多くの課題が認められている。

令和6年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(参考) 令和5年度重点事項

- ・ 保護の相談及び申請の適切な取扱いについて
- ・ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- ・ 適切な収入の把握等について
- ・ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- ・ 適切な実施方針及び事業計画の策定について

イ 監査の実施方法について

令和6年度においても、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や大規模な実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

(3) 生活保護指導職員会議及び査察指導機能の充実強化を目的とした研修会の開催について

例年、①都道府県本庁等の生活保護指導職員を対象とする会議（当該年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的）及び②各実施機関の査察指導員等を対象とする研修会等（査察指導機能の充実強化に資することを目的）を開催しているところである。

令和6年度の開催については、全国会議形式による開催を予定しているので了知願いたい。

【参 考】各会議の開催方法等（予定）

○ **生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議**

開催時期：令和6年4月下旬 場所：東京都内

○ **新任生活保護査察指導員等基礎研修会**

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

開催時期：令和6年5月下旬 場所：東京都内

○ **全国生活保護査察指導に関する研究協議会**

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

開催時期：令和6年8月下旬 場所：東京都内

（４）不正等事案及び不正受給の未然防止等の取組について

今年度においても現業員等による不適切な経理事務、事務誤り、事務懈怠事案、申請権の侵害が疑われる事案など不正等事案や、不正受給（別紙参照）が見受けられたところである。

引き続き、不正事案及び不正受給の未然防止並びに適切な徴収金の取扱いについて、指導をお願いする。

（５）生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に準じ、計画的な見直し（令和2年度～6年度／29人の削減）を行う予定である。

については、令和6年度には5人の削減を予定しているのので、格段のご理解とご協力をお願いする。

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停廃止等
	件	千円	千円	件	件
H30	37,234	14,005,954	376	126	9,643
R1	32,392	12,960,895	400	125	7,820
R2	32,090	12,646,593	394	144	7,685
R3	27,891	11,045,045	396	125	6,896
R4	24,683	10,573,687	428	136	5,849

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	15,878	49.5%	12,648	45.3%	12,212	49.5%
稼働収入の過小申告	3,551	11.1%	3,179	11.4%	2,787	11.3%
各種年金等の無申告	5,678	17.7%	4,989	17.9%	3,544	14.4%
保険金等の無申告	771	2.4%	773	2.8%	583	2.4%
預貯金等の無申告	387	1.2%	408	1.5%	309	1.3%
交通事故に係る収入の無申告	391	1.2%	296	1.1%	233	0.9%
その他	5,434	16.9%	5,598	20.1%	5,015	20.3%
計	32,090	100.0%	27,891	100.0%	24,683	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(令和4年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(90.3%)	(4.7%)	(5.0%)	(100.0%)
22,295	1,165	1,223	24,683

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

第4 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(地域福祉課)

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正において、包括的支援体制の整備が市町村の努力義務として定められた。また、令和2年の社会福祉法改正においては、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設され、令和3年4月から施行された。

重層事業の実施自治体数については、令和3年度42市町、令和4年度134市町村、令和5年度189市町村であり、その数は徐々に増加している。

令和6年度には346市町村が実施する予定であり、引き続き、この重層事業の効果的な実施による包括的支援体制の整備を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、適切に支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるように「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和6年度に重層事業を実施する予定の346市町村（令和5年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和6年度予算案における既存事業及び多機関協働事業等（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の3事業を総称している。）の補助率は表2のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表3のとおり予定している。

表1 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 ※市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
等 多 機 関 協 働 事 業	参加支援事業 *法第106条の4第2項第2号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *法第106条の4第2項第4号 多機関協働事業 *法第106条の4第2項第5号

表2 (令和6年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等				
		国	都道府県	市町村	その他	
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—	
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—	
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—	
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)	
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)	
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—	
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	下記以外	1/2	—	1/2	—
		地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業 (R6～) ※3	1/2	1/4	1/4	—
多機関協働事業等	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	1/2	1/4	1/4	—	

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加え

て、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

※3 政令市・中核市の場合の負担割合は、国 1/2、政令市・中核市 1/2

表3（令和6年度における多機関協働事業等の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

（3）多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡

充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和6年度予算案について

令和6年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計555億円（令和5年度は351億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月から重層事業が施行されたことに伴い、令和3年度より移行準備事業を実施している（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである。なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和6年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持するとともに、国庫補助基準額については令和5年度の見直し後の基準額を令和6年度も踏襲し、表4-2のとおりとすることとしているので御了知願いたい。

令和6年度においては既に206市町村が実施を予定していると承知しており、各自治体におかれては、引き続き重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

本事業は、重層事業に移行するための試行的な事業という性格を有しているが、重層事業の施行から一定期間が経過し、重層事業の実施事例が数多く報告されてき

ていることから、令和7年度末をもって終了する予定である。このため、令和6年度に新規に実施する市町村については、最長で2か年の事業となるので予め御承知おき願いたい。本事業終了後は、既実施自治体のノウハウを参考としていただくとともに、令和6年度から開始する重層事業未実施自治体向けのブロック研修に参加していただくなどにより、重層事業実施にあたっての体制整備構築を進めていただきたい。

表4-1（令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	37,300,000
500,000人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表4-2（令和5年度以降に新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	6,300,000
10,000人以上～30,000人未満	7,000,000
30,000人以上～50,000人未満	7,800,000
50,000人以上～100,000人未満	8,500,000
100,000人以上～200,000人未満	10,500,000
200,000人以上～300,000人未満	12,600,000
300,000人以上～500,000人未満	14,000,000
500,000人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和5年度は44道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表5（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において<u>第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内にお

いて体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から実施している。令和5年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表6）を実施している。

令和6年度における人材養成事業においては、令和5年度までと同様に、重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者、市町村の後方支援を担う都道府県等を対象にした研修を実施する予定であるほか、新たに、重層事業を実施していない自治体を対象とした、包括的支援体制を構築するために必要な知識・技能等を習得するためのブロック別研修を実施する予定である。都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度から令和5年度までに実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URL は以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表6（全国研修の概要（令和5年度の例））

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
みんなでキャンプ！	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・対面 ・オンデマンドによるハイブリッド受講	令和5年10月
【基礎編】研修	都道府県、重層事業未実施自治体、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	①オンデマンド ②Zoom 集合研修 (第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定)	①令和6年1月 ②令和5年10 月、令和6年2月
【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	・Zoom 集合研修 (第1回と第2回 の間に、自治体が 自主的に実践研修 を行うことを想 定)	令和5年11月、 令和6年2月

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するために、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、このための一手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表7）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画を策定するよう努めることが規定されている。

また、こうした多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表8）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第34条の10で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表7（社会福祉法（抜粋）） 再掲

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、<u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>3（略）</p>
--

表8（多様な施策との連携通知）

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域若者サポートステーション事業 	令和3年4月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環共生圏 	令和4年6月30日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）

（令和4年6月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」

（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を发出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

重層事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的に御活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

(3) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について（通知）」の改正について」（令和

4年3月31日付け社援地発 0331 第1号厚生労働省 社会・援護局長地域福祉課長通知)において、重層事業を実施している市町村に対し、各四半期ごとに事業実績報告をお願いしているところである。

この実績報告については、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」を新たに導入することにより、令和5年7月から当該システムを通じて御報告いただくことを可能としている。

重層事業を実施している市町村におかれては、このシステムも活用しつつ、引き続き事業実績報告への御協力をお願いしたい。

(4) 地域共生ポータルサイト等の周知広報に向けた活動について

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。また、令和5年4月から6月までの間、厚生労働省のメディアプラットフォームに『地域共生社会を考えるコラム』を掲載するなどの広報も行ったところである。いずれも、地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

○地域共生社会を考えるコラム

<https://mhlw-communication-gov.note.jp/m/m4d970b6b4d97>

(5) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和6年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記第4の3の(3)で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

第5 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

自殺対策基本が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。（平成18年：32,155人→令和元年：20,169人）

一方で、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、令和4年には、自殺者総数が前年を上回り、21,881人となった。また、男性の自殺者数（14,746人）が13年ぶりに増加し、女性の自殺者数（7,135人）が3年連続で増加するとともに、小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となった。

（2）自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

また、自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、後述する第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

なお、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

2 自殺対策について

(1) 第4次自殺総合対策大綱

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

（子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化）

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等によ

る自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

(女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

(地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

(総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

(自殺対策の数値目標)

また、「自殺対策の数値目標」については、旧大綱において、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺

死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させるとの目標を掲げていた。具体的には平成 27 年に 18.5 だったものを、令和 8 年まで 13.0 以下にするという数値目標となるが、令和 2 年で 16.4 とまだ目標達成はできていない状況であったことから、本大綱でも、引き続き、この数値目標を継続することとしている。

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

(2) こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和 5 年 6 月 2 日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

(3) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

第 4 次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。（主な内容の抜粋。下線は拡充部分）

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約 3 人に 1 人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。

- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の国庫補助率を1/2から2/3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いする。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いする。

なお、令和5年度ゲートキーパー基盤整備事業において、現在、テキストの作成等を行っているため、今後、作成したテキストを配布させていただく予定である。また、今年度中に講師養成研修の試行的な実施を行う予定であり、改めて詳細はお知らせするので、調整等をお願いする。

（参考）令和6年度ゲートキーパー関係予算（案）

（1）ゲートキーパー基盤整備事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 令和5年度における本事業を踏まえて、専門職種等に応じた研修テキスト等の作成、全国ブロック毎の講師養成研修の開催等を実施。

（2）ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパ

一の養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、補助率2/3）。

（3）ゲートキーパー支援事業

- ・ ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施（相談、アドバイス、居場所づくりを行う。）（民間団体向け、補助率10/10）。

（4）自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

（5）地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長、地域自殺対策プラットフォーム）を推進するための予算の拡充を行っているが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、

その連携・協働を推進する

< 地方公共団体 >

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

(中略)

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(6) SNS 地域連携包括支援事業、各種モデル事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和6年度予算案において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施自治体数の増を図るほか、

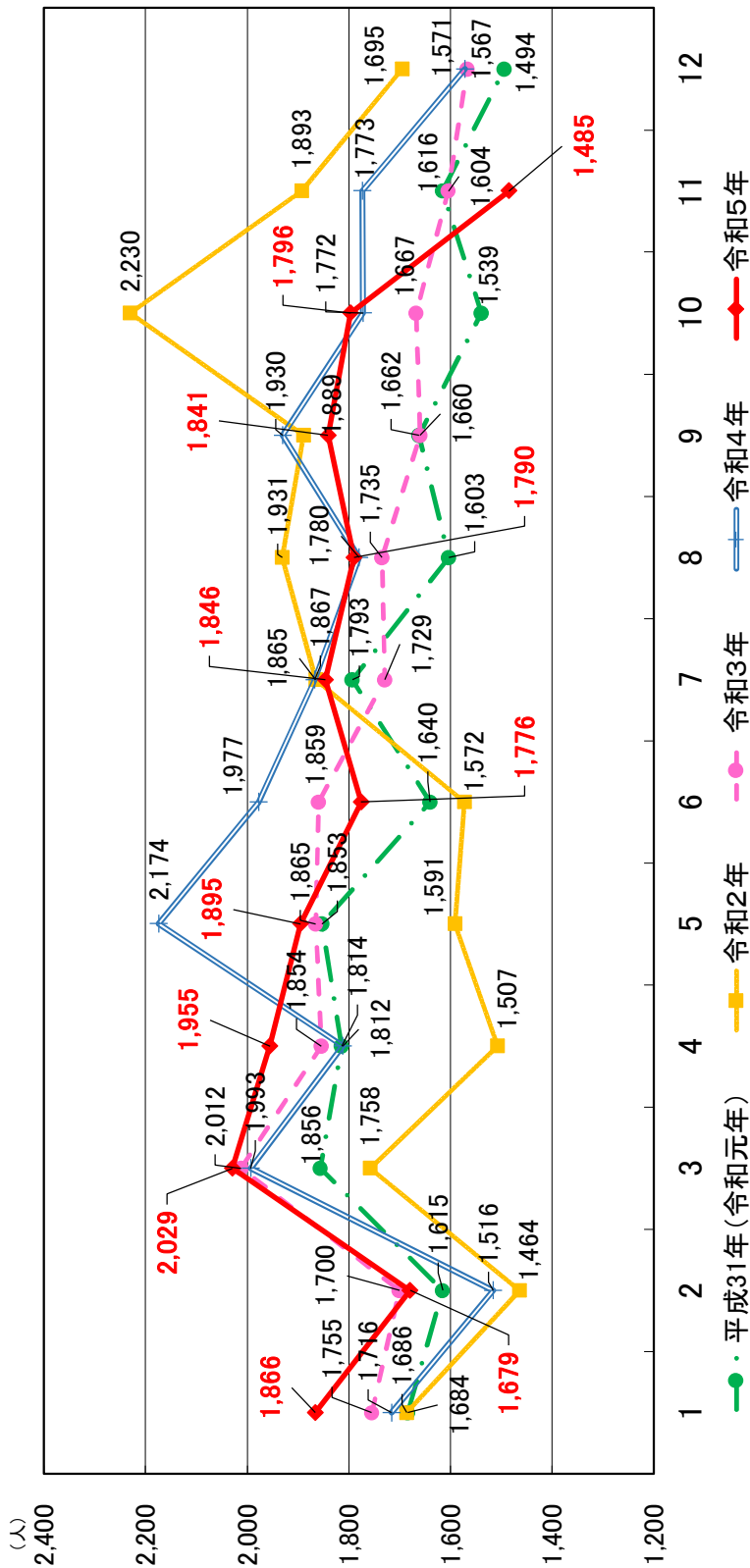
令和5年度補正予算において、都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の特任家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業を新たに立ち上げるた

めの予算を計上している。

事業の詳細、公募に関する御案内については、別途事務連絡によりお示ししているが、特に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全国設置に向けた取組支援を行っているので、当該事業の積極的な活用を御願いたい。

自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和5年12月15日現在

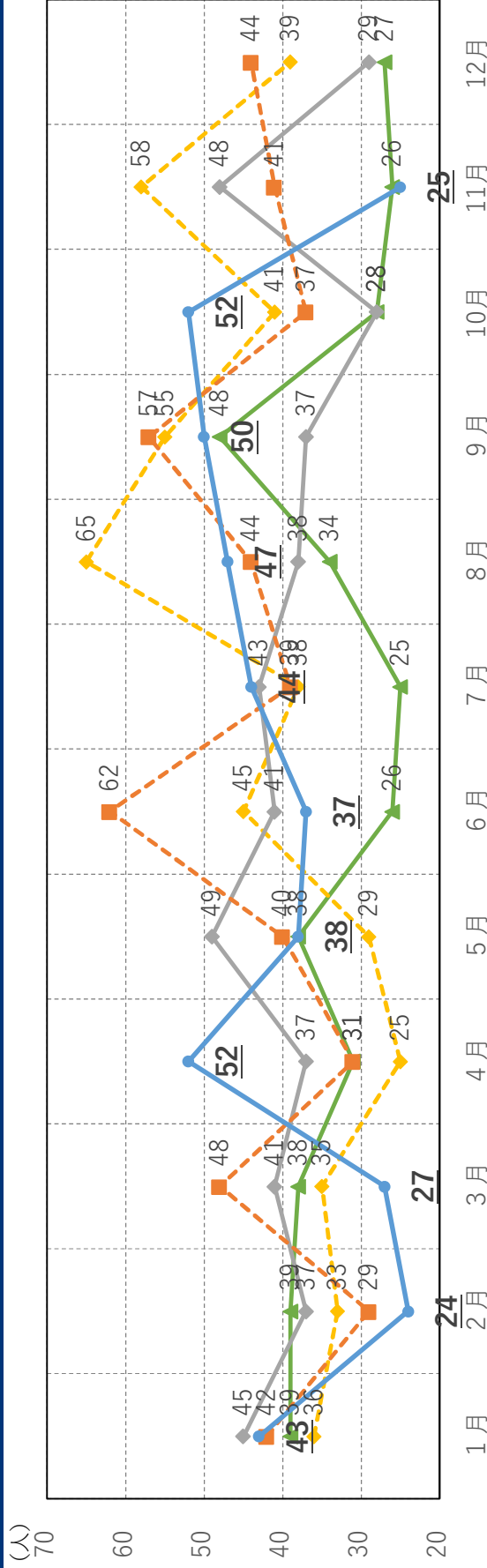


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	合計	1,866	1,679	2,029	1,955	1,895	1,776	1,846	1,790	1,841	1,796	1,485	19,958
	男性	1,237	1,176	1,445	1,367	1,308	1,190	1,240	1,200	1,259	1,218	985	13,625
	女性	629	503	584	588	587	606	590	582	578	578	500	6,333
令和4年	合計	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	21,881
	男性	1,146	1,028	1,355	1,231	1,447	1,315	1,260	1,215	1,283	1,230	1,185	14,746
	女性	570	488	638	581	727	607	607	565	647	542	588	7,135
対前年増減数(月別) (5-4)	総数	150	163	36	143	-279	-201	-21	10	-89	24	-288	-
	男性	91	148	90	136	-139	-20	-24	-15	-24	-12	-200	-
	女性	59	15	-54	7	-140	-76	-1	25	-65	36	-88	-
対前年増減率(月別) (5/4)	総数	8.7%	10.8%	1.8%	7.9%	-12.8%	-10.2%	-1.1%	0.6%	-4.6%	1.4%	-16.2%	-
	男性	7.9%	14.4%	6.6%	11.0%	-9.6%	-9.5%	-1.6%	-1.2%	-1.9%	-1.0%	-16.9%	-
	女性	10.4%	3.1%	-8.5%	1.2%	-19.3%	-11.5%	-0.2%	4.4%	-10.0%	6.6%	-15.0%	-

※ 令和4年は確定値、令和5年は暫定値

小中高生の自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和5年12月15日現在



令和5年 11月 25
令和4年 10月 25
令和3年 9月 25
令和2年 8月 25
令和元年 7月 25
平成31年(令和元年) 6月 25
令和5年 5月 25
令和4年 4月 25
令和3年 3月 25
令和2年 2月 25
令和元年 1月 25

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月～11月累計
小中高生計	43	24	27	52	38	37	44	47	50	52	25	439	439
うち小学生	3	1	0	11	12	9	14	18	9	18	6	11	11
うち中学生	14	9	11	16	38	28	23	29	41	31	19	132	132
うち高校生	26	14	14	16	38	28	31	29	41	31	19	296	296
小中高生計	42	29	29	48	31	40	62	44	57	37	41	444	470
うち小学生	1	1	1	1	1	3	0	3	2	0	2	2	17
うち中学生	15	8	12	9	9	14	8	10	18	13	14	13	143
うち高校生	26	20	35	21	30	45	31	31	37	24	25	29	354
小中高生計	1	-5	-21	21	-2	-25	5	3	-7	15	-16	-75	-31
対前年増減数(月別) (5-4)	2	0	-1	1	0	-3	1	-3	-2	3	-2	-6	-4
対前年増減率(月別) (5/4)	-1	1	-1	3	0	0	4	8	-9	5	-8	-11	2
対前年増減率(月別) (5/4)	0	-6	-19	17	-2	-22	0	-2	4	7	-6	-58	-29
小中高生計	2.4%	-17.2%	-43.8%	67.7%	-5.0%	-40.3%	12.8%	6.8%	-12.3%	40.5%	-39.0%	-14.6%	-6.6%
うち小学生	200.0%	0.0%	-100.0%	100.0%	0.0%	-100.0%	-	-100.0%	-100.0%	-	-100.0%	-35.3%	-26.7%
うち中学生	-6.7%	12.5%	-8.3%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	80.0%	-50.0%	38.5%	-57.1%	-7.7%	1.5%
うち高校生	0.0%	-30.0%	-54.3%	81.0%	-6.7%	-48.9%	0.0%	-6.5%	10.8%	29.2%	-24.0%	-16.4%	-8.9%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

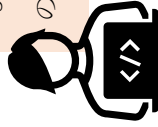
リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、

自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、

マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を指すと

ともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される

「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の

全国への設置を指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する 自殺に関する統計及びその関連資料を

集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実

態解明に取り組むとともに、分析に当たったての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

地域自殺対策強化交付金

令和6年度当初予算案 30.5億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしてしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

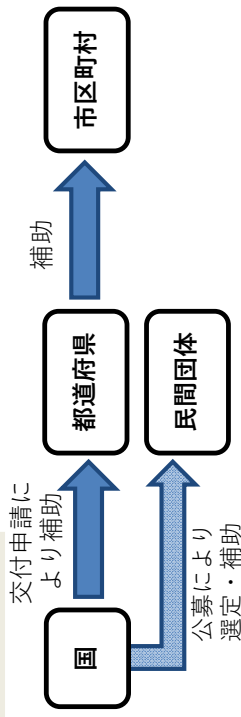
<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）補助率1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・ 自殺予防関連の相談会の開催
 - ・ 電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・ 各種相談員の養成
 - ・ ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・ 支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・ 自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・ 電話・SNS等による相談活動
 - ・ 自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援等
 - ・ ゲートキーパーになった者に対する支援
- の取組を支援。

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

都道府県自殺対策プラットフォームの構築

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数 (1.1億円) ※〇内は前年度当初予算額

1 事業の目的

〇自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援する」ことや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。

〇このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置 (都道府県・指定都市)

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築 (都道府県)

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

〇地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体：都道府県・指定都市、補助率：1/2

〇都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体：都道府県、補助率：1/2

自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

令和6年度当初予算案 6.0億円 (4.9億円) ※〇内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえ、取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

〇こどもの自殺対策の強化

- (1) こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化
こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。
- (2) こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組み、自治体への支援の強化等
こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。
- (3) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組み、自治体への支援の強化等
自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組み、自治体への支援を強化するため、海外の自治体との交流・研修の実施に要する経費を拡充する。

〇指定調査研究等法人における体制の拡充

- (4) 著名人の自殺報道等への対応の強化
著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえ、それらの自治体への支援を強化する。
- (5) 自殺対策に取り組み、自治体、民間団体への支援等の強化
自治体職員向け、ラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組み、自治体職員や自殺対策に取り組み、民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。
- (6) 海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進
日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人 「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率 10/10

調査研究等業務交付金

令和6年度当初予算案：6.0億円

目的等

- ◆ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に関する調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第4条に基づき、「一般社団法人のち支える自殺対策推進センター（JSCP、代表理事：清水康之）」を指定調査研究等法人として指定。

事業内容

自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用

- ◆ 自殺対策を総合的に推進していくため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究を推進する。
- ◆ 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

調査研究・検証を行う者に対する助成

- ◆ 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。（革新的研究プログラム）

先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供

- ◆ 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組み。

地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施

- ◆ 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- ◆ 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

地方公共団体等の関係職員に対する研修

- ◆ 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- ◆ 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

自傷・自殺未遂レジストリの運用

- ◆ 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

【自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援】
 施策名：地域における自殺防止対策の強化

令和5年度補正予算 21億円

① 施策の目的

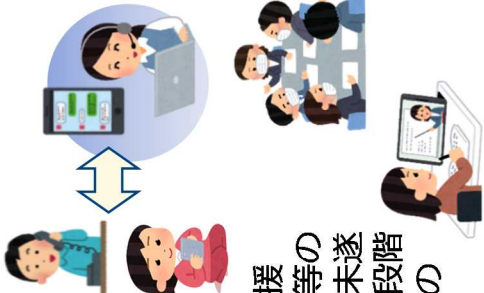
- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

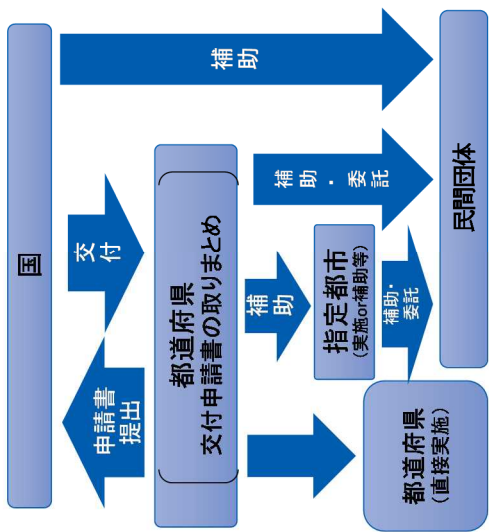
③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
 - ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件
 (対象、補助率等) 等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率：国：1/2、10/10(都道府県・指定都市)
 :10/10(民間団体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ (経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

第6 困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(女性支援室)

1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行について

(1) 女性支援新法の施行に向けた取組

令和6年4月1日より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)が施行される。女性支援新法の施行に伴い、これまで売春防止法を主な根拠として行われてきた婦人保護・女性支援について、今後は、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった新たな視点に立ち、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとしている。

都道府県におかれては、引き続き、女性支援新法の施行に向けて、新たな支援体制の構築や条例等の整備などの準備に取り組んでいただくとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけをお願いします。

(2) 都道府県基本計画等の策定

女性支援新法においては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」(基本計画)の策定を都道府県に義務づけるとともに、市町村に対しても努力義務として基本計画の策定を求めている。

都道府県におかれては、既に計画の策定に取り組んでいただいているものと承知しているが、引き続き、地域の実情や課題を把握し、必要な支援のための施策をご検討いただき、令和5年度末までの策定をお願いします。

また、都道府県におかれては、管内市町村に対し、計画の策定に取り組んでいただくよう働きかけていただくようお願いする。

なお、基本計画の策定や女性支援新法の施行に当たり、都道府県等が開催する研修会等において、厚生労働省による行政説明等の対応を希望される自治体におかれては、積極的にご連絡いただきたい。

(「研修会等における行政説明及び都道府県基本計画の策定等に関する意見交換について」(令和5年9月8日厚生労働省社会・援護局総務課女性支

援室事務連絡) 参照)

(3) 支援調整会議の設置

女性支援新法では、地方公共団体は、単独又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される「支援調整会議」を組織するよう努めるものとされているため、当会議体の積極的な設置をお願いする。

また、現在、国において、支援調整会議の実施に関するガイドラインを策定しているところであり、今後発出予定であり、参考にしていただきたい。

(4) 女性相談支援員の配置促進

女性支援新法では、女性相談支援員について、市町村においても配置に努めるものとされている。支援対象者の身近なところで、寄り添いながら、きめ細かな支援が行われるよう、都道府県においては、女性相談支援員未配置市町村に対し、その配置を働きかけていただくようお願いする。

また、婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。

について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

なお、現在、国において、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、研修カリキュラムの策定に取り組んでいるところである。都道府

県におかれては、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

(5) 民間団体との協働による支援

女性支援新法では、都道府県及び市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、支援を行うものとされている。

「困難な問題を抱える若年女性に対する支援スタートアップマニュアル」（令和4年3月「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究」ワーキングチーム）等を参考にしながら、民間団体と協働した支援体制を構築するようお願いする。

なお、支援を行うことができる民間団体が少ない自治体においては、後述する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の立ち上げに関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

(6) 各種ガイドライン等の改定

現在、厚生労働省において、支援の指針となる各種ガイドライン等（「女性相談支援センターガイドライン」、「女性相談支援員相談・支援指針」、「女性自立支援施設運営指針」）の策定に取り組んでいるところであり、今後発出予定である。

各自治体におかれては、本ガイドライン等を踏まえつつ、困難な問題を抱える女性、一人一人のニーズに応じた寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

(7) 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

本年1月末に、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を公開することとしている。本サイトでは、支援対象者向け

に各自治体の相談窓口の案内を行うとともに、支援機関・支援者向けに、各種通知、調査研究の成果物のほか、女性支援に関するコラムや広報素材等を掲載することを予定している。都道府県におかれては、積極にご活用いただくとともに、市町村を始めとした関係者等への周知について、ご協力をお願いする。

(5) 全国フォーラム

令和6年1月26日に、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、女性支援特設サイトに掲載しているため、ご確認いただくようお願いする。

【参考】女性支援新法の施行に関する主な政省令

- ・女性相談支援センターに関する政令（令和五年政令第八十五号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則（令和5年厚生労働省令第37号）
- ・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和5年厚生労働省告示第109号）
- ・女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第十八条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和5年厚生労働省告示第110号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第163号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第68号）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（令和5年厚生労働省告示第171号）

2 令和6年度予算案について

(1) 女性相談支援員活動強化事業【拡充】

「女性相談支援員活動強化事業」（旧：婦人相談員活動強化事業）は、女性相談支援員の人材確保及び専門性の向上を図ることを目的として、都県及び市が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

令和5年度からは、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を、統括女性相談支援員として配置した場合は月額4万円、主任女性相談支援員として配置した場合は月額5千円の処遇改善を実施しているところである。

令和6年度当初予算案においては、

- ・ 実施主体の拡大（都道府縣市 ⇒ 都道府縣市町村）
- ・ 勤勉手当加算の創設

を計上しているため、積極的に活用いただくとともに、女性相談支援員の処遇の確保に努めていただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(2) 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】

「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」は、女性相談支援員を配置している市において、円滑に「支援調整会議」の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

令和6年度当初予算案においては、実施主体の拡大（女性相談支援員を配置している市 ⇒ 都道府県・女性相談支援員を配置している市町村）を盛り込んでいるところである。

また、本事業の国の補助率は10/10補助であるほか、会議の構成等については、地域の実情に応じて柔軟な事業実施が可能なものであるため、積極的に活用いただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 10 / 10

(3) 女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】

令和6年度当初予算案では、新規事業として、女性自立支援施設における「通所支援」に必要な費用を補助する「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」を盛り込んでいるところである。

本事業は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくないため、そういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的としたものである。

具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施
- ・ 当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・ 施設の生活体験

等に必要な費用を補助するものであり、都道府県におかれては、積極的にご活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力をお願いする。

<実施主体> 都道府県

<補助率> 国 3 / 4

(4) 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」（旧：売春防止活動・DV対策機能強化事業）は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・ 夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・ 女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催

- ・ 女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・ 女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）

等に必要な費用を補助するものである。

特に若年層を中心にSNS等がコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえると、SNSを活用した相談を行うことも有効と考えられるため、積極的にご活用いただくようお願いする。

<実施主体>事業により異なる。

<補助率>国 1 / 2（地方負担割合は、事業により異なる。）

(5) DV被害者等自立生活援助事業

「DV被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のDV被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するDVシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要な費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的にご活用いただくようお願いする。

<実施主体>都道府県・市（特別区含む）

<補助率>国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

(6) 若年被害女性等支援事業

「若年被害女性等支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が協働し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、自立支援等に必要な費用を補助するものである。

特に、若年女性は、自ら悩みを抱え込んでいることで問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されており、公的機関と民間団体が密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を実施していくことが非常に重要である。

各自治体においては、本事業を積極的に活用いただき、民間団体との協働により、一人一人のニーズに応じた寄り添った支援体制の構築に取り組んでいただくようお願いする。

なお、事業の実施に当たっては、

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議等を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援については、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

にご留意いただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市 1 / 2）

（7）民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要な費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、団体の掘り起こし策等の検討を行うこと。
- ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取り組み
- ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援

により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

（8）困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動

- ・ ICTの利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所者等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的にご活用いただきたい。

(9) 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」（旧：婦人保護事業負担金）は、女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用を負担するものである。

「女性自立支援事業費補助金」（旧：婦人保護事業費補助金）は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和6年度当初予算案においては、それぞれ人身取引被害者に対応するための通訳を配置する「人身取引被害者対応支援加算」を拡充し、通訳者雇上費の対象を人身取引被害者に限定せず、全ての外国籍を有する者へ拡大しているため、地域の実情に応じてご活用いただきたい。

(10) 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」（旧：婦人相談所運営費負担金）は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要な通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

(11) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）においては、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の推奨

事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を追加する旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」（令和5年11月9日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・保護課保護事業室・地域福祉課事務連絡）をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等におけるエネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援や施設整備における資材費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただきたい。

(12) 社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

「社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センター設置市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、及び都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和3年度から令和7年度までの5か年は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、施設の耐震対策等の整備（耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策）を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

また、令和5年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金における他の補助対象施設と同様に、女性自立支援施設等の整備についても、原則、単年度の整備事業を協議（補助）の対象としているので、ご留意いただきたい。

(13) 補助金の適正な執行について

国庫補助金については、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられないことがないよう徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること
- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること

等について徹底いただくようお願いする。

3 令和6年度の取組について

(1) 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討

令和6年度において、女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を進めることとしている。

検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知いただくようお願いする。

(2) 全国の女性相談支援センターへ繋がる短縮ダイヤル設置・運用の検討

困難な問題を抱える女性が、女性相談支援センターにアクセスしやすい環境を整備することを目的として、短縮ダイヤル（※）の設置・運用を検討しているところである。

詳細については、別途ご連絡させていただくが、各都道府県においては、予めご承知いただくとともに、設置・運用の際はご協力をお願いする。

※ 全国にいる相談者が「#4桁番号」に電話をすれば、電話をかけた所在地の女性相談支援センターにつながる仕組み。

4 その他

(1) 悪質ホストクラブ問題

現在、いわゆるホストクラブの利用客が、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、その返済のために売春する等の事例が生じている。

被害に遭われた方それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていくことが重要であるが、引き続き、どこに何を相談して良いか分からない方については、まずは、婦人相談所を最初の相談窓口として対応いただくようお願いする。

また、相談者の中には、居住地の都道府県以外の婦人相談所に連絡される場合もあるが、他の都道府県に在住する者から相談があった場合についても、厚生労働省HP（URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001182589.pdf>）をご活用いただき、居住地の都道府県の相談窓口又は専門機関の窓口をご紹介いただくなど、適切な相談窓口に繋いでいただくよう配慮をお願いする。

併せて、「悪質ホストクラブに関する相談受付件数調査について」（令和5年12月8日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）において依頼しているとおり、婦人相談所において受け付けた悪質ホストクラブ問題に関する相談件数については、毎月5日までに前月分の状況をご報告いただくようご協力をお願いする。

(2) 外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

(3) 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画に基づき、関

係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かい支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているため、遅漏のないようお願いする。

（４）ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

（５）「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の女性自立支援施設である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、現在、本体施設の改築工事を行っており、令和5年度中の竣工を予定していたが、令和6年度中になる見込みである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備の実施について」（令和5年3月30日子家発0330第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）においてご連絡しているが、今後、改めてご案内するので、入所者を措置している都道府県におかれてはご承知おき願いたい。

第7 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）

1 各都道府県における予算確保・執行について

本事業は、犯罪をした方等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする方について、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、関係の福祉機関等と連携し、円滑に福祉サービスへつなげることで、その方がその地域の中で、地域住民として安定した生活を送れるように、地域社会への定着を支援する事業となっている。

また、本事業は、「地域共生社会」の実現を図るための事業であり、住民福祉の向上に対する地方公共団体の責務や効果等を踏まえ、他の福祉に関わる相談支援事業と同様に、国と地方公共団体が協働して行うことが必要な事業である。

令和6年度の国庫補助の方式は、令和5年度と同様に、国3／4、都道府県1／4の定率補助であり、これに伴い発生する都道府県負担分については、引き続き、地方財政措置が講じられる予定である。

については、本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いする。

2 新たな支援ニーズ等への対応するための支援の質の向上、センターの効率的・効果的かつ持続的な運営の確保等について

複雑で困難な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材を計画的に育成し、全国的な支援の質を更に向上・均一化することを目的に、国によるセンター職員を対象とした「地域生活定着支援人材養成研修事業」を実施するため、令和6年度予算案においても必要な経費を計上しており、より実践的な研修となるよう充実化を図ることとしている。引き続き、対象となる職員の積極的な参加をお願いする。

また、精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていることへの対応や、高い専門性や経験を有する職員のセンターへの定着を促進することで支援の質の向上に資するよう、令和5年度と同様に、高い専門性や経験を有し、他の機関と協働した包

括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの特別支援体制加算を設けることとしている。

3 官民協働の支援ネットワークによる地域の総合力を生かした事業実施について

犯罪をした方等のうち、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な方の地域生活への円滑な定着支援については、既存の制度・サービスとの一体的な事業実施のみならず、居住支援等の他分野の各種協議会も含めた官民協働による支援ネットワークを構築するなど、より一層、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いする。

4 被疑者等支援業務の実施について

令和3年度から、被疑者・被告人等への福祉的支援（いわゆる「入口支援」（被疑者等支援業務））を開始している。また、令和4年度からは、同業務における弁護士との連携強化を促進しているところである。

令和6年度においては、被疑者等支援業務を更に充実させ、質の高い支援が全国で展開されていくよう、関係機関と継続的に協議を積み重ねるなどの連携構築をより一層図った上で事業実施をお願いする。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いする。

5 その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮いただきたい。

第8 ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）

1 これまでのひきこもり支援について

ひきこもり支援については、平成21年度から都道府県・指定都市において、「ひきこもり地域支援センター」の整備を開始し、平成30年度には、すべての都道府県・指定都市への設置が完了している。

令和4年度から、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりのため、都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするとともに、市町村の実情に応じた取組が可能となるよう「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに創設するなど、身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を設けている。（説明資料「8 ひきこもり支援について」参照）

また、国主体の事業として、ひきこもり支援従事者への新任研修事業も開始したところであるが、令和5年度からは、さらに、「現任職員（中堅・指導者）研修」として、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対するスキルアップ研修の実施や、支援者自身を支援する取組を新たに始めるなど、支援の質の向上や支援者のサポートにも取り組んでいる。

さらに、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を実施しており、普及啓発活動にも継続的に取り組んでいる。

2 令和6年度の取組について

(1) 令和6年度予算案について

令和6年度予算案においては、引き続き、自治体におけるひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、市町村において、新たにひきこもり支援を開始する場合に必要な準備経費に対して補助を行い、支援体制整備の促進を図る。

また、新たに、ひきこもり支援推進事業に、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設したところである。

各自治体においては、この事業を積極的に活用いただき、ひきこもり支援センター等の整備による相談支援の充実や居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築に取り組んでいただきたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。

(令和6年度予算案)

① ひきこもり支援推進事業（拡充）

ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保するとともに、新たに各市町村における支援対象者の実態や把握等の取組など、センター等の設置に向けた準備費用に対し補助するなど、市町村による取組の促進を図る。

② ひきこもり地域支援センター職員等への人材養成研修事業（国事業）

ひきこもり支援に携わる新任職員や中堅職員等に対して、養成研修を行い、支援者のスキルアップを図る。

③ ひきこもり支援従事者コミュニケーションツール活用事業（国事業）

全国のひきこもり支援従事者同士が、気軽にひきこもり支援の有用な情報交換ができ、ノウハウ、経験談を蓄積、検索ができる、ひきこもり支援者のためのコミュニケーションの場を Slack（オンライン）上に設けることで、支援者をフォローアップする。

④ ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業（国事業）

ひきこもりに関する情報をまとめ、情報発信するポータルサイトの運用をはじめ、全国各地でのキャラバン活動の実施、イベントやパネルディスカッションの開催などを通じ、地域におけるひきこもりに関する理解を深め、ひきこもり当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進する。

(2) ひきこもり支援マニュアル（仮称）の策定について

現在、支援現場や関係者の指針として、平成22年にまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」があるが、策定後10年以上が経過し、中高年齢層のひきこもり状態にある方の調査結果をはじめ、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人などの多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況は大きく変化しており、現状の課題等を踏まえた、基礎自治体で支援に関わる職員や、委託先の相談機関、居場所職員等が拠り所とすべき新たな指針づくりに取り組んでいる。

令和5年度は、社会福祉推進事業による調査研究事業として実施しており、令和6年度中の完成を目指している。各自自治体におかれては、既に、アンケート調査への回答など、ご協力いただいているところであるが、今後も、マニュアルの骨子案に対する意見照会などについて予定しており、引き続きご協力願いたい。

(3) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和4年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組みをお願いするとともに、都道府県においては、必要なバックアップをお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について（依頼）」を参照）。

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,430 自治体	82.1%
① -2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,273)	1,237 自治体	86.5%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	980 自治体	54.8%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,205 自治体	69.2%

※令和5年3月末時点実績

3 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）における就職氷河期世代支援の「第二ステージ」の方針に基づき、就職氷河期世代の社会参加などを集中的に支援していくこととしている。

令和5年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2024」（令和5年12月26日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）においても、ひきこもり支援をはじめ各種の施策が盛り込まれているところである。これらを踏まえ、令和6年度においても、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方も念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

4 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

過去の報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

第9 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

1 成年後見制度利用促進の現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。他方、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があるといった指摘があり、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいないといった課題がある。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）が閣議決定された。

令和6年度においても、引き続き、第二期計画に基づき、成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策を総合的に充実するための検討、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下参照）について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPI（以下参照）について、令和6年度末までの達成に向けて取り組む必要がある。

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和4年12月末時点で24.5万人。

なお、令和6年度には、「中間検証」として施策の進捗状況を踏まえた課題の整理等を行うことを予定しているので、留意されたい。

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

〈KPIが示されたもの及び令和6年度末までの数値目標〉

※（ ）内は、令和4年4月時点の実績値

- ・市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村（1031 市町村）
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県（2 都道府県）
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県（市民後見人養成研修の実施：15 都道府県、法人後見実施のための研修の実施：18 都道府県）
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県（30 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村（高齢者関係：申立費用 636、報酬 746、障害者関係：申立費用 632、報酬 730）
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村（1094 市町村）
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県（19 都道府県）
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県（16 都道府県）
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村（1471 市町村）
- ・市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村（935 市町村）

3 令和6年度予算案について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和6年度においては、

「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施
- ・新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

などの実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

なお、令和6年度からは新たに市町村に対する補助対象として、

- ① 後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組（中核機関コーディネート機能強化事業）

- ② 身元保証や葬儀等の死後に関する不安といった、身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組（持続可能な権利擁護支援モデル事業）

を追加することを予定しているので、積極的に活用いただくよう検討をお願いします。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との連携強化の必要性も指摘されている。とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県及び指定都市においては、令和6年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況やその有する能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことをお願いします。

〈令和6年度予算案の概要〉

（1）都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。

ア：法律専門職や家庭裁判所等との定例的な協議

イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）

- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣

エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組

イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入及び後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行う取組【下線

部は令和6年度追加】

ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

(取組の例)

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間事業者等が、法人後見や日常生活自立支援事業による支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 身寄りのない人等に対する、市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する仕組みづくり **【令和6年度追加：身寄りのない単身高齢者等の生活上の課題に対応するための試行的な取組を含む】**
- ・ 寄付等の活用や、支援困難事案等を受任する法人後見など、都道府県等の機能を強化する仕組みづくり

4 令和6年度の都道府県及び市町村における取組について

まず、都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いする。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

次に、市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

<市町村の役割>

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第10 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（資料第10-1～第10-5参照）

2021（令和3）年7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2025（令和7）年度末には約243万人、2040（令和22）年末には約280万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019（令和元）年度の介護人材数211万人に加えて、2025年度末までに約32万人、2040年末までに約69万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025（令和7）年度までの間、年間約5.3万人の介護人材を確保することが必要となるが、介護関係職種の有効求人倍率は4.21倍（2023（令和5）年10月）と依然として高い水準にある。また、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており（平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書）、生産年齢人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和5年度補正予算や令和6年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に

取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業（支援）計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行っていただきたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第 10－6、7 参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保して

いくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

更なる介護人材の確保・定着を図るため令和5年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（52億円）に係る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や実務者研修の受講者、介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組んでいただきたい。

④ 国による福祉・介護人材の社会的評価向上のための取組（資料第10-8、9参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保に向けて、国においても介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。今年度の取組では、介護のしごと魅力発信のためのポータルサイトを開設し、現役の介護職や介護を志す学生のインタビュー、介護現場の紹介などを掲載している。令和6年度予算案においては、これまでの全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信に加え、介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充し、発信力ある事業者と連携して広く発信することで、更なる介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図ることとしている。また、都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用して実施される、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知といった取組と連携することで、介護の魅力を向上する社会的機運を強力に醸成し、介護の職員の確保・定着を図っていくこととしている。

⑤ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県等の取組の推進（資料第10-10～16参照）

ア 地域医療介護総合確保基金の令和6年度予算について

2015（平成27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和5年度予算（案）においても、97億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

イ 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDC Aサイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から令和5年度の目標の達成状況及び令和6年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組んでいただきたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く

際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施から研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

あわせて、令和5年度補正予算において、「介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業」を実施することとしている。本事業は、関係者間で連携し、入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行い、切れ目なくフォロー体制を構築するなどして、実際の入職にまで繋げるモデル構築を目的としており、本事業の実施についても検討いただきたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等に活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まった新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行った。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組んでいただきたい。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。また、令和4年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キ

キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組んでいただきたい。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持つようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組んでいただきたい。

なお、老人保健健康増進等事業において、介護福祉士の新たなキャリアモデルを「山脈型」として整理する検討を進めている。

カ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施にあたっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組んでいただきたい。

キ 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業の実施について

令和5年度補正予算において、「地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業」を実施することとしている。本事業は地域での介護人材確保に課題を有する都

道府県、市町村に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図ることを目的としており、本事業への参加についても検討いただきたい。

⑥ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続き尽力願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第95条の3において、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられており、また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度は、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出システムは、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第 10-17 参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和6年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。

(Tel 042-496-3000 URL <https://www.jcsw.ac.jp/>)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和6年3月2日(土)	令和6年2月5日(月)～2月16日(金)
令和6年3月10日(日)	令和6年2月19日(月)～3月1日(金)

(2) 一般、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和6年3月2日(土)	令和6年2月5日(月)～2月16日(金)
令和6年3月10日(日)	※令和6年2月19日(月)～3月1日(金) (※早期に募集人員に達した場合は実施しないことがある。)

(3) 推薦

入学試験日	出願期間
令和6年3月2日(土)	令和6年2月5日(月)～2月16日(金)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス(東京都清瀬市)及び文京キャンパス(東京都文京区)において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願い

するとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和5年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/senmonshoku/recurrent/list/>

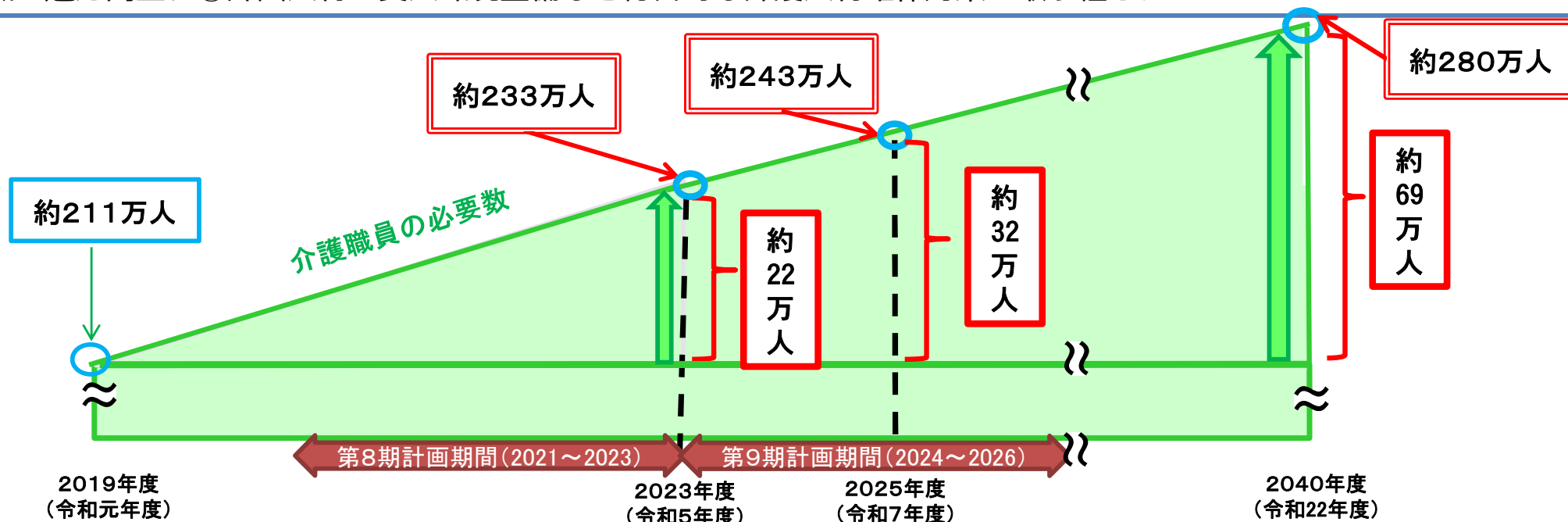
- ③ 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成
中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする令和6年度の研修会について、資料第10-18のとおり開催するため周知をお願いしたい。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
- となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の
処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
 - ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールを柔軟化を実施。

多様な人材
の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労的活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乘せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止
定着促進
生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職
の魅力向上

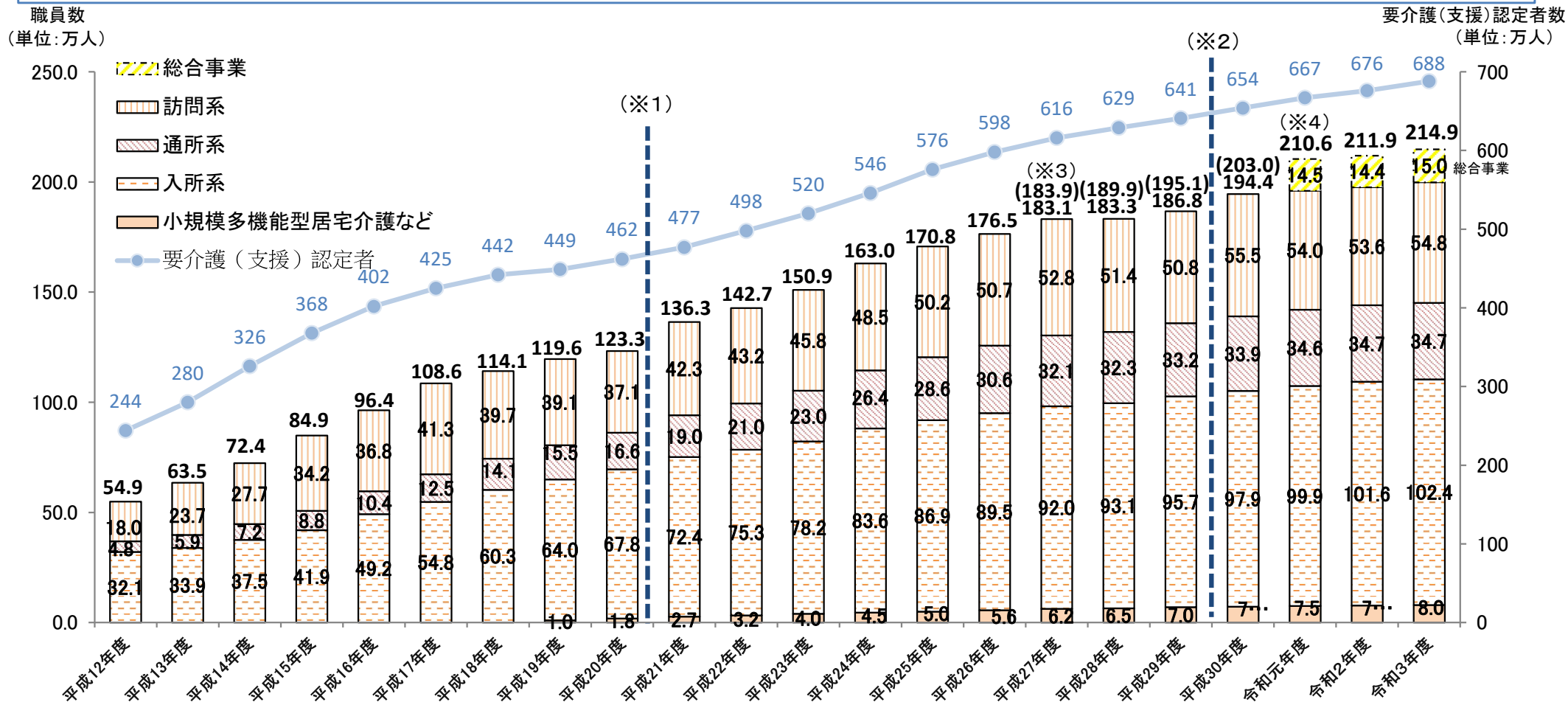
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入
れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度	「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
平成21～29年度	介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
平成30年度～	介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

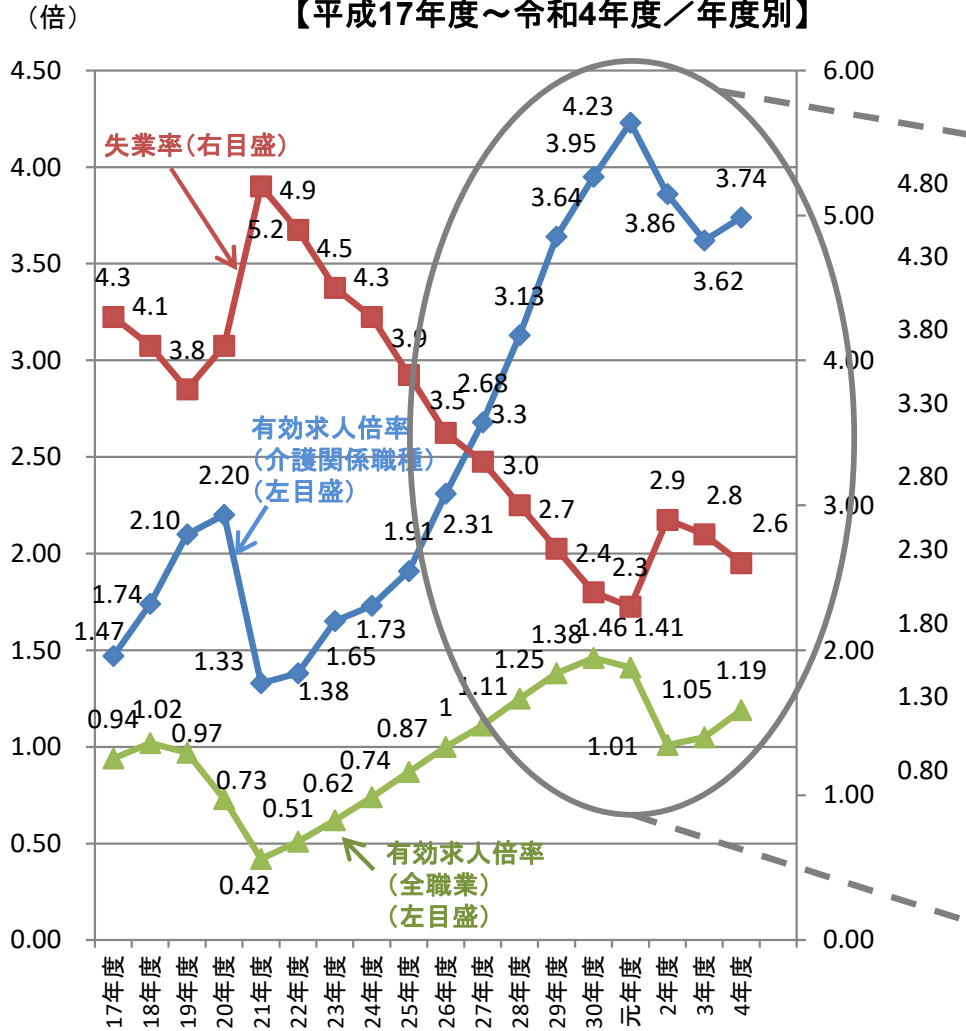
注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度	総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
令和元年度～	総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

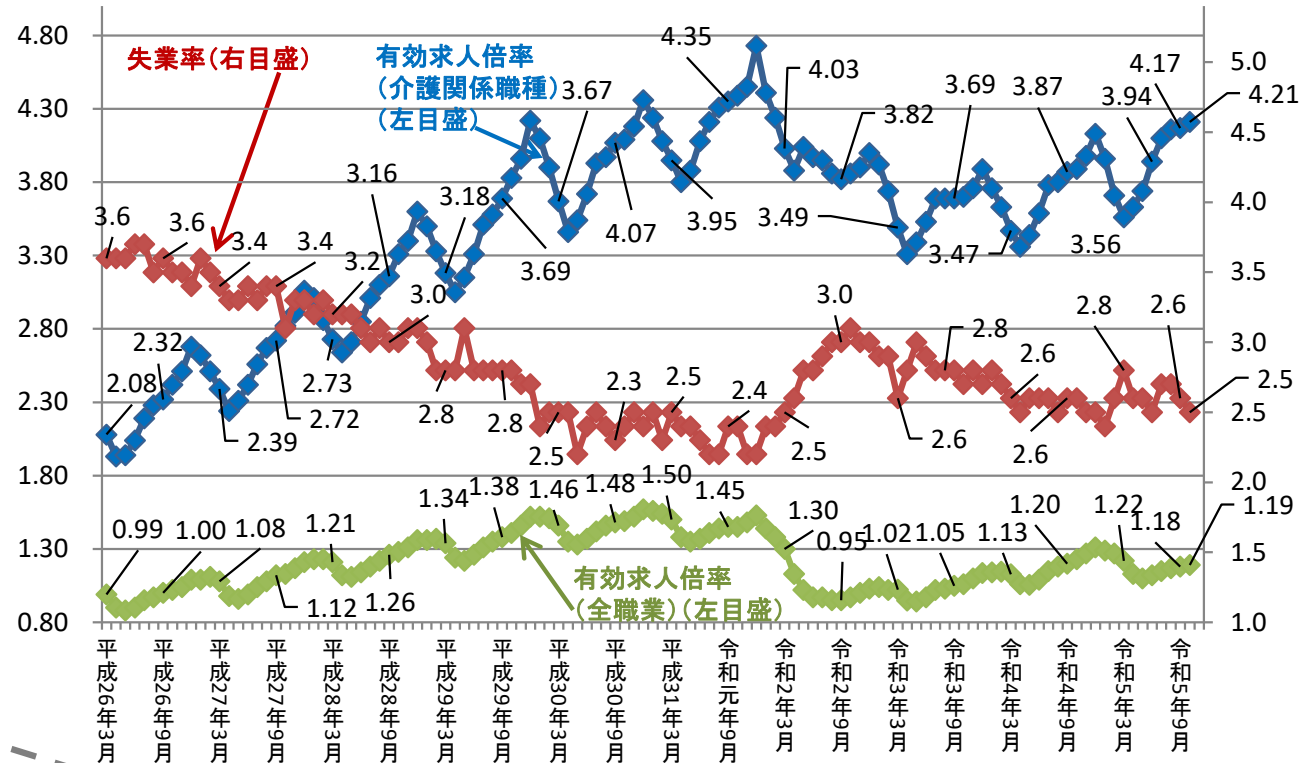
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和4年度／年度別】



有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和5年10月／月別】



注) 平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

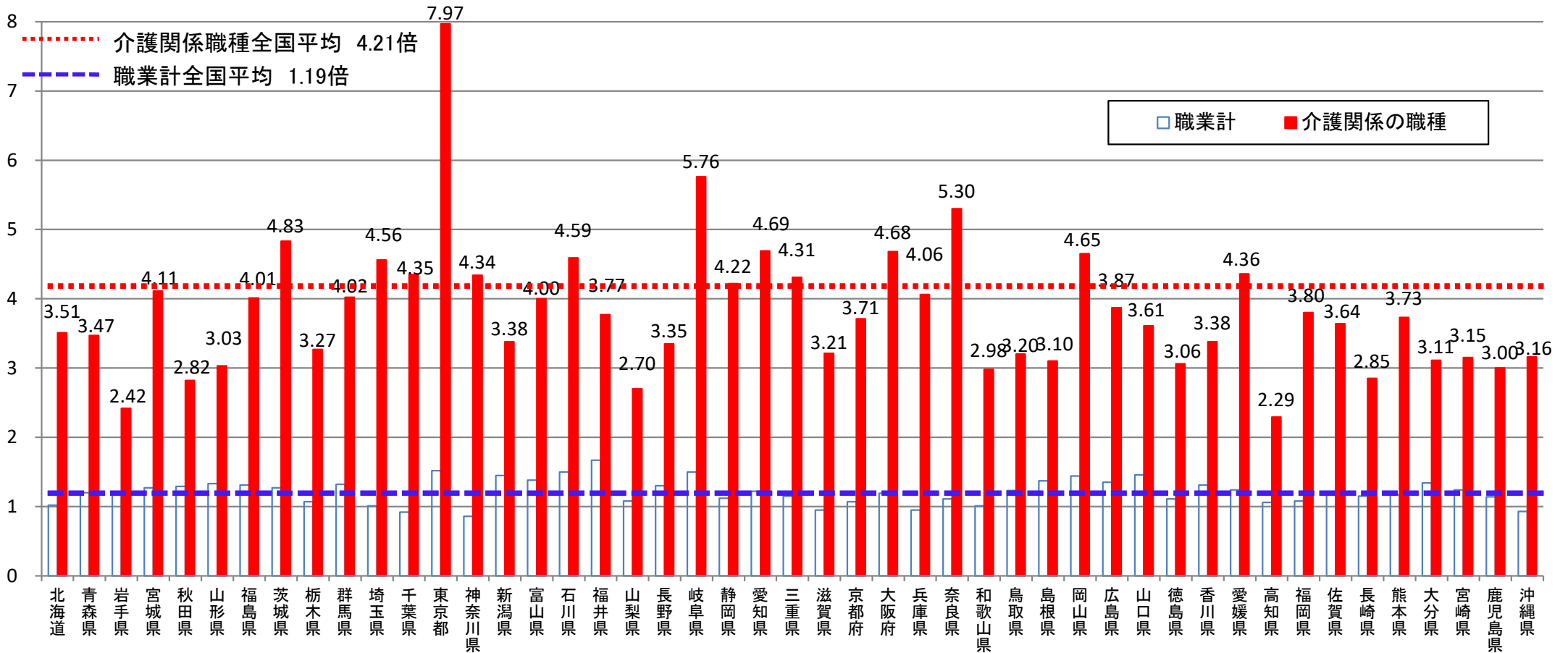
(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和5年10月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

【○医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援】
施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

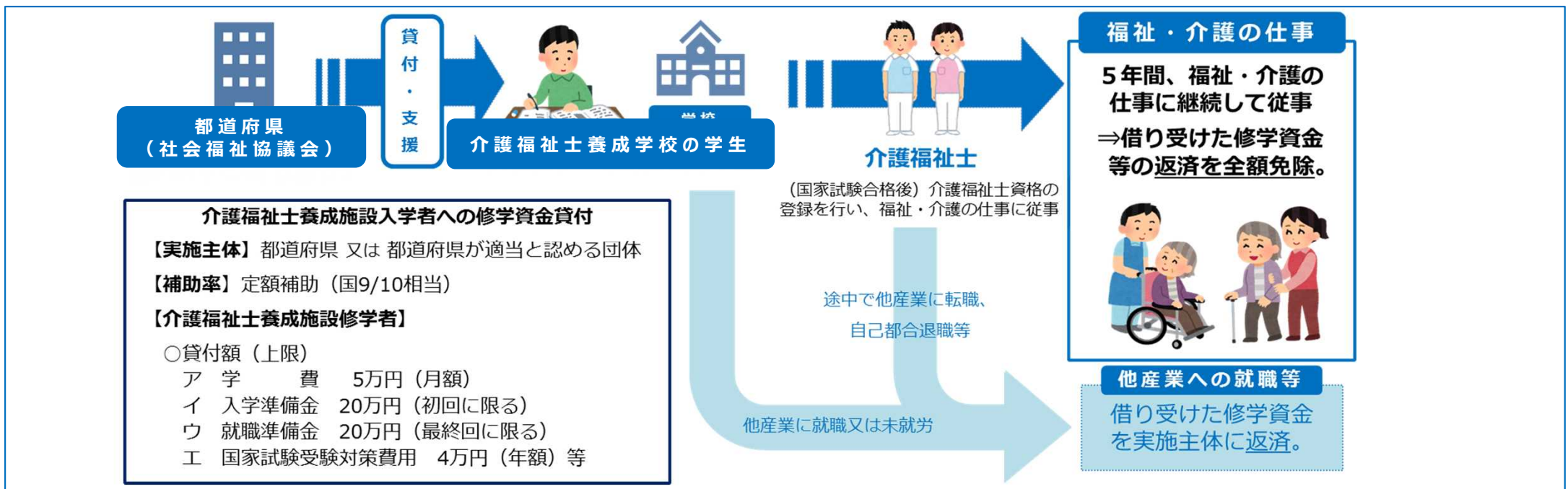
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

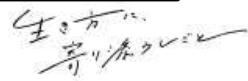
介護福祉士修学資金等貸付事業の概要

事業の種類 「介護福祉士修学資金等貸付事業」の介護福祉士の資格取得に係るもののうち、外国人が利用することが想定されるもの。

	貸付事業の種類	概要	貸付額	返済免除要件
留	介護福祉士修学資金	介護福祉士養成施設の学生に授業料等の費用を貸付け	学 費 5万円 (月額) 入学準備金 20万円 (初回に限る) 就職準備金 20万円 (最終回に限る) 国家試験受験対策費用4万円 (年額) 等	介護福祉士の資格取得後、 5年間介護業務に従事
技 特	実務者研修受講資金	実務者研修施設の学生に授業料等の費用を貸付け	20万円以内	介護福祉士の資格取得後、 2年間介護業務に従事

実施主体 47都道府県の社会福祉協議会（一部、社会福祉事業団）

貸付原資 国から都道府県経由で各都道府県社会福祉協議会に対し、貸付原資と事務費を補助金により間接補助。



文字サイズの変更

- 01 「介護のしごと」とは
- 02 実際どうなの？介護のしごと
- 03 介護のしごとのカタチ
- 04 介護のしごとと魅力発信
- 05 関連リンク

介護職を目指す学生たちの声

これから介護職を目指す2つの学校の学生にインタビュー。
介護職を目指したきっかけや、実習先での様々な体験など学生たちの本音とこれからのについて聞きました。



北海道音更町：帯広大谷短期大学

[詳細はこちら](#) >



広島県広島市：トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校

[詳細はこちら](#) >



実際に介護職に転職した人の声

営業職から介護職へ転職した男性に、転職のきっかけや、新しい仕事へ就く際の不安や迷いなどを伺いました。

北海道江別市：社会福祉法人 北海道友愛福祉会静苑ホーム

[詳細はこちら](#) >



子育て後、介護業界で働く人たちの声

子育てを終え、介護業界で働く3人の女性にインタビュー。
それぞれの想いを座談会形式で伺いました。

北海道江別市：社会福祉法人 北海道友愛福祉会静苑ホーム

[詳細はこちら](#) >



子どもが介護職に就いている家族の声

子どもが介護業界で働く2組の家族にインタビュー。
介護職を選んだ我が子への気持ちを聞きました。

富山県氷見市

[詳細はこちら](#) >

介護の仕事魅力発信ポータルサイト

「生き方に寄り添うしごと」

<https://kaigonoshigoto.jp/>



令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)

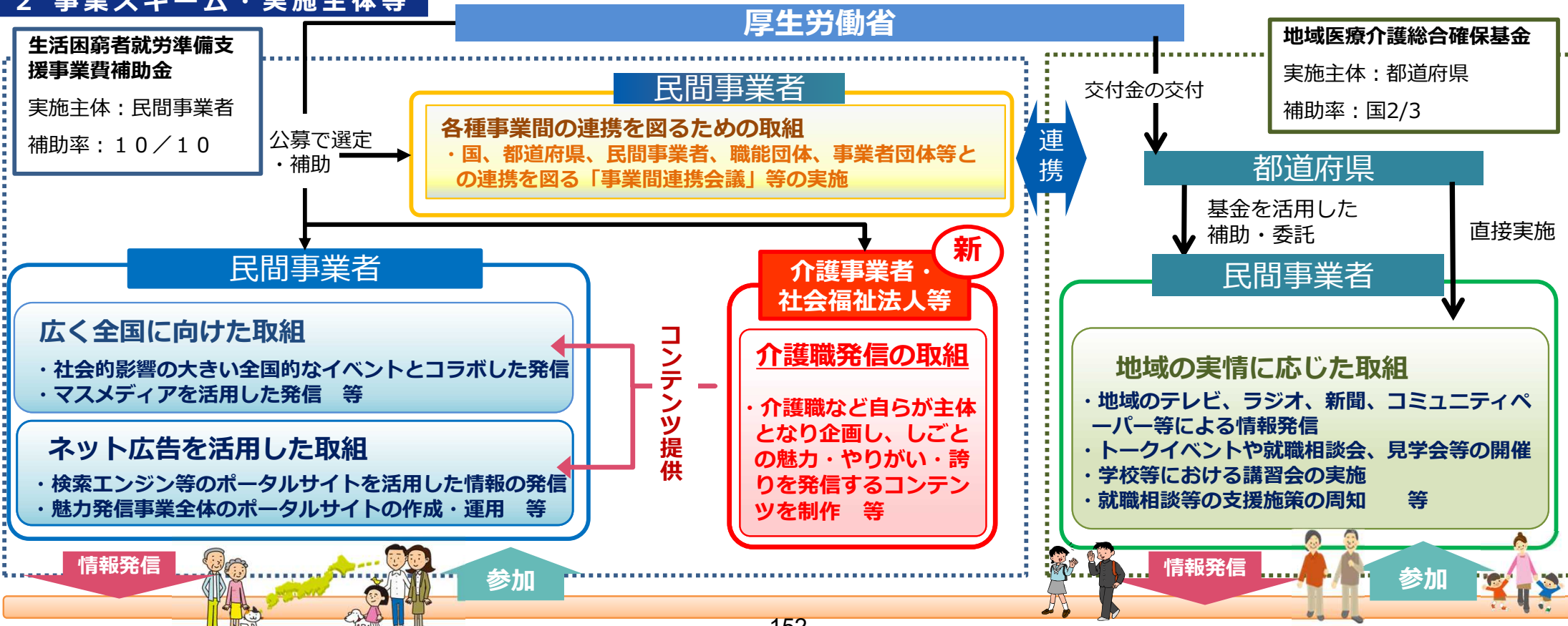
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



令和6年度当初予算案 97億円（137億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県） ※赤字下線(令和6年度拡充分)
*付き下線(事業の類型化)

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援(*)
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援(*)
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化(*)
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握(*)
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- 外国人介護人材の研修支援
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備(*)
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援
- 総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援(*)
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスメント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援(*)
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

施策名：介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業

① 施策の目的

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

地方自治体が、以下の事業を地域の実情に応じてモデル的に実施し、その経過・成果を横展開する。

1. 一体的支援のスキーム検討・実施

<一体的支援イメージ（一例）>

- ・ 入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定・広報戦略や関係事業者の開拓等
- ・ 入門的研修の実施
- ・ 職場体験（業界団体、関係事業者と連携し、研修受講から職場体験までのスムーズなつなぎ）
- ・ 職場体験後のフォロー（マッチングまでのスムーズなつなぎ）
- ・ マッチング（職場体験を踏まえた求人事業者との丁寧なマッチング）
- ・ 入職
- ・ 入職後のフォロー体制の構築

2. 検討・実施体制の構築

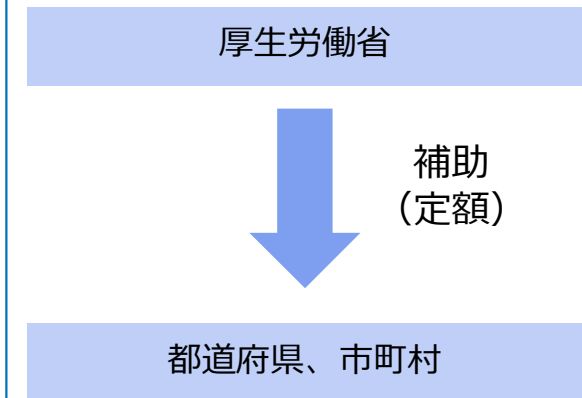
都道府県、市町村、業界団体、研修事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業によるモデル構築、横展開によって、介護未経験者の入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野の拡大、介護人材確保の推進が図られる。

介護に関する入門的研修およびマッチングの実施

取組

プログラム検討チームの設置

- ・研修プログラムの検討
- ・介護助手業務の切り出し

介護に関する入門的研修

(基礎講座3時間＋入門講座18時間)
地元の介護施設の職員を講師とした

体験実習

(1日3時間程度 3日間)
受講者が希望する地元の介護施設
等で実施

取組の成果

3年間の修了生 **35**名(内、7名は基礎講座のみ)

	R3	R4	R5	計
入門講座修了	9	12	7	28
就労希望	3	2	3	8
検討中	6	7	4	17
希望しない・未回答	0	3	0	3

※施設体験を終えた時点での調査のためR3の1名はR4で集計

施設間の横のつながりができた

職員自身が日頃の実践を振り返る機会となった

業務の切り出しを検討することで、改めて専門性を考える機会となった

受講生・修了生同士のつながりができた

地元の介護施設や介護職を身近に感じ、親しみをもつ機会となった

介護助手 1人、
初任者研修修了し介護職1人

健康福祉・人材センターに
登録した者は2名。

現在は介護助手3人
訪問介護員1人

介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの 一体的支援研究事業イメージ

入門的研修の実施

21時間(約3日間)

- ・介護に関する基礎知識
- ・介護の基本
- ・基本的な介護の方法
- ・認知症の理解
- ・障害の理解
- ・介護における安全確保

老化に関することを
はじめ基本的な知識
を学ぶ



共通基礎
知識に

研修修了者と
事業所との
マッチング



入門者の相談支援



交流会等を通して
介護職場への導入定着

地元の介護保険事業者等

自宅から
通いやすい施設



業務体験支援

介護助手として
週1回、1日2~3時間など、
さまざまな勤務形態と内容



人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度について

(平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

概要

- 「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度」は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、都道府県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する制度。（※介護事業者による参加表明、宣言による仕組みを導入する例もある。）
- 本制度は、地域医療介護総合確保基金における介護従事者の確保に関する事業に位置づけられており、認証評価制度の運営に要する経費を支援。

期待される効果

- 介護事業者の人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、
 - ① 働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進
 - ② 介護職を志す方の参入や、介護職員の離職防止、定着を促進
- これにより、介護業界のイメージアップに繋がることを期待。

評価項目、認証基準の例

	評価項目例（一部抜粋）	認証基準例（一部抜粋）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な給与体系の導入 ・休暇取得、育児介護との両立支援 ・業務省力化への取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給基準、昇級基準等の策定、周知 ・有給計画的付与、産休育休中の代替職員確保、ハラスメント対策 ・ICT活用、介護ロボットやリフト等による腰痛対策
新規採用者の育成体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者育成計画の策定、研修の実施 ・OJT指導者、エルダー等へ研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者への育成手法、内容、目標が明確な計画策定 ・OJT指導者等の設置、職員への公表、研修の実施
キャリアパスと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス制度の導入 ・資格取得に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパスの策定、非正規から正規職員への登用ルール ・職員の能力評価、小規模事業者の共同採用・共同研修の実施 ・介護福祉士等資格取得のため、シフト調整、休暇付与、費用援助

実施自治体数

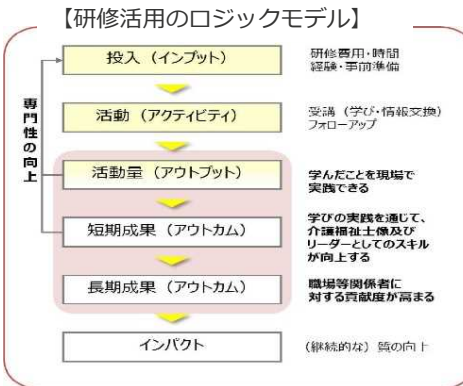
34 都道府県（令和5年4月1日現在）

「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月23日厚生労働省）」において、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者を都道府県が認証する取組について、**全都道府県での実施を目指すこととされている。**

<事業概要>

令和3年度調査研究に引き続き、介護福祉士が研修(※)を受けることにより、現場においてどのような効果をもたらしているかを把握するとともに、介護福祉士のキャリアアップを推進するために、リーダーとしての役割に応じたキャリアモデルの検討とそのための効果的な研修活用の在り方について検討。

(※) 認知症介護実践研修(実践者研修)、認知症介護実践研修(リーダー研修)、ユニットリーダー研修、介護福祉士ファーストステップ研修



出典: 令和4年度老人保健健康増進等事業「介護福祉士のキャリアモデルとリーダーとしての役割に応じた研修活用の在り方に関する調査研究事業」報告書(令和5年3月:株式会社日本能率協会)より引用・一部編集

<研修受講後の実践の状況>

①自己評価×アウトカム(職場等に対する貢献度)

1つ受講 (n=728)	2つ受講 (n=309)	3つ受講 (n=135)	4つ受講 (n=34)
3.6	3.8	3.9	3.6

②他者評価×アウトプット(求められる能力の実践度)

	受講なし (n=490)	1つ受講 (n=135)	2つ以上受講 (n=34)
介護職の中で中核的な役割を担う	2.8	3.4	3.6
サービスのマネジメント/計画に沿ったサービスの提供とその質	3.0	3.4	3.6

③他者評価×アウトカム(職場等に対する貢献度の変化)

1つ受講 (n=660)	2つ以上受講 (n=184)
3.7	3.8

<結果> ⇒右記参照

○先行研究により得られたロジックモデルを踏まえ、研修受講者が受講後にリーダーとしての役割を実践できているかどうかについて確認・検討した結果、

- ・研修内容の実践
- ・求められる介護福祉士像又はリーダーとして求められる能力の実践が認められた。

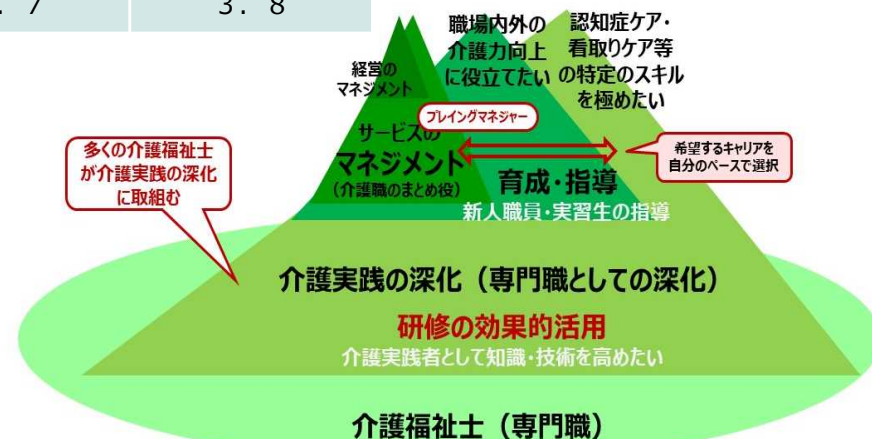
また、受講数が多いほど、より実践されていることも確認でき、**研修によって介護福祉士の成長を促すことができていることが定量的に把握**できた。

○これまでの調査研究事業から、介護福祉士には現場の実践(介護実践者、特定スキルの向上)だけでなく、マネジメント(新人・実習生の指導、介護職・施設全体のまとめ役)まで、多彩な役割が求められることが明らかとなり、介護福祉士のキャリアモデルとして「山脈型」を示した。

<今後の課題>

このキャリアモデルは、全ての介護福祉士が単にマネジメントを到達点としてキャリアアップしていくのではなく、各自がその意欲や能力等に応じてマネジメント業務や職場内外の介護力向上、認知症ケア・看取りケア等の特定のスキル向上など、自らの選択で目指していくというものである。

なお、このキャリアモデルの検討の際、委員からは、この山脈をどう登っていくことが適切かその具体的な方法を示すことが重要であるとの意見が出された。この点について、来年度以降、引き続き、調査・検討を進めていくことが重要である。



■介護福祉士のキャリアモデル(山脈型)イメージ

【○医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援】

施策名：地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業

① 施策の目的

地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

③ 施策の概要

1. 伴走支援プログラムの実施

有識者等による伴走支援体制を構築し、地域の実情に応じ、必要な支援を行う。

<伴走支援イメージ（一例）>

- ① 地域課題把握の支援
- ② 市町村（圏域）毎の詳細な介護人材推計・分析の支援
- ③ 現行施策整理・今後の検討にあたっての助言
- ④ 検討した施策への助言
- ⑤ 施策実行後のフォロー、次期計画を見据えた助言

等

2. 研修の実施等を通じた好事例の横展開

各地方自治体における検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて周知し、全国への横展開を目指す。

【事業実施主体】

国（民間事業者に委託）

【資金の流れ】

厚生労働省



委託

民間事業者

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域の実情に応じた支援によって、効果的な介護人材確保策の検討・実施されることで、介護人材確保の推進が図られる。

令和6年度予算案 1.5億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

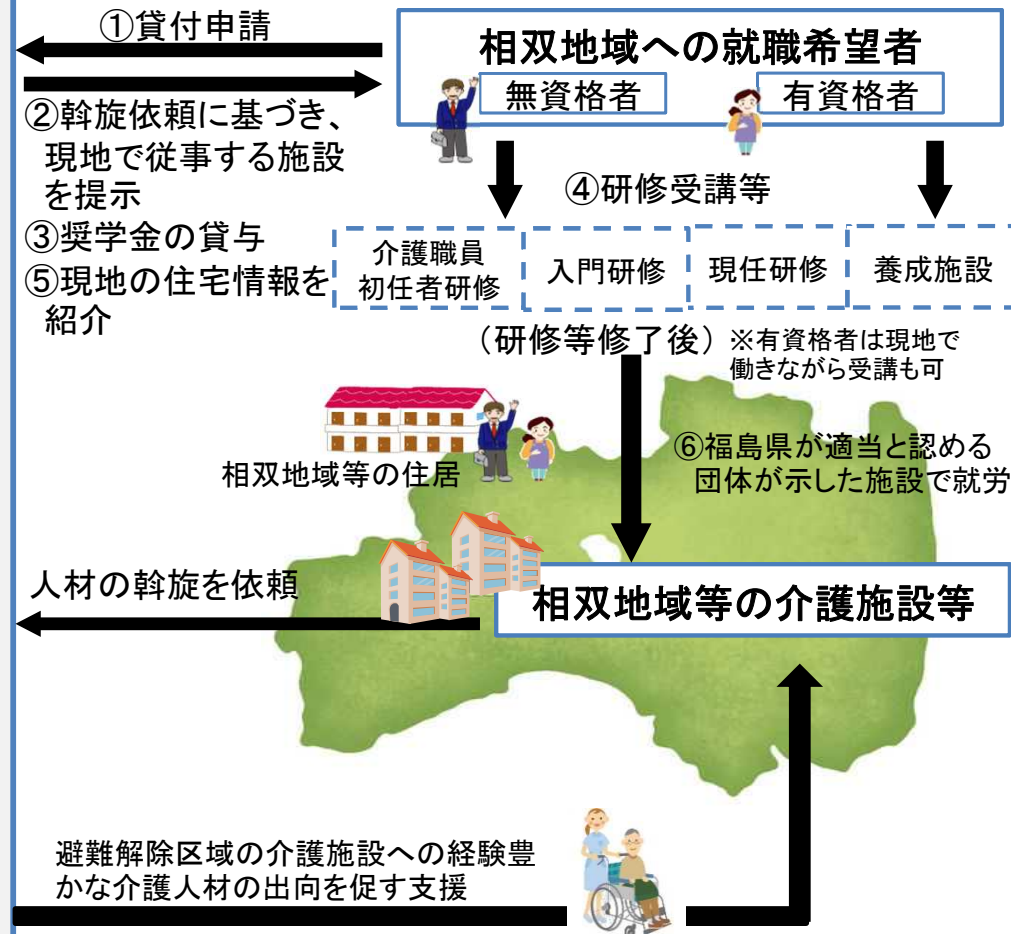
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



令和6年度 社会福祉研修実施計画（委託・補助事業）

2024.1.4

課程名		目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び 申込書提出先
国の委託事業	1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (公務員)	社会福祉主事として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 〔集合研修3日/ 講義動画配信1日分〕 休止	【集合研修開催日程】 ①R6.7.22(月)～7.24(水) ⑥R6.11.11(月)～11.13(水) ②R6.8.4(日)～8.6(火) ⑦R6.11.20(水)～11.22(金) ③R6.8.20(火)～8.22(木) ⑧R6.12.17(火)～12.19(木) ④R6.9.3(火)～9.5(木) ⑨R7.1.15(水)～1.17(金) ⑤R6.10.21(月)～10.23(木) ※上記、①～⑨のうち指定された1回を受講	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 ①R6.11.23(土)～11.27(水) ④R6.12.21(土)～12.25(水) ②R6.12.6(金)～12.10(火) ⑤R7.1.10(金)～1.14(火) ③R6.12.12(木)～12.16(月) ⑥R7.1.18(土)～1.22(水) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 人事管理コース (2) 経営管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 人事管理コース R611.17(日)～11.19(火) (2) 経営管理コース R7.1.24(金)～1.26(日)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
国の補助事業	4 児童福祉司資格認定 通信課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる職員及び児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第87条による4年制大学を卒業した者又は2023年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 〔集合研修5日〕	【集合研修開催日程】 R6.10.25(金)～10.29(火)	R6.4.8(月) 社会福祉研修 主管部まで
	5 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」指導者養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程 標準研修プログラム」の趣旨と目的を理解する。 テキスト類および「指導の手引き（指導マニュアル）」の活用方法を学ぶ。 各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R6.7.6(土)～7.8(月)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉主事資格認定 通信課程 (民間社会福祉事業職員)	社会福祉主事として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉主事の任用資格を取得させる。	社会福祉事業(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業)の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設・事業所等に従事していること	2 回	3,900 人	1 年 (集合研修3日/ 講義動画配信2日分)	別途「開催要綱」等にて通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1 回	700人	1 年 (集合研修5日)	【集合研修開催日程】 ①R6.11.23(土)～11.27(水) ②R6.12.6(金)～12.10(火) ③R6.12.12(木)～12.16(月) ④R6.12.21(土)～12.25(水) ⑤R7.1.10(金)～1.14(火) ⑥R7.1.18(土)～1.22(水) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑥のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通信課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門の学術の理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1 回	(第10期) 560 人	9ヵ月 (集合研修5日間または 6日間) 【要実習者は 実習指導第1回3日、 第2回2日】	【集合研修日程・会場】 R6年 07月 L1 4.27(土)～5.1(水) 07月 L2 7.11(木)～7.15(月祝) 07月 L3 ①4.20(土)～4.22(月) ②6.28(金)～6.30(日) 07月 L4 ①4.27(土)～4.29(月祝) ②7.13(土)～7.15(月祝) 07月 L5 ①5.29(水)～5.31(金) ②8.7(水)～8.9(金) 東京 T1 ①5.18(土)～5.20(日) ②7.6(土)～7.7(日) 東京 T2 ①5.18(土)～5.19(日) ②6.15(土)～6.16(日) ③7.6(土)～7.7(日) 東京 T3 ①5.20(月)～5.21(火) ②6.17(月)～6.18(火) ③7.8(月)～7.8(火) 神戸 ①5.11(土)～5.12(日) ②6.8(土)～6.9(日) ③8.3(土)～8.4(日) 福岡 ①5.25(土)～5.26(日) ②6.22(土)～6.23(日) ③7.20(土)～7.21(日) 実習(07月) ①4.17(火)～4.19(木) ②11.25(月)～11.26(火) ロフオス：中央福祉学院(神奈川県葉山町) 東京：新設が関ビル、神戸：三宮研修センター、福岡：TKP博多駅 筑紫ロビネスセンター
4 福祉施設長専門講座 (通信課程)	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理者)または理事長、理事等または施設長相当の業務を担当している者であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉主事、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1 回	(第48期) 200 人	1 年 (集合研修2回)	①R6.9.6(金)～9.8(日) ②R7.2.8(土)～2.9(日)
5 社会福祉法人会計実務講座 (通信課程)	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる、「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1 回	1,240人	6ヵ月 (集合研修3日)	R6.8.1(木)～8.3(土)：入門コース R6.9.19(木)～9.21(土)：初級コースA R6.10.17(木)～11.19(土)：初級コースB R6.10.31(木)～11.2(土)：中級コース(社協会計) R6.11.14(木)～11.16(土)：中級コース(施設会計) R6.11.28(木)～11.30(土)：上級コース
6 社会福祉協議会管理職員研修会	都道府県・指定都市及び市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1 回	90 人	3 日	R6.12.1(日)～12.3(火)
7 都道府県・指定都市社会福祉協議会 新任職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員に必要とされる業務に関する知識及び技能の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の新任職員等	1 回	80 人	3 日	休止
8 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会 ※職場研修担当者研修会(第2回)と一部同時開催	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1 回	10 人	3 日	R6.11.6(水)～11.8(金)
9 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)・(第2回) 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修(人材育成)」を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2 回 (2) 1 回	(1) 各50 人 (2) 10 人	(1) 3 日 (2) 4 日	(1) ①R6.8.26(月)～8.28(水) ②R6.11.6(水)～11.8(金) (2) R6.8.26(火)～8.29(金) ※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催
10 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に絡みとして取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導的立場の職員(主任、係長等)	1 回	120 人	3 日	R6.8.30(金)～9.1(日)
11 ファミリーソーシャルワーク研修会	ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、母子支援員、少年指導員、家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、里親、ファミリーホーム養育者等	3 回	各180人	各 2 日	①R6.9.10(火)～9.11(水) ②R6.10.6(日)～10.7(月)、③R6.12.4(水)～12.5(木)
12 「福祉職員キャリアパス対応生進研修課程」 上級管理者研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営統括責任者の役割を担うことが想定される職員 または、現在施設長等の運営統括責任者に就いている職員(理事を含む)	1 回	30 人	2 日	R7.2.13(木)～2.14(金)
13 ふくし未来塾	社会福祉の制度の枠にとどまることのない令和時代の共生社会を創造し、その活動実践をけん引するトップリーダーを育成する。	○ 社会福祉法人の次世代の経営者をめざす社会人 ○ 新たな事業経営と福祉実践の創造を通じて、主体的に地域生活課題に向き合う社会人 ○ リーダーシップを備え、社会福祉の総合性と専門性の学びを常に追求し、福祉の価値(人間の尊厳さ)を体現する高度な経営者をめざす社会人	1 回	30 人	ゼミ合宿 その他、動画視聴	①R6.6.13(木)～6.14(金)(予定) ②R6.8.26(金)～8.25(日)(予定)

※都合により変更する場合があります。

2 外国人介護人材の受入れについて

(1) これまでの外国人介護人材の受入環境整備の取組などについて（資料第 10-19 参照）

高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題である。

そのため、累次の処遇改善、介護職のイメージアップや多様な人材の参入促進、ICTや介護ロボット等のテクノロジーを活用した職場環境の改善による離職の防止、介護福祉士修学資金の貸付等による人材育成への支援など、総合的に介護人材の確保に取り組んでいる。そのなかで確保策の一つとして、外国人介護人材の受入れも重要であり、意欲ある外国人介護人材が我が国で長く、安心して活躍できるよう、情報発信やマッチング等の入国支援、受入施設への巡回訪問・相談等の定着支援、介護福祉士資格取得に向けた学習支援、受入施設における生活支援等の受入環境整備といった、きめ細かな支援を行っている。

なお、外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めているところ。

(2) 令和 5 年度補正予算及び令和 6 年度予算案について（資料第 10-20～10-30 参照）

特に昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、新たに日本の介護現場に来てもらうための対策や既に国内に在留する外国人に日本の介護現場で長く働いてもらうための対策など、外国人介護人材の受入環境の整備により一層取り組む必要がある。

このため、令和 5 年度補正予算や令和 6 年度予算案において、外国人介護人材の受入環境の整備を推進していくために必要な予算を計上しており、主な内容は以下のとおりである。

各都道府県におかれては、こうした施策を活用いただき、外国人介護人材の受入環境の整備に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和5年度補正予算)

① 外国人介護人材受入促進事業 (資料第10-21参照)

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど)の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備(導入に係る研修、関連規程の整備など)等に係る費用を助成する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

(令和6年度予算案)

② 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (資料第10-22参照)

受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用を補助する。

※ 障害者施設等は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施

③ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業【拡充】 (資料第10-23参照)

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用を補助する。なお、令和6年度より、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

④ 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (資料第10-24参照)

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うため、送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る費用を補助する。

⑤ 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（資料第 10-25 参照）

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を補助する。

⑥ 外国人介護人材研修支援事業（資料第 10-26～10-27 参照）

介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、都道府県が行う集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施するための費用を補助する。

なお、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。このため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修を実施することは重要であることから、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度の調査研究において、受入施設の外国人教育担当職員等を対象とした外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修に係るモデル的な取組の実施や、研修のカリキュラムなどの作成を予定している。成果物等については、追って令和6年4月以降にお示しする予定であるので、本事業を実施する上で、ご活用をいただきたい。

(3) 「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」などについて（資料第 10-31～10-34 参照）

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議等において、対象職種への介護の追加後 3 年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、技能実習制度及び特定技能制度については、令和 5 年 11 月 30 日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書が公表され、今後、出入国在留管理庁を中心に、受入れ対象分野ごとの受入れ見込数の設定（特定技能「介護」では、令和 5 年度末までの受入れ見込み数を 5 万 900 人とし、受入れの上限として運用。）等を含め、詳細な検討が行われる見込みである。

このような状況を踏まえ、令和 5 年 7 月から「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」を開催し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について議論を行っているところであるので、ご了解願いたい。

なお、就労開始から 6 月未満の EPA 介護福祉士候補者及び技能実習生については、配置基準への算入が認められていないが、これまで外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会や介護給付費分科会の議論等を踏まえ、令和 5 年 12 月 19 日の「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこと」とし、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行うとされたところ。

引き続き、「令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告」に基づいて、必要な対応を行う。

【参考】 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_225506_00001.html

【参考】令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

【参考】技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

(4) 外国人介護人材に関する相談窓口について（資料第10-35参照）

EPA 介護福祉士候補者及びその受入施設を対象とした相談窓口（EPA 相談窓口）や、EPA 介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口（外国人介護人材無料サポート）を設置し、外国人ご本人の生活、日本語学習、労務管理、在留資格などに関する相談に対応しているところである。当該相談窓口を積極的にご活用いただけるよう、各自治体におかれては、管内の事業所等に対して、当該相談窓口に関する周知をお願いします。

【参考】EPA 相談窓口について

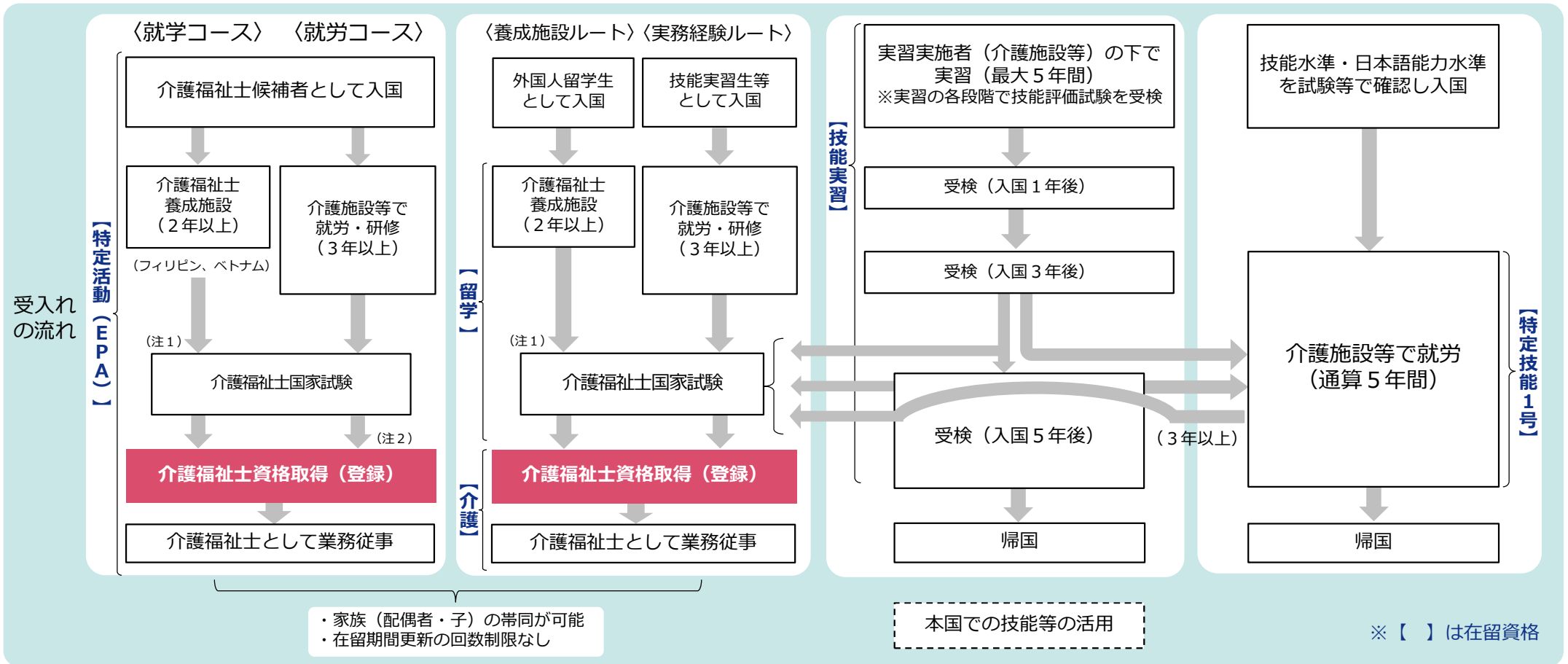
<https://jicwels.or.jp/?p=14070>

【参考】外国人介護人材無料サポートについて

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85

外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	3,248人（うち資格取得者618人） （令和6年1月1日時点）	8,093人 （令和5年6月末時点）	14,228人 （令和4年12月末時点）	25,492人 （令和5年10月末時点・速報値）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例
 入 = 入国支援 定 = 定着支援
 学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和5年度）
EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援			
学定	EPA	1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）			
入定	特定技能	4-1. 介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-2. 介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
入定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業	<ul style="list-style-type: none"> 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）			
入	留学	5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等	5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入学定	技能実習・特定技能・留学等	6. 介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
入定受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	9. 外国人介護人材受入促進事業	外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

施策名:外国人介護人材受入促進事業(地方自治体への補助事業)

令和5年度補正予算額 2.3億円

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等(携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど)の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備(導入に係る研修、関連規程の整備など)等に係る費用を助成する。

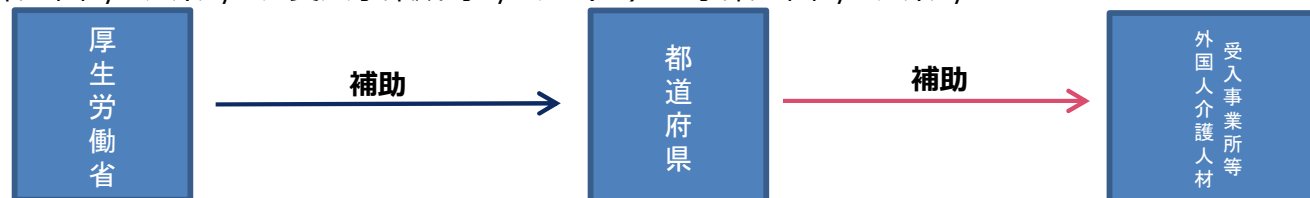
(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

- 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
 - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
 - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費(海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助率】 (1)の事業:国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業:国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

補助率 2/3
実施主体 都道府県

（1）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

- ▶ 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- ▶ 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- ▶ 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

（2）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- ▶ 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
 - ※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

（3）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

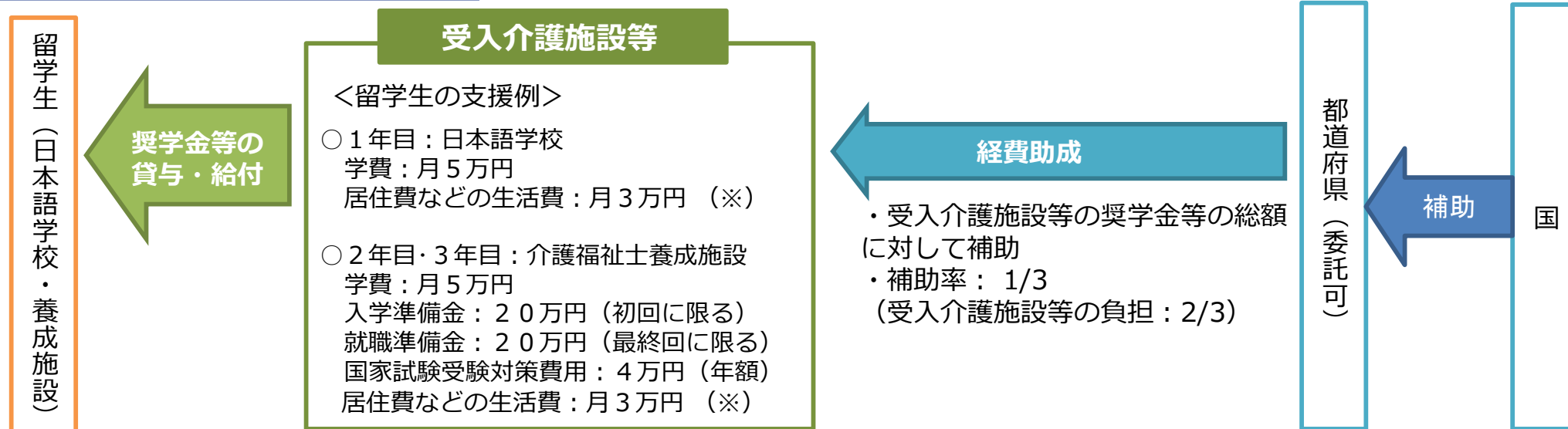
- ▶ 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（97億円の内数）

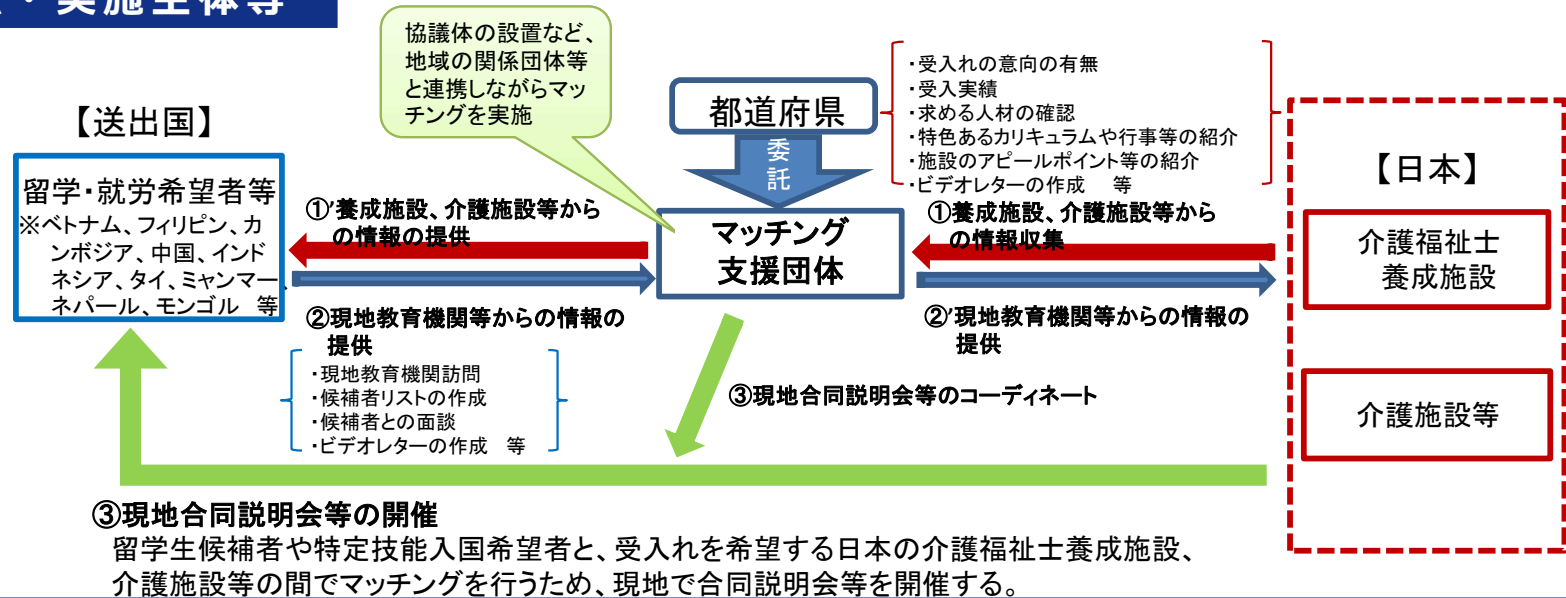
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

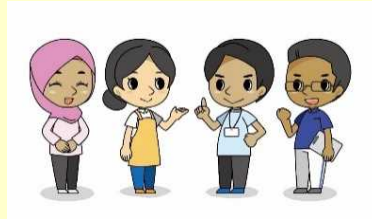
【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



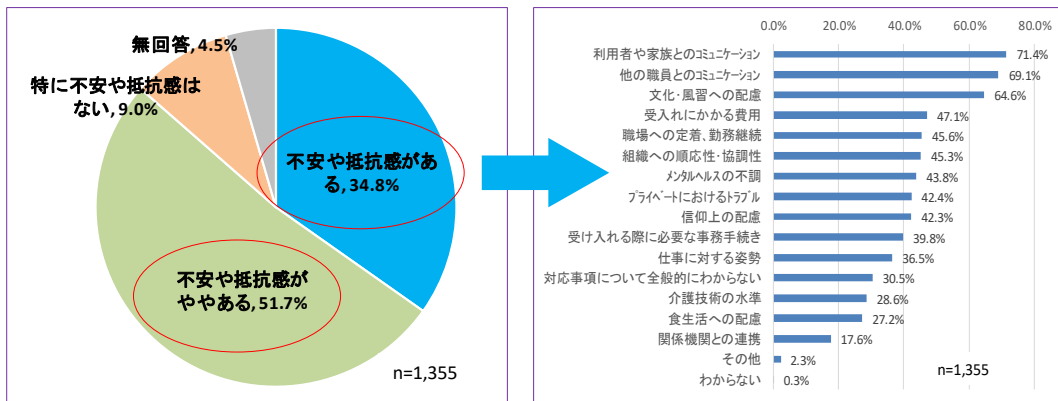
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護人材研修支援事業

※ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得までの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・研修カリキュラム等の作成
- ・モデル事業の実施による事例収集
- ・研修に係る経費等の助成
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成

参加

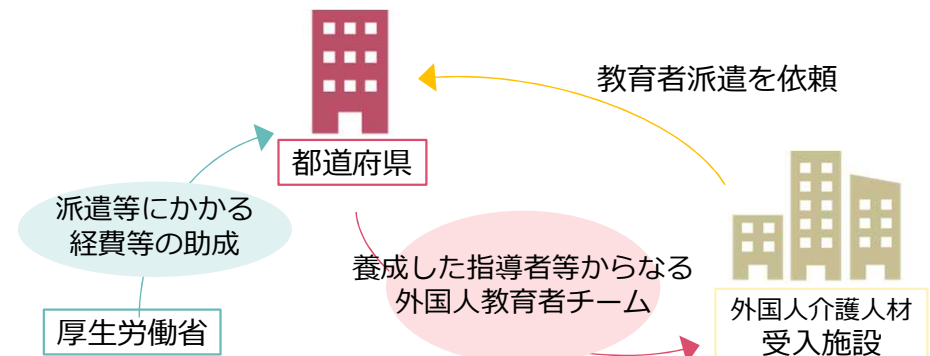
県下の
日本語学校講師

県下の
養成施設の教員

県下の受入施設の
指導的役割にある者

(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

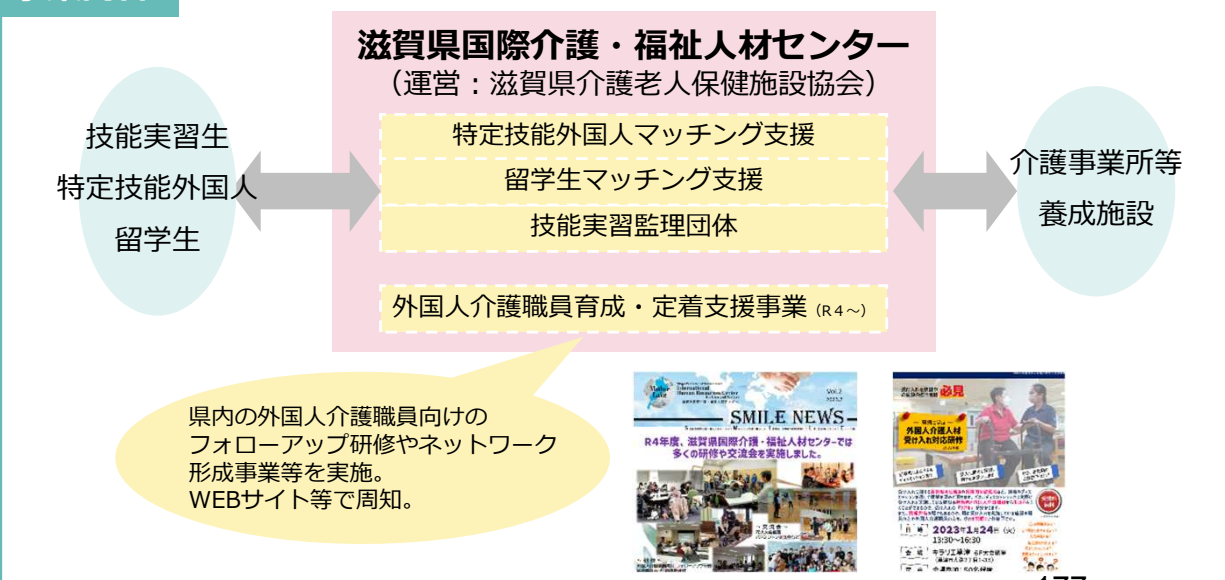
（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



実績・効果

- 令和5年6月時点で、センターを通じて47名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和4年度の研修事業実績については、
 - ・ 受入れ施設指導者研修
 - 『受入対応研修』参加者 18名
 - 『指導担当者研修』参加者 26名
 - ・ 外国人介護職員フォローアップ研修
 - 『日本における介護とは』参加者 69名
 - 『認知症の理解、介護技術』参加者 72名
 - 『介護の日本語』参加者 54名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
(<https://shiga-kokusaijinzai.jp/>)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（2）

（静岡県～外国人介護人材受入事業所への巡回相談や研修交流会の実施等のメンタルヘルスケア～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 静岡県では、外国人介護人材の定着支援のため、外国人介護人材サポートセンター事業として、外国人介護人材を受け入れる事業所への巡回相談や研修交流会を開催し、生活相談等のメンタルヘルスケア等に取り組んでいる。

事業概要

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。
（異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い等について問題を感じているがなかなか相談しにくい状況。）
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

事業内容

1 巡回相談

- ①相談員が介護事業所を訪問
- ②外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
- ③②を受けて必要なアドバイスをを行う



2 研修交流会

- 同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催（テーマ例）
- ・日本の介護に関する現状
 - ・文化及び生活習慣等への理解を深める
 - ・介護の資格をとるには



実績・効果

- 巡回相談：75人（53事業所）実施（令和4年度）
- 研修交流会：16回開催・延べ132人が参加（令和4年度）
※フィリピン・ベトナム・インドネシア
中国・ミャンマーを対象国として実施。
- 研修交流会参加者アンケートの主な内容
 - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
 - ・介護についていろいろなわからないことがわかった。
 - ・新しい友達ともお話できて楽しかった。
 - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。
 - ・頑張って介護の資格を取りたい。
 - ・先生の話聞いて、未来のことを考えた。

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（3） （広島県～受入支援セミナーや受入に役立つガイドブック作成等の事業所等への受入支援～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 広島県では、外国人介護人材の定着支援のため、関係団体により構成される外国人介護人材活用適正化推進委員会を設置し、外国人介護人材の受入事業者を対象としたセミナーの開催や、事例等をまとめた受入に役立つガイドブックを作成している。

事業概要

- 受入支援セミナー
外国人介護人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催（令和4年度は3回実施）
- 受入ガイドブック
県内の受入れ事例（31事業所）や、仕事面・生活面・言語面での支援など外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成（令和3年3月発行、令和4年3月・令和5年3月改訂：受入事例追加）



事業スキーム

受入支援セミナー

一般社団法人広島県医療福祉人材協会

外国人介護人材活用適正化推進委員会
県老施連、広島市老施連等で構成
県はオブザーバーとして参加

受入ガイドブック

ガイドブック作成監修委員会
推進委員、介護福祉士養成校等で構成

※ガイドブックについてはR2年度に委託事業により作成

補助

連携

事例共有

事例共有

事例共有

広島県

監理団体・登録支援機関

外国人介護人材受入事業者

令和4年度 広島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業
主催：一般社団法人広島県医療福祉人材協会 共催：広島県、広島市、福山市、三田市

定員 各会場 50名
オンライン 100名

**オンライン同時配信
外国人介護人材確保・定着支援セミナー**

外国人介護人材の確保・育成及び適切かつ円滑な受入れのために
介護分野における外国人材の受入れについては、経済連携協定(EPA)に基づく介護福祉士資格者の受入れ、在留期間の延長、技能実習制度、在留資格付与制度等の活用が有効であり、広島県でも300以上の事業所において、610人以上の受入れが確認されています(令和4年6月時点)。このセミナーは、外国人介護人材の受入れをされている、又は検討している事業者等を対象に、実際に受入れている事業者の事例を、施設長や施設長の専任担当者等が発表し、外国介護人材の適切な受け入れを図ることをめざし、育成や定着について理解を深めることを目的として開催します。

参加無料

第1回(広島市)開催
日時 令和4年10月17日(月) 13時30分～16時30分
会場 広島県立総合体育館大会堂(広島県広島市中区福野4-1) TEL 082-228-1111
1部 総論講演
テーマ 外国人介護人材受入の各制度の概要と外国人の育成と定着のためのコミュニケーション
講師 一般社団法人キャリアマネジメント研究所 代表理事 千葉 祐太氏
2部 事例発表・パネルディスカッション 外国人介護人材の受入事例と今後の人材ビジョン
コーディネーター 社会保険労務士法人アムス、青木 秀行氏
パネラー 外国人介護職員雇用 株式会社 多岐山 敏
パネラー 外国人介護職員雇用 八千代グループ
パネラー フォーリンペソン材事務 ICHIGUCHI CONSULTING, Inc.

第2回(福山市)開催
日時 令和4年11月4日(金) 13時30分～16時30分
会場 多岐山ホール(福山市福山1-10-1) TEL 084-932-7265
1部 総論講演
テーマ 外国人介護人材受入の各制度の概要と外国人の育成と定着のためのコミュニケーション
講師 一般社団法人キャリアマネジメント研究所 代表理事 千葉 祐太氏
2部 事例発表・パネルディスカッション 外国人介護人材の受入事例と今後の人材ビジョン
コーディネーター 社会保険労務士法人アムス、青木 秀行氏
パネラー 外国人介護職員雇用 株式会社 多岐山 敏
パネラー 外国人介護職員雇用 NPO法人 地域の絆
パネラー メンター人材事務 福岡総合 福祉・連携ラボ

第3回(三田市)開催
日時 令和4年11月14日(月) 13時30分～16時30分
会場 三田市市民ホールサロニール(三田市三栄111-1) TEL 0824-62-2222
1部 総論講演
テーマ 外国人介護人材受入の各制度の概要と外国人の育成と定着のためのコミュニケーション
講師 一般社団法人キャリアマネジメント研究所 代表理事 千葉 祐太氏
2部 事例発表・パネルディスカッション 外国人介護人材の受入事例と今後の人材ビジョン
コーディネーター 社会保険労務士法人アムス、青木 秀行氏
パネラー 外国人介護職員雇用 株式会社 多岐山 敏
パネラー 外国人介護職員雇用 株式会社 アパロス
パネラー インターナショナル人材事務 福岡総合 メディアバンク・エデュケーション

【参加申込方法】※詳しくは要項をご参照下さい。【申込み】開催日の一週間前まで

問い合わせ
一般社団法人 広島県医療福祉人材協会 担当：坂本
広島市中区南町1丁目5番10号 フォーラムビル2F TEL 080-8987-6243

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	

（敬称略、五十音順）
（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 (外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し)

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 令和5年12月19日
(関係部分を抜粋)

3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(2) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。

併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

① 見直しに当たっての基本的な考え方

見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

安全安心・共生社会

全ての人安全安心に暮らすことのできる外国人との共生社会の実現に資するものとする

見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること

② 提言

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで試験を義務付け)。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
➢ 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
➢ 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
➢ 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格
※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
➢ 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格
※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。

外国人介護人材に関する相談窓口について

①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在宅管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-115-311（フリーダイヤル）※ インドネシア語、英語、ベトナム語対応

メールアドレス：sodan@jicwels.jp

受付日時：9時30分～13時、14時～18時（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）

対応言語：日本語・インドネシア語・英語・ベトナム語（月曜日・木曜日）

日本語（火曜日・水曜日・金曜日）※ 必要に応じ、各国母国語での対応も可能。

②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）

※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、スペイン語対応

※この他、右記のWEB、LINE、Facebookから相談可能（常時受信後、窓口開設時に対応を行っている）。

受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）



第 11 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

1 社会福祉連携推進法人制度について

（1）社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和 4 年 4 月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、令和 5 年 10 月 1 日時点で、20 法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2 以上の法人が社員として参画し、以下の 6 つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1 つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に

対する制度周知にご協力をいただきたい。

なお、連携推進法人の立ち上げに当たって、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要な経費にかかる補助として、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のメニューとして引き続き計上している。さらに、令和5年度補正予算において、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施に必要な経費にかかる補助として、「社会福祉法人の生産性向上に対する支援」を計上したところである。関係者への周知をお願いするとともに、これらの施策の活用を通じて、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、積極的な活用をお願いしたい。

- ※ 連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、随時公表しているので、適宜ご参照いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

(2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなるので、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連

携推進法人に対する一般監査について、令和5年度から実施していただいているところであり、引き続き対応に遺漏ないようお願いしたい。

2 社会福祉法人関連の令和6年度予算案について

(1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和6年度予算案：354,097千円)について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

令和6年度予算案において、令和5年度予算と同額の予算額を確保したところであり、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

(2)「社会福祉法人の生産性向上に対する支援」(令和5年度補正予算：75,000千円)について

本事業は、社会福祉法人の生産性向上を推進するため、経営の大規模化・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進することを目的としている。

令和5年度補正予算において、一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施の支援を強化するものであり、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、推進いただきたい。

3 社会福祉法人制度の運営について

(1) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など

他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

（２）「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているので、各所轄庁におかれては、本通知の趣旨も踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供をお願いしたい。

また、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」の積極実施等については、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和 4 年 1 月 5 日社援発 0105 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）及び「社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集について（周知）」（令和 4 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）においてお示ししているので、こうした好事例を周知することなどを通じて、法人の地域における取組を促す環境整備をお願いしたい。

(3) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、法第 55 条の 2 の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。併せて、積極実施通知において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

(4) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、今後とも、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

(5) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 28 年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において電子開示システムの運用を行っているところである。

令和 5 年 11 月 6 日現在で、21,082 法人が電子開示システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度よりも本システムの活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご承知おきいただきたい。

法人に関する情報に係るデータベースとして、国民に対するインターネット等を通じた迅速な情報提供に資する電子開示システムの趣旨を踏まえた対応に引き続きご協力いただくとともに、法第 59 条の 2 第 2 項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされていることから、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図るため、今後も積極的な活用をお願いしたい。

第12 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

(1) 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和5年12月現在、全都道府県においてネットワークが構築、45都道府県において災害派遣福祉チームが設置されており、令和5年度中には全ての都道府県において構築・設置される見込みである。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和3年の7月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡DWA Tが、約2か月にわたり県内の避難所3か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。令和5年7月の梅雨前線による大雨の際には、大分県において、17日間で延べ63名の大分DWA Tのチーム員が日田市内避難所へ初派遣された。平時より行政・保健師と顔の見える関係作りに取り組んでおり、DWA Tチーム員は避難所の環境整備や被災者へのスムーズな相談支援を行なった。

厚生労働省では、全ての都道府県でのネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指すとともに、災害時の避難所における福祉支援を円滑に実施できるよう、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知（令和5年3月31日一部改正）の別添）を策定している。また、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業）は令和6年度予算案において2億円（対前年度1億円増）を確保しており、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っているのでご活用いただきたい。なお、現時点で補助単価についての変更は予定していない。また、令和4年度から、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センター（以下「中央センター」という。）を設置し、平時にはネットワーク事務局員や災害派遣福祉チーム員向けの全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築等の検討を行い、災害時には災害派遣福祉チームの都道府県間の派遣調整等を実施することができるので、ご承知おき願いたい。

全国でネットワークの構築がされたところだが、災害派遣福祉チームの派遣実績のない都道府県もまだ多いことから、前述した補助金を活用した派遣実績のある府県との意見交換や合同研修、中央センターが実施するブロック会議や研修の場を活用した情報共有や意見交換を積極的に行っていただきたい。

なお、ガイドラインについては、一部改正に向けた検討を進めているところであり、改正次第追って通知する。

（2）社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号（令和5年10月20日一部改正））に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を令和3年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和3年度から災害時情報共有システムの訓練を実施してきたところだが、すべての社会福祉施設及び事業所が訓練に参加し、被災情報の収集と適切な支援を迅速に行うことができるよう「災害時情報共有システムの5カ年訓練計画について」（令和5年3月30日付事務連絡）において、全自治体を対象とした令和5年度から令和9年度にかけての5か年訓練計画を都道府県別にお示しした。当該計画に基づき今年度から訓練を実施しているので引き続きご協力をお願いしたい。来年度の訓練スケジュールは年度内に別途お知らせするが、実施時期を早めて行うこととしているのでご承知置きいただきたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

(3) 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等（こども家庭庁へ移管されたものを除く）の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和5年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考2)

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）
令和5年度補正予算 171億円
社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

(参考3) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率 (据置期間中無利子) 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率 (据置期間中無利子)

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

(4) 感染症の予防対策について

ア インフルエンザ等への予防対策について

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「今シーズンのインフルエンザ総合対策の推進について」(令和5年10月13日付感感発1013第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知)に沿って、適切な対応をお願いする。

新型コロナウイルス感染症については令和5年5月8日から5類感染症へ移行され感染対策の実施は各社会福祉施設等の判断が基本となるが、手洗い等の手指衛生や換気など基本的な感染対策は引き続き有効であり、上記インフルエンザ対策としても有効であることを踏まえ、引き続き適切な対応をお願いする。

(参考4)

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づ

けられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

(参考5)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html

- ・令和5年度 今シーズンのインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和5年度インフルエンザQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/QA2023.html

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、

ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考6)

<参照通知等>

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知(令和5年4月28日一部改正))
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>

- B型肝炎について（一般的なQ&A）（平成26年7月改訂）
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- 肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- 日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- 高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- 「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」
（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

2 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉・医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援している。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

① 令和6年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

令和6年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。

※貸付規模 資金交付額 2,515 億円（うち福祉貸付分 1,454 億円）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

※貸付条件の見直し

<新規事項>

- ・ GX実現に資する整備事業に係る融資条件の優遇措置
 - * 融資率：95% * 貸付利率：基準金利
- ・ 精神科病院の整備事業に係る融資条件の優遇措置（※）
 - * 融資率：90%

※病床削減を伴う精神科病院の施設整備と一体的に整備する共同生活援助事業に限る

- ・ 産後ケア事業に係る融資制度の創設
 - * 貸付の相手方：法人
 - * 償還期間：20年以内 * 融資率：80%
 - * 貸付利率：基準金利～基準金利+0.8%

<継続事項>

以下の事項について、現行の優遇措置を継続する

- ・ 障害福祉サービス事業の整備に係る融資条件の優遇措置

なお、令和6年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等については、福祉医療機構のホームページ等を通じて説明資料を公開する予定なので、確認をお願いしたい。（福祉医療機構主催で例年3月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途福祉医療機構から通知予定）

② 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても福祉医療機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも福祉医療機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導事業（経営サポート事業）について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>
- ・ WAM NET
<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない）
https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- | | |
|------------|--------------|
| ① 令和6年度予算案 | 283億円（国庫補助額） |
| ・ 給付予定人員 | 84,021人 |
| ・ 給付総額 | 1,355億円 |

② 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1/3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済に一時的であっても支給財源の不足が生じ、支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和5年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

また、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務を委託している都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等に協力いただいております。引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

なお、後述する新退職手当共済システムの稼働に伴い、各種届出書を共済契約者や退職者から福祉医療機構へ直接提出できるようになることから、業務委託の契約は令和6年度中で終了する予定であるのでご留意願いたい。

③ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

④ 新退職手当共済システムについて

退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる新たな退職手当共済システムの整備を進めているところである。

新システムの稼働開始は令和7年1月を予定しており、新システムへの移行に伴う各種手続き等の変更点については、令和6年10月を目途に福祉医療機構から共済契約者や関係機関等に対して周知する予定であるのでご留意願いたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) について

当該事業は、国の施策に基づく各種情報システムの整備及び管理を行うほか、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトである。

(<https://www.wam.go.jp/>)

(参考)

WAM NETで運用中の情報システム

- ・財務諸表等電子開示システム
(社会福祉法人・社会福祉連携推進法人)
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム
- ・災害時情報共有システム (児童・障害)

WAM NETの主な掲載情報

- ・子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル
☞子育て支援 (ここ de サーチ等)、障害児支援 (障害福祉サービス等情報検索、しょうがい共済等)、介護離職防止に関する情報を集約したコンテンツ
- ・介護保険最新情報
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス評価情報

各都道府県におかれては、全国の保育施設が検索できる「ここ de サーチ」や、地域の障害福祉サービス事業所を検索できる「障害福祉サービス等情報検索」のほか、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」について、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるよう、各都道府県等ホームページへのリンク掲載などの周知をお願いしたい。

ここ de サーチ



(<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>)

障害福祉サービス等情報検索



(<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>)

子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル



(<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/bowac/>)

第 13 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成 29 年に改正され、平成 30 年 4 月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化していることから、未策定の市町村においては、市町村地域福祉計画の策定に努めていただきたい。なお、令和 4 年 4 月 1 日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は 84.8%である。市区部、町村部別にみると、市区は 95.1%であるのに対し、町村部では 75.7%になっている。一方、都道府県地域福祉支援計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率 100%）。

また、令和 2 年 6 月に改正され、令和 3 年 4 月から施行されている社会福祉法第 107 条第 1 項及び第 108 条第 1 項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として 5 項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）を掲げている。これらの事項を踏まえなければ、社会福祉法上の地域福祉（支援）計画としては認められないものであることから、これらの 5 項目の全てを定めていない市町村においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、計画が未策定の市町村に対して、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。また、計画策定済みの市町村に対しても、上記の 5 項目に関する記載の追加も含め、計画の改定に関する周知及び支援を行っていただきたい。

なお、地域福祉（支援）計画の策定及び改定に当たっては、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項等をお示ししているため、御参考とされたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和4年度調査(令和4年4月1日現在の状況)分まで掲載

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員・児童委員について

(1) 民生委員・児童委員に期待される役割について

「第4 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

また、昨年5月に成立した孤独・孤立対策推進法の附帯決議(令和5年5月30日参議院内閣委員会)において、孤独・孤立対策においては、民生委員等を含む当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われることが求められている。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される場所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」(令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知)等を踏まえ、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(2) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及び

その役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和6年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているため、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化を含めた地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

○ 令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来の担い手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選時の結果、現時点においても民生委員の委嘱数（充足

率)が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

- また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する独自の取組として、
 - ・民生委員協力員の設置
 - ・子ども民生委員の委嘱や大学生を対象にした民生委員インターンシップの実施
 - ・タブレット端末などICTを活用した情報共有や定例会議のオンライン化
 - ・SNS（インスタグラム等）を活用した効果的・訴求力のある周知・広報活動
 - ・行政のサポート体制の強化（庁内に民生委員からのワンストップ相談担当者を配置）

といった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、このような先駆的な取組を参考にしつつ、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

なお、こうした取組については、令和6年度から、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）により補助を行うこととしている。

- さらに、自治体によっては、首長から管内の経済団体や事業所あてに、協力依頼文書を送付し、就労と民生委員活動を両立できるように配慮を求めている場合もある。

近年、定年の延長などの継続雇用を選択する方も増加し、従来の民生委員の担い手である企業等の退職者の確保が難しい状況が続いている。このため、自営業者以外の就業者の民生委員就任を後押しするため、このような取組について参考にされたい。

- 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるよ

うお願いする。

- 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の
通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知おきいただきたい。

(ウ) 民生委員への研修の充実

民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和5年度は98自治体が実施している。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、コロナ禍において実施されたオンライン開催など実施方法を工夫し地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

< 新たな施策や社会的課題等の例 >

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年2月1日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地

- 域共生社会推進検討会) 最終取りまとめ」(令和元年12月26日)
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)
 - ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」(令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知)
 - ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」(令和4年12月27日関係府省会議決定)
 - ・「孤独・孤立対策の重点計画」(令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定)
 - ・「熱中症対策実行計画」(令和5年5月30日閣議決定)
 - ・「第4次犯罪被害者等基本計画」(令和3年3月30日閣議決定)
 - ・「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議)
 - ・「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)
 - ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」(平成31年4月消費者庁)
 - ・「自殺対策白書」(令和5年10月20日閣議決定)
 - ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応(法務省)
 - ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)
 - ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」(平成24年6月1日)
 - ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」(平成24年7月17日社会・援護局地域福祉課事務連絡)
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A(個人情報保護委員会)

(エ) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられる。

災害が発生する恐れが高い状況下(災害発生前)に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となる。

一方、避難情報が発令中(災害発生後)に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する(自治体につなぐ)ことが重要であり、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・「個別避難計画作成等への支援策等について」（令和3年6月22日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

(オ) 地方分権改革への対応

民生委員関係については以下のとおりとされており、今後、この対応方針に基づき検討を行うこととしているので、御承知おきいただきたい。

【民生委員・児童委員の選任要件】

令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、民生委員の選任要件の緩和について特別区長会から提案があり、令和5年12月22日に、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

現行の民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されており、その市町村の居住者に限って民生委員等になれるところであるが、本提案では、担い手確保や制度の持続可能性を高める観点から、その市町村以外に居住する者でも当該市町村への在勤者であれば民生委員等になれるようにしてもよいのではないかというものである（例えば、日頃から住民との関わりを持つ地元商店の従業員や、地域の社会貢献活動に熱意を持って取り組んでいる企業の社員、一定期間区内に在住し地域で活動していた転出者など）。

これを受けて前述の「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」では、

- ・「民生委員・児童委員の選任要件（民生委員法第6条第1項及び児童福祉法第16条）の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

とされている。

【生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書】

また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付について、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難であるとの指摘を踏まえ、

- ・「生活福祉資金貸付制度に係る民生委員の調査事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。
 - ・調査事務については、調査書の添付を求める対象者を限定するなど、運用の見直しを図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

とされている。

【福祉行政報告例中の民生委員・児童委員活動報告】

さらに、民生委員や地方自治体の事務負担の軽減の観点から、

- ・「民生委員・児童委員の活動状況の報告（福祉行政報告例報告表 40表）については、地方公共団体における事務の簡素化の事例等を踏まえて、民生委員・児童委員及び地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」

とされている。

3 社会福祉協議会について

(ア) 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや8050世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(イ) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導体制を整備強化することにより、民間社会福祉活動

の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和5年度
福祉活動指導員設置事業	21,360千円
福祉活動専門員設置事業費	6,870千円

※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和38年から平成5年まで国庫補助してきたが、平成6年度に一般財源化。

※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和41年から平成10年まで国庫補助してきたが、平成11年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であり、各自治体におかれては、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンター等機能強化事業」により、以下の取組を推進しているため、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組みにより、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。（補助率 1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県（都道府県社会福祉協議会）の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了知願いたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

大規模災害により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和6年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。なお、被災により新たに本事業の実

施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いします。

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和5年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和6年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・

複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いします。（重層事業の詳細については、第4「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

第 14 地方改善事業等について（地域福祉課）

※ 当該事業（隣保館・生活館）については、地方自治体によっては福祉部局ではなく人権擁護部局が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

1 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、地域共生や生活困窮者自立支援制度などの福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、地域福祉の一翼を担うためにも、人権啓発のみならず、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

また、全国隣保館連絡協議会が主催し、全国隣保館長研修会は隔年、全国隣保館職員ブロック研修会は毎年開催しており、関係自治体より職員の参加をいただいているところであるが、現場のニーズを反映した研修内容とするためにも、当該研修会への企画段階からの参画について協力をお願いします。

※ 本研修会については、国において開催していたが、昭和 52 年より全国隣保館連絡協議会の主催に変更。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施したところであるが、上記の課題について解消に至っていない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図っているため、御了知いただきたい。

令和6年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和6年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用及び隣保館を所管する部局との確実な情報共有がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）

第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているので、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和6年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、身近な相談窓口が少ない道外に居住するアイヌの人々に専用の相談窓口が存在が認知され、必要なときに相談いただけるよう、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 隣保館・生活館における物価高騰に対する支援について

令和5年11月9日事務連絡「重点支援地方交付金を活用した婦人保護施設及び救護施設等の支援について」において、隣保館及び生活館についてもエネルギー価格や、施設整備における資材費の高騰分の支援として当該交付金を活用することが可能とされているので、自治体内の当該交付金担当課と連携の上、必要に応じて活用を検討をお願いする。

(4) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、令和2年6月5日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和3年4月1日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただくこと等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(5) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員に対する普及・啓発について

民生委員は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当

たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

(6) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号)が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (同和問題に関する正しい理解を)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)が、平成28年6月3日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP (ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第 15 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

※ 消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）については、都道府県によっては福祉部局ではなく生活安全・消費者行政担当部局等が所管しているため、確実に担当部局に情報共有をお願いします。

1 生協行政の基本的考え方について

組合は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が主体となって、組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いします。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、策定した規程の不遵守、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類等の不備、員外利用許可の未申請、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

貴管下組合において同様の状況が認められた場合には、適正な運営の確保のための十分な指導をお願いしますが、特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いします。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いします。

(2) 不祥事案について

各組合から報告された不祥事案を見ると、近年、次のような事案が発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、廃棄レジが初期化されないまま転売され、レジ内に残された組合員の個人情報漏洩した事例
- ・ 医療事業を行う組合において、経理担当職員が現金を着服した事例
- ・ 共済事業を行う組合において、共済代理店の外部委託先が保有する共済契約者情報が不正に持ち出され、個人情報漏洩した事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 25 条に基づき、組合が保有する個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行い、委託した個人データの安全管理が図られるよう、指導をお願いします。

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-4 委託先の監督（法第 25 条関係）

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a3-4-4

(3) 共済事業における顧客本位の業務運営の点検等について

農業協同組合において不適切な共済推進が行われていた実態を踏まえ、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月閣議決定）に基づき、各都道府県が所管する組合においても不適切な共済推進が無いか等のリスクを把握するための点検を行っていただいたところであるが、引き続き、各組合における共済推進において顧客本位の業務運営の取組が図られるよう、指導・監督をお願いします。

(4) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもない

が、政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれ強いことから定めているものである。例えば、組合が特定の議員の後援会費を支払う行為についても、同項の趣旨を踏まえると不適切と考えられるため、御留意願いたい。

各都道府県におかれては、所管組合の政治的中立の確保が徹底されるよう、厳正な指導をお願いする。

- 「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和62年6月30日付厚生省社会局生活課長通知)

(5) その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 地域共生社会の実現に向けた生協の取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通じて地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような状況を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「施行規則」という。）を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所管行政庁より員外利用許可を得て組合が物品を供給できるようにしたところである。

各都道府県におかれては、こうした改正の趣旨を御了知いただき、管内の関係機関や市町村と連携の上、必要に応じて地域福祉の充実を図る手段の一つとして当該制度を御活用いただきたい。

また、上記の施行規則の改正を受け、所管行政庁より員外利用許可を得て、組合と社会福祉協議会が連携して地域で物品を供給する事例や、組合等がこども食堂へ物品を供給する事例があると承知している。現在、こうした先駆的な事例について改めて収集しているところであり、今後、収集した事例について全国会議や厚生労働省HP等で公表・周知する予定であるので御了知願いたい。

- 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyou/index.html

4 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量 20/100）（施行規則第11条第1号ホ）

において組合員でない者の利用を認めている。

被災者の生活の早期安定に寄与するため、当該制度をご活用いただきたい。

5 デジタル社会の実現に向けた取組について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）において、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められているところであるが、これを受けて、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る消費生活協同組合法等の解釈の明確化等について」（令和5年12月27日付消費生活協同組合業務室長通知）により、オンラインによる検査の実施やインターネット等を活用した総（代）会の開催等について、基本的考え方及び留意点をお示したところである。

また、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省第161号及び第165号）」により、磁気ディスク等の従来の記録媒体の使用を定める法令上の規定についてはクラウドサービス等の利用を可能とする改正を行っているため、これらについて所管組合に周知いただくようお願いする。

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607_policies_priority_outline_15.pdf

6 その他連絡事項

(1) 電気を供給する事業に係る員外利用の制限の緩和等について

現行法令上、供給事業（生協法第10条第1項第1号）として、電気を供給する事業を行う場合については組合員以外への供給が認められていないところ、電気を供給する事業は、公共性が強い上、今般、組合員以外の者に電気を供給するニーズが発生している等の事情を踏まえ、所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう、令和5年度中に関係省令等を改正し、令和6年4月1日から施行予定であるので御了知願いたい。

また、今回の改正を機に、ガスの小売事業が自由化されていること等を踏まえ、ガスを供給する事業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）上、最終供給義務等を負う一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を除く）についても、今後は所管行政庁が地域の実情に照らして組合が当該事業を行うことが適当であると認めた場合に限り、制限無く員外利用ができるよう見直すことを予定している。なお、これまでガスを供給する事業を行ってきた組合は、引き続き当該事業の継続を認める旨の経過措置を講じる予定であるので併せて御了知願いたい。

(2) 監督指針等の改正について（統合的リスク管理態勢に係る規定の整備等）

統合的リスク管理（ERM）とは、組織が直面するリスク（潜在的に重要なリスクを含む。）を統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較することで、事業全体のリスクをコントロールし、経営の効率化を図る自己管理型の高度なリスク管理であり、現在、保険会社への導入を皮切りにして、共済を実施している他の協同組合においても導入が進んでいるところである。

このため、リスク管理の高度化を図ることが望ましいと考えられる長期共済を実施している組合を対象にERMを導入するため、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」）等に統合的リスク管理態勢に係る規定を整備するほか、その他の事項もあわせて見直しを行い、本年度中の改正を予定しているため御了知願いたい。

(3) 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が令和 3 年 5 月に改正され、令和 6 年 4 月より、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化される。

各都道府県におかれては、改めて同法の理念をご理解いただくとともに、所管組合に対し周知いただくようお願いする。

- 内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

(4) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、令和 3 年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和 6 年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれては、所管組合の活動状況等を把握いただき、引き続き当室に情報提供いただくよう御協力をお願いしたい。

なお、令和 5 年度の調査結果については、令和 6 年 5 月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

- 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

(5) 令和 6 年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を毎年開催している。

本年度は、参集形式とせず、動画配信及び資料配付により開催したところであるが、令和 6 年度の開催方法・時期については、追って連絡するので、御了知いただきたい。



令和6年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

令和6年度 予算(案)額	2兆9,641億円
令和5年度 当初予算額	2兆9,548億円
差 引	+93億円
	(対前年度比率+0.3%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり 2
 - 1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - 2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等
 - 3 困難な問題を抱える女性への支援の推進
 - 4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- II 生活保護制度の適正な実施 7
 - 1 生活保護に係る国庫負担
 - 2 生活保護の適正実施の推進
 - 3 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 10
 - 1 福祉・介護人材確保対策の推進
 - 2 外国人介護人材の受入環境の整備等
 - 3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 14
 - 1 災害時における見守り・相談支援等の推進
 - 2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策
 - 3 災害時における福祉支援体制の整備促進

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】 543億円（322億円）

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援（多機関協働事業等）、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 12億円（29億円）

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 531億円（545億円）

① 生活困窮者の相談支援や住まい支援の強化【拡充】

多様化する生活困窮者の支援ニーズに応じた自立相談支援事業等の実施、一時生活支援事業（シェルター事業）の緊急一時的な受入れの促進など、生活困窮者への支援の強化を図る。

<主な改善内容>

○ 自立相談支援事業等の補助体系の見直し

コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等を踏まえ、補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

○ 一時生活支援事業の機能強化

緊急一時的な支援が必要な生活困窮者が、収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合であっても一時宿泊施設（シェルター）等に円滑に受け入れられるよう、一時生活支援事業に新たに加算を設ける。

○ 就労体験・就労訓練等の更なる推進

就労準備支援事業（就労に向けて、日常生活や社会生活、職業生活を送る上で必要な基礎的能力の向上を支援する事業）の利用促進を図るため、就労体験先への交通費支給の仕組みを設ける。

- **生活困窮者自立支援制度における人材養成研修の充実**
一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の初任者研修を創設するとともに、各事業の現任者のステップアップに向けた研修カリキュラムを作成する。

(参考) 令和5年度補正予算

- **「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業** 2. 2億円
住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するためのモデル事業の実施。
- **生活困窮者自立支援の機能強化** 2.6億円
各自治体の生活困窮者自立相談支援機関等において、NPO 法人等と連携した緊急対応の強化や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援強化等を行う。
- **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** 5. 2億円
生活困窮者及びひきこもりの状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。
- **生活困窮者支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業** 1. 0億円
生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員に対する研修の企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を行い、支援員同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施することにより、支援員の質の向上を図る。
- **生活困窮者・ホームレス自立支援センター施設整備事業** 3. 7億円
生活困窮者・ホームレス自立支援センターの改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図る。

- ② **ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】** 1.6億円（1.6億円）
ひきこもり状態にある方の増加等を踏まえ、市町村での相談支援体制の構築にあたり必要な準備費用に対し補助を行うなど、市町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。また、ひきこもり支援従事者をケアするための加算を創設し、効果的・継続的な支援体制の構築を図る。

- ③ **民生委員の活動しやすい環境の整備【拡充】**
民生委員の担い手確保が喫緊の課題となっていることから、新たに、民生委員サポーターの配置などの民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた自治体の創意工夫による取組への支援を行う。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

38億円(37億円)

昨年10月に閣議決定した「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、こども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

特に、こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援及び自殺未遂者の包括的支援体制の構築による自殺予防の取組の更なる推進、都道府県自殺対策プラットフォームの構築、自殺対策の調査研究等の体制の拡充を図る。

<主な改善内容>

○ こども・若者の自殺対策の強化

都道府県・指定都市に、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など、市町村等では対応が困難なケースに助言等を行うモデル事業の拡充を図る。

○ 自殺未遂者支援の強化

自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、救急病院を退院した後に、地域での必要な支援につなぎ、継続的な支援を行うモデル事業を拡充する。

○ 都道府県自殺対策プラットフォームの構築

地域の関係機関が情報の共有や実務的な連携を円滑に行うことができるよう、地域自殺対策推進センターの体制整備に関する支援を拡充し、「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援する。

○ 自殺対策の調査研究等の体制拡充

指定調査研究等法人において、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む自治体への支援や自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化するため、当該法人の体制拡充を図る。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 地域における自殺防止対策の強化

21億円

自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。また、こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

令和6年4月より施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、多様な支援を包括的に提供する体制の整備を推進する。

(1) 困難な問題を抱える女性支援の推進 26億円(23億円)

① 女性相談支援員の活動の強化【拡充】

女性相談支援員について、業務内容や経験年数等を踏まえて必要な手当を支給することにより人材を確保するとともに、研修受講等を推進することにより専門性の向上を図る。また、新たに、町村部において女性相談支援員を配置する場合等の補助を行う。

② 女性自立支援施設の通所による支援のモデル事業の実施【新規】

新たに、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることのできる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

(2) 女性相談支援センター(一時保護所)や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】 27億円(26億円)

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活の支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、外国籍を有する女性への支援の充実を図るため、通訳者の雇上げ費用の対象を拡充する。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等【拡充】

10億円（6.9億円）

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、新たに後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施【拡充】

1.2億円（1.2億円）

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例（※）を拡充するとともに、得られた実践事例の分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

（※）具体的には、身寄りのない高齢者等に対する生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備や、日常生活支援に加えて身元保証や死後の事務支援を提供する取組など。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,927億円(2兆7,901億円)

生活保護を必要とする方に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。併せて、被保護者の自立を助長するため、就労による自立支援の強化を進める。

<主な改善内容>

○ 被保護世帯の高卒就職者の新生活立ち上げ支援【新規】

被保護世帯の子どもが本人の希望により高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うため、一時金を支給する。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定
(進学準備給付金の支給対象の拡大)

○ 就労自立給付金のインセンティブの強化

就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労により自立した際に支給する就労自立給付金の算定方法について、早期就労による自立へのインセンティブ強化に向けた見直しを行う。

(2) 保護施設事務費負担金 331億円(320億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2 生活保護の適正実施の推進 192億円(191億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等を行う。

② 頻回受診の傾向がある者への早期の助言等のモデル実施【新規】

医療扶助のオンライン資格確認システムを活用し、福祉事務所が頻回受診の傾向がある者をより早期に把握し、その者に対して適切な受診を促すなどの助言・介入等を行うモデル事業を実施する。

③ 多剤投薬の適正化に向けた支援【拡充】

多剤投薬に着目したレセプト点検の対象範囲を拡充し、薬剤師等による専門的な見地からの訪問指導等を実施し、医薬品の適正使用につながるよう支援を強化する。

(2) 就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。加えて、子どもの貧困への対応を強化する。

<主な改善内容>

○ 子育て世帯への訪問等による相談・助言支援の実施【新規】

被保護世帯の子ども及びその保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことで、本人の希望を踏まえた多様な進路選択ができるよう環境改善を図る。

※ 通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定

(参考) 令和5年度補正予算

○ 被保護者に対する金銭管理支援の試行 6.7億円

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

○ 福祉事務所における他機関連携支援体制構築のモデル事業の実施 26百万円

多様で複雑な課題を抱える被保護世帯について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進を図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

○ 医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助 17億円

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

○ 生活保護業務関係システムの改修 7.3億円

就労自立給付金について、令和6年度に支給額の算定方法を見直すこととしており、円滑に運用を開始できるよう、地方自治体の生活保護基幹システム等を改修する。

○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた調査研究（委託事業） 94百万円

令和6年度以降の制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、システムの標準仕様に関する調査研究を行い標準仕様書の改定を行う。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ○ 生活保護世帯に関する調査へのオンライン回答の導入 | 31百万円 |
|----------------------------|-------|
- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」及び「社会保障生計調査」について、調査対象者がオンラインでも回答できるよう、政府統計オンライン総合窓口（オンライン調査システム）に搭載する電子調査票を開発する。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信【拡充】

4. 4億円（3. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

民間事業者によるイベントやテレビ、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を効果的に行うため、新たに、介護職が自らの仕事の魅力ややりがいを発信するコンテンツを提供できる取組を加える。

また、各都道府県において地域の実情に応じた情報発信等の取組を行う場合の支援を行う。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

4. 0億円（3. 8億円）

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。

(参考) 令和5年度補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 5.2億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。
- 介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業 1.6億円
介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。
- 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業 4.8百万円
地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】

5.6億円(5.6億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

<主な改善内容>

○ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援の強化

介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が介護福祉士養成施設等に係る奨学金の給付等を行う場合であって、居住費などの生活費の支援に関して積極的に取り組む場合に、補助基準額への加算を設ける。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円(2.5億円)

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数<老健局にて計上>

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 外国人介護人材受入・定着支援事業(民間団体等への補助事業) 2.4億円

外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

○ 外国人介護人材受入促進事業(地方自治体への補助事業) 2.3億円

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円(3.5億円)

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 社会福祉法人の生産性向上に対する支援 75百万円

社会福祉法人の生産性向上（職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など）を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

283億円(274億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等 49億円(50億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,515億円
〔福祉貸付	1,454億円〕
〔医療貸付	1,061億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・産後ケア事業に係る融資制度の創設

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進 4.4億円(4.4億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和5年度補正予算

○ 隣保館の耐災害性強化

4. 1億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 93億円（102億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（10億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 2.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」や「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、「保健医療」と「福祉」の連携構築・強化の取組やDWA Tの派遣調整を行うコーディネーターの配置に対する支援を行う。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.9億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

令和6年度予算(案)の概要【参考資料】

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	1
II	生活保護制度の適正実施	26
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	32
IV	災害時における福祉支援	37
(参考)	令和5年度補正予算	41

社会・援護局

I 地域共生社会の実現に向けた 地域づくり

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

令和6年度当初予算案

【包括的相談支援事業】	374億円	(213億円)	※()内は前年度当初予算額
【地域づくり事業】	116億円	(82億円)	※()内は前年度当初予算額
【多機関協働事業等】	53億円	(27億円)	※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業等に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加を見込みつつ（R6は346市町村で実施する予定）**、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
42	134	189	346

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和6年度当初予算案 10億円（28億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 市町村が円滑に重層的支援体制整備事業を実施できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業の実施に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

（主な取組内容）

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

3 実施主体等

実施主体：市町村

補助率：3/4

令和4年度事業実績：令和4年度に事業を実施した225自治体のうち、令和5年度には41自治体が本格実施に移行。

その他：令和5年度以降に事業を新規開始した自治体に対しては、新たな基準額を適用。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

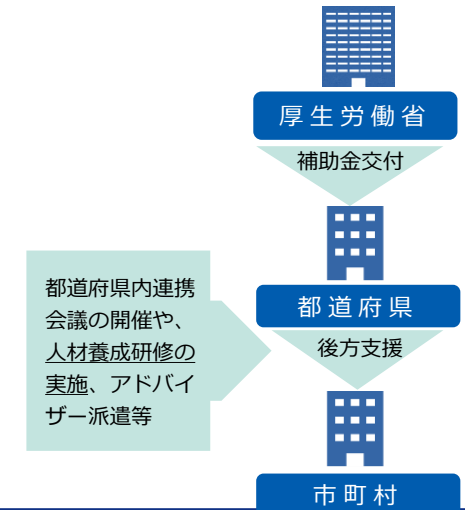
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が必要な後方支援を行う。
- ※ 重層事業の実施自治体数が増えていく中で、国による研修のみならず、都道府県による市町村への継続的・伴走的な支援がますます重要になる。こうした中、令和5年度においては、社会福祉推進事業にて、都道府県において市町村に対する効果的な研修を実施でき、また、市町村内で実施する研修にも活用できるよう、標準的な研修内容のあり方について調査研究が行われているところ。
令和6年度は、都道府県においてこうした調査結果も活用しつつ、市町村職員に対する十分な人材養成がなされるために必要な支援を行うこととする。

2 事業の概要・スキーム

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が後方支援の取組を行う。

（後方支援の取組例）

- ・ 市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・ 市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・ 重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・ 地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・ 都道府県内における法律等の専門家派遣 等



3 実施主体等

実施主体：都道府県

補助率：3/4

令和4年度事業実績：令和3年度（39都道府県）を上回る43都道府県が実施。

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和6年度当初予算案 30百万円（27百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、新たな事業に従事する人材の質を高めていくことが重要であるため、本事業の従事者や担当の市町村職員、市町村への支援を行う都道府県職員を対象にした人材養成研修等を実施する。
- 一方、包括的支援体制の整備は全ての市町村の努力義務になっていることから、本事業を実施していない市町村においても、庁内外の連携体制構築に向けたプロセスを踏む必要がある。このため、R6年度は、本事業を実施していない市町村や、移行準備中の市町村を対象とした、ブロック別の研修を導入する。

2 事業の概要・スキーム

（全国研修：重層事業実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援の各事業の従事者を対象に、事業に必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層事業を効果的に実施するために必要な、ファシリテーション能力やネットワーク構築に向けたノウハウなどを習得するための研修を実施する。

（ブロック別研修：重層事業未実施市町村を主な対象とすることを想定）

- 市町村の職員等を対象に、包括的支援体制を構築することの意義や、重層事業の理念に対する理解を進めるとともに、わがまちでの体制構築を進めるためにどのようなプロセスを経ることが必要なのか、先行実例から積み上がったノウハウや知見を習得するための研修を実施する。

（その他）

- 市町村を後方支援する都道府県のサポートのため、包括的な支援体制の整備を進めていく上で必要なノウハウの提供、民間企業との連携に向けたサポート、他の都道府県の取組やそのノウハウの共有、広域的に活用できる社会資源の整理、都道府県情報交換会の開催などを実施する。

3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和4年度事業実績

全国の重層的支援体制整備事業実施自治体に対し、成熟度別（基礎編/応用編）に研修を実施。本事業等への理解を深めるとともに、十分な専門性を有する人材の養成や、市町村における包括的な支援体制の構築に向けた機運醸成を図った。

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- コロナ禍で顕在化した新たな相談者層や孤独・孤立問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の現状を踏まえ、自立相談支援事業等の補助体系の見直しを図り、自治体に対して支援の実施状況に応じた適切な支援を行うとともに、生活困窮者への支援の質の向上を図る。

2 事業の概要・スキーム

【自立相談支援事業に係る見直し案】

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、人口規模に対する標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績加算の実施
 - ・ 標準的な支援件数以上の支援実績がある場合について、基本基準額に当該実績に応じた加算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、支援会議を活用した地域づくりの取組等を実施している場合

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) 負担率：3/4

令和6年度当初予算案 531億円の内数(545億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、生活困窮者の生活の立て直しや自立を支援していく上での重要な取組であり、更なる推進を図っていく必要がある。このため、両事業の補助体系の見直しを図り、自治体における支援の実施状況に応じた適切な補助を行うとともに、支援の質の向上を図る。
- また、就労準備支援事業では、交通費負担が就労体験の利用に繋がらない原因の一つになっていることから、就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 就労準備支援事業・家計改善支援事業の補助体系の見直し

- ① 基本基準額の見直し
 - ・ 基本基準額について、標準的な支援件数と当該件数に対して必要な支援員数を踏まえた金額に見直す。
- ② 支援実績に応じた加減算の実施
 - ・ 標準的な支援件数と支援実績との間に一定の乖離がある場合、基本基準額に当該実績に応じた加減算を行う。
- ③ 支援の質の評価に係る加算の創設
 - ア 良質な人材の確保
 - ：常勤職員・有資格者・経験年数の長い職員等を一定割合確保している場合
 - イ 取組内容の評価
 - ：アウトリーチ支援体制の整備、就農訓練事業(就労準備)、司法専門職との連携(家計改善)等を実施している場合

(2) 就労準備支援事業における就労体験先への交通費支給

就労体験利用時の交通費の負担を軽減する仕組みを創設し、就労に向けた取組を推進。

※実施主体が、就労体験等の利用が効果的と判断し、支援プランに位置づけることを前提として、交通費の負担を軽減する仕組みを創設

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)

補助率：就労準備支援事業：2/3

家計改善支援事業：1/2(自立相談支援事業・就労準備支援事業と一体実施している場合には2/3)

令和6年度当初予算案 531億円の内数（545億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者には様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要となることがあるが、一時生活支援事業の要件である収入・資産を確認できる書類を必ずしも持ち合わせていない場合がある。こうした生活困窮者に対して、必要な支援に繋ぐまでの間、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を可能とするため、一時生活支援事業において加算を創設する。

2 緊急一時支援の加算創設の内容

【現行の事業対象者】

- ・ 住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者



【見直し後の事業対象者】

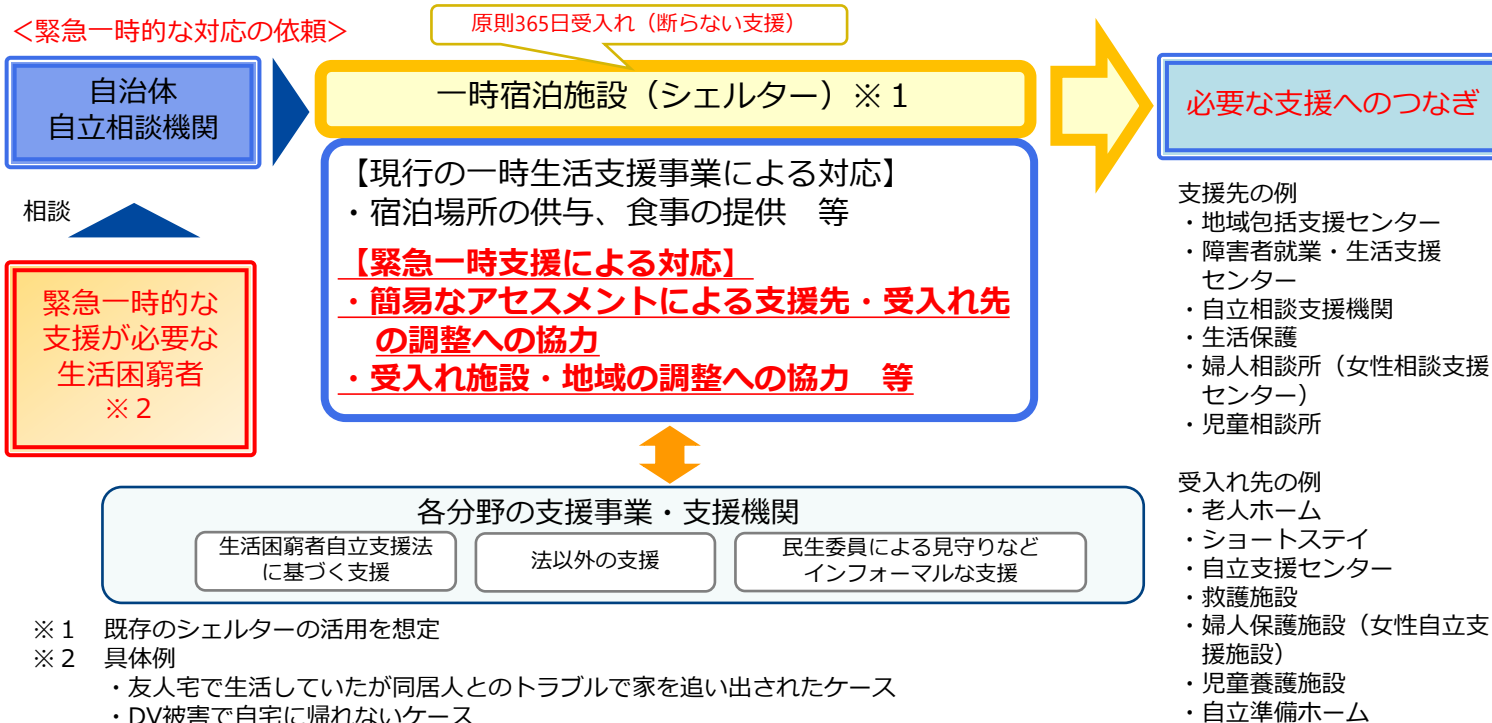
- ・ 住居を持たず収入・資産が一定以下の生活困窮者

- ・ 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者

※原則365日受入れ対応

3 緊急一時支援のスキーム

- 緊急一時的な支援が必要な生活困窮者に対して、宿泊場所や滞在中の食事の提供等による一時的な支援を行うとともに、支援先・受入れ先の調整等を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体） 補助率：2 / 3

令和6年度当初予算案 33百万円（－億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
- このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のキャリアラダー作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

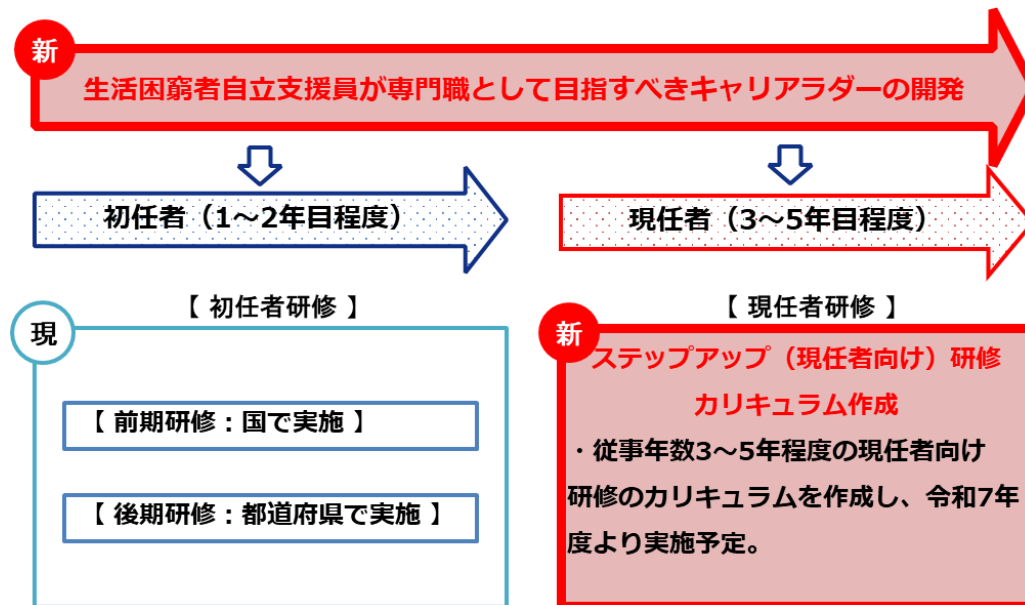
2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルの設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のキャリアラダーを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

令和6年度当初予算案 **83**百万円 (67百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

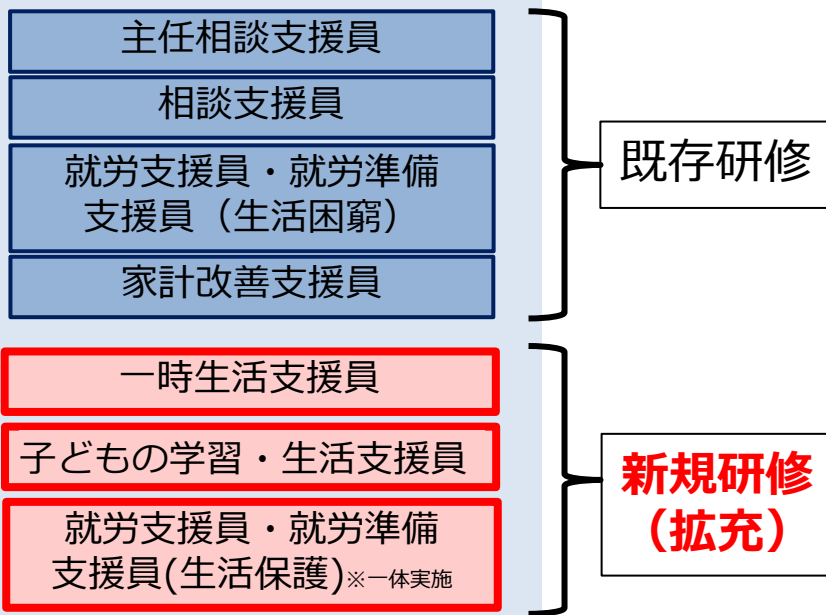
1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
- また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
- このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

国で実施する人材養成研修



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度当初予算案 57百万円 (57百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の中間まとめ(※1)では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。
 - これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る(※2)。
- (※1) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)
(※2) 事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

<対象自治体>
(従来)

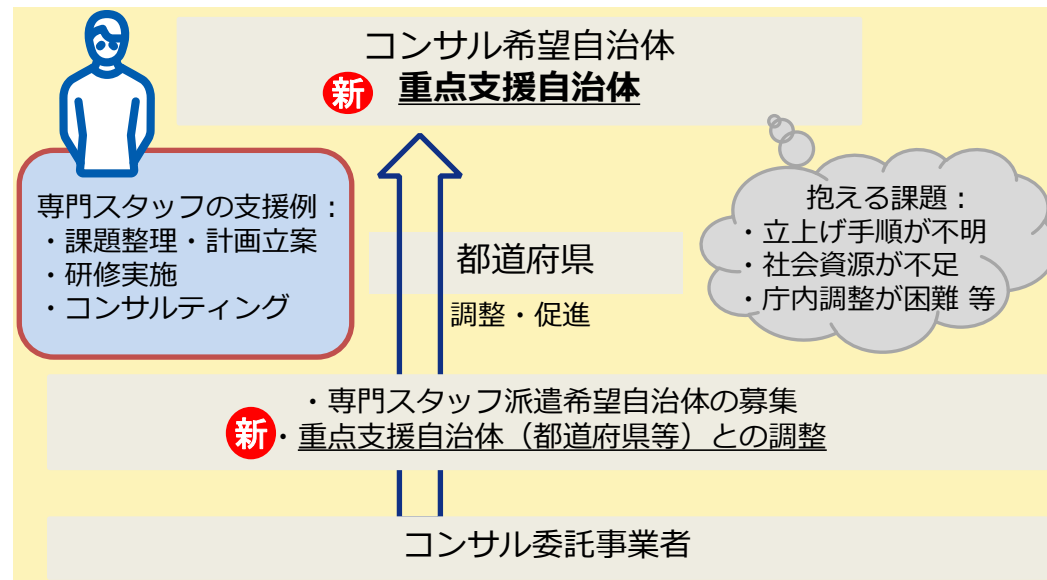
- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体

(令和6年度以降)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体
- ② **重点支援自治体(国で選定)【新規】**
※国が一定の基準に基づき選定(都道府県を通じて調整)

<事業内容>

- 1) 課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成
 - 2) コンサルティング、研修等の実施
 - 3) 事業立ち上げに向けた計画作成の支援(都道府県・市町村)
- ※重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。
※広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度当初予算案 **16億円（16億円）** ※（）内は前年度当初予算額 ※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

1 事業の目的

- ひきこもり当事者やその御家族が、より身近なところで相談ができ、必要な支援が受けられる環境づくりを目指して、相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 令和6年度においては、ひきこもり状態にある方が増加している状況への対応に加え、令和6年4月に施行される「孤独・孤立対策推進法」や就職氷河期世代支援の新行動計画等に基づくひきこもり支援の更なる推進のため、市町村における「ひきこもり地域支援センター」「ひきこもり支援ステーション」「ひきこもりサポート」事業の整備を加速化する。
- 併せて、支援対象者が抱える複雑・複合化した課題や長期化する支援に対応している、ひきこもり支援従事者を支援するための加算を創設し、効果的・継続的なひきこもり支援体制の構築を図る。

2 事業概要・スキーム・実施主体等

① 市町村における相談支援体制整備の促進

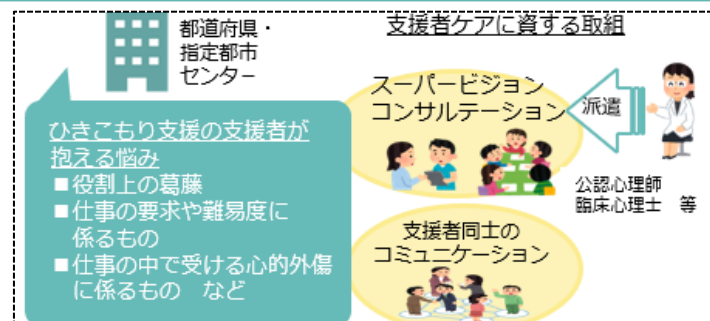
ひきこもり地域支援センター等の設置・運営に必要な予算を確保（※1）するとともに、市町村の支援環境の整備を促進させるため、センター等の設置に向けた相談の場、居場所づくり、実態やニーズ把握等の取組に必要な備品購入費や修繕費、準備スタッフの雇い上げ費用等の準備費用に対し補助（※2）する。

- | | | | |
|----|---|------------------|---------|
| ※1 | ・ 実施主体：都道府県・市町村 | ＜令和4年度実績＞ 257自治体 | 補助率：1／2 |
| ※2 | ・ 実施主体：市町村（指定都市を除く。次年度新たにセンター等の事業を開始する市町村に限る） | | 補助率：3／4 |

② 支援者ケア加算の創設

支援者が抱える悩みの解消・抑制のため、オンラインのコミュニケーションツールを活用し、ひきこもり支援従事者同士が繋がることにより悩み等を共有するほか、公認心理師・臨床心理士等の派遣を受けてスーパーバイズ等を実施する場合、国庫補助基準額に一定の加算（2,000千円）を行う。【拡充】

- ・ 実施主体：都道府県・指定都市 補助率：①と同様



令和6年度当初予算案 **531**億円の内数 (545億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合 (※) の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- (5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する
民生委員の「業務負担の軽減」・
「理解度の向上」・「多様な世代の参画」
に資する事業の実施【新規】**

(5) の取組イメージ

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS (インスタグラム等) を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す 等

3 (5) の実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、市区町村
- ◆負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4
- ◆補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行		(5) を実施する場合
・都道府県：	1,000万円	→	1,060万円
・市区町村：以下の人口区分ごとに定める額			
人口5万人未満	450万円	→	480万円
人口5万人以上10万人未満	600万円	→	640万円
人口10万人以上50万人未満	900万円	→	950万円
253 人口50万人以上	1,500万円	→	1,590万円

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算において別途予算措置：20.7億円の内数

(37億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	31億円
調査研究等業務交付金	6億円

1 事業の目的

- 令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

○支援対象者: 次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了: 地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率: 10/10

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

(37億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	31億円
調査研究等業務交付金	6億円

1 事業の目的

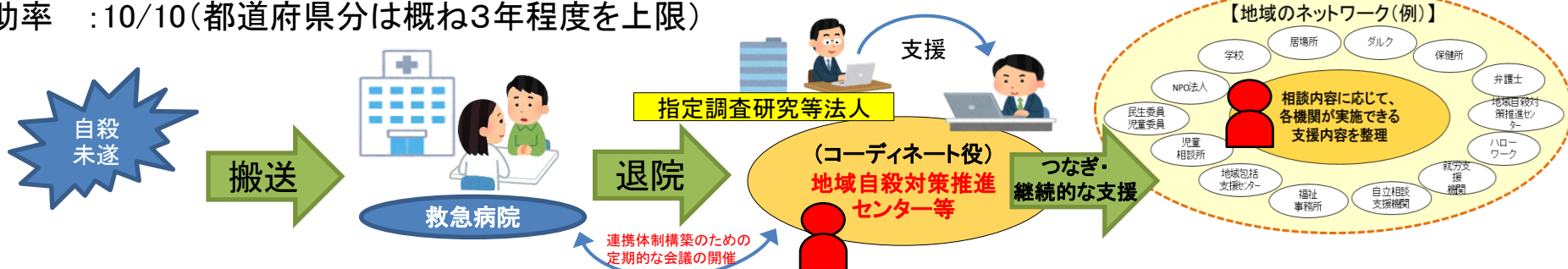
- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）



※ 令和6年度においては、実施自治体数を5自治体から7自治体程度に拡充。

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数（1.1億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援することや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ことについて盛り込まれている。
- このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置（都道府県・指定都市）

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築（都道府県）

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

- 地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体：都道府県・指定都市、補助率：1/2
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体：都道府県、補助率：1/2

令和6年度当初予算案 6.0億円（4.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

（1）こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

（2）こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

（3）自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

（4）著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

（5）自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

（6）海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体：厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率：10/10

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

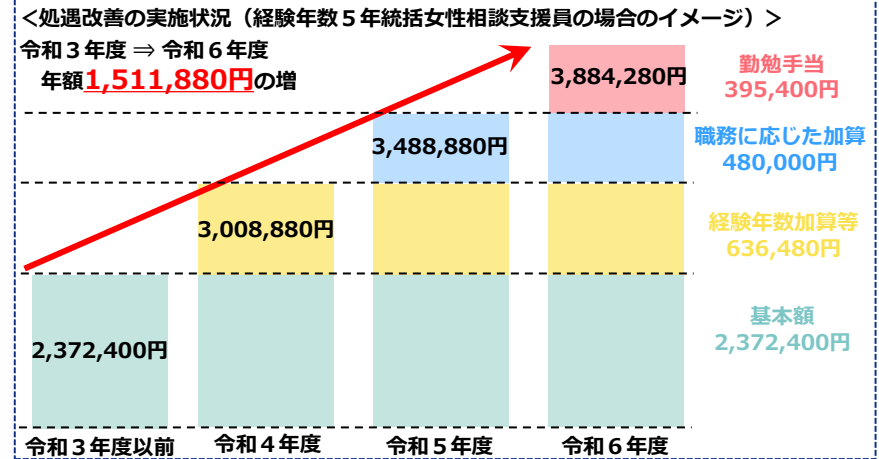
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市**町村**（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2（都道府県・市**町村** 1 / 2）

<相談員配置実績等>

相談員数：1,579人（R4.4.1時点）
相談対応件数：延べ437,113件（R3年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

(2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

(3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

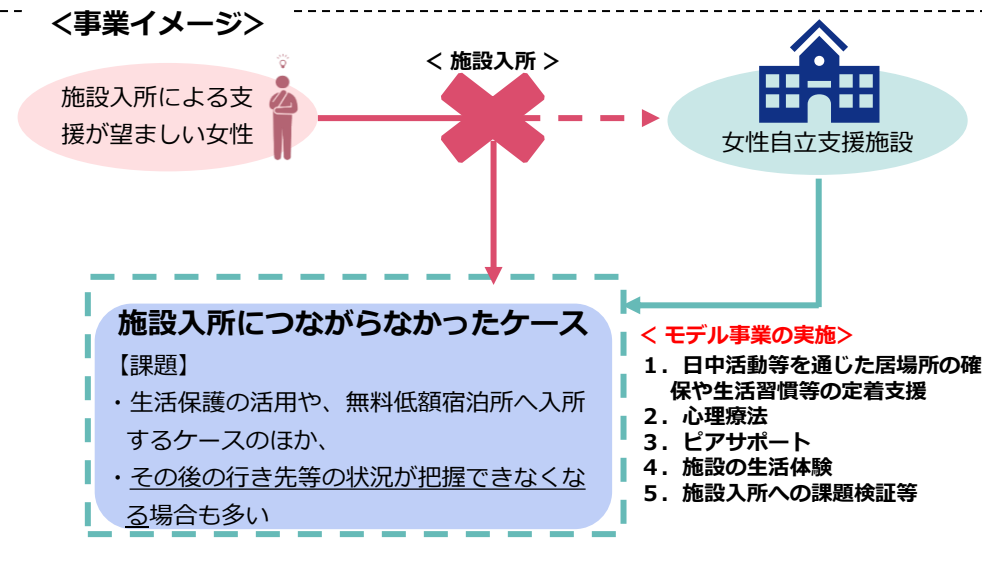
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

令和6年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体（現行：市区）について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

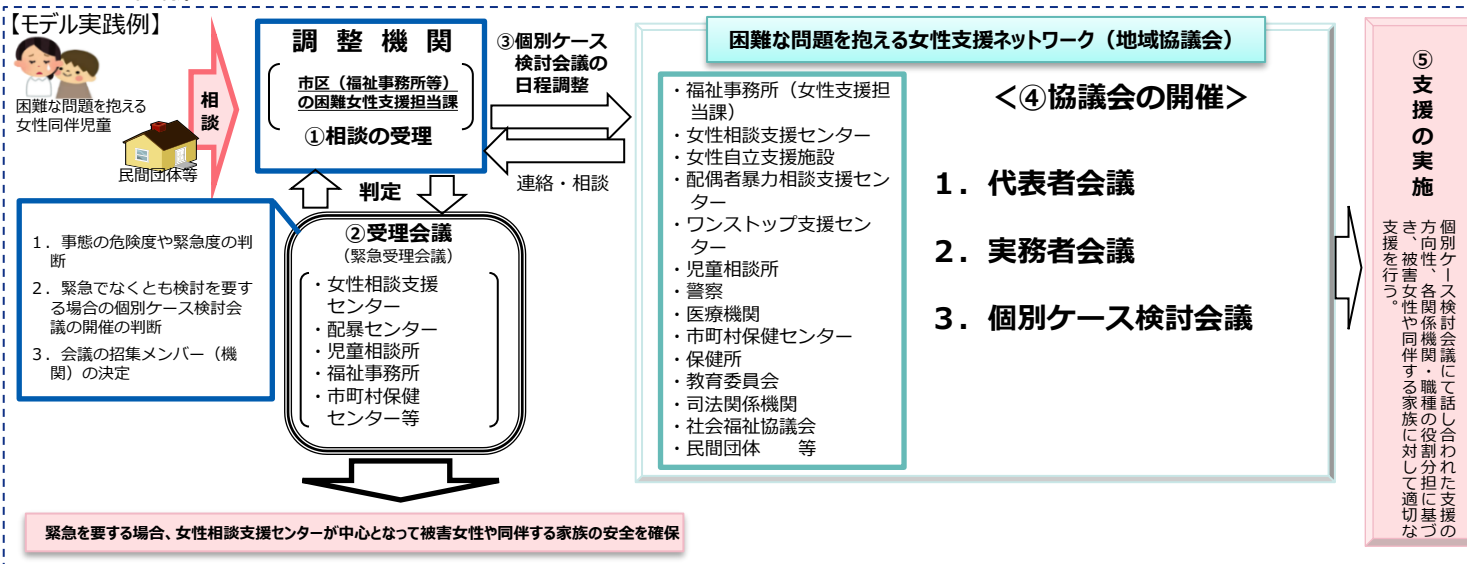
実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 **都道府県**・女性相談支援員を設置している**市町村**（特別区含む）

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 10/260

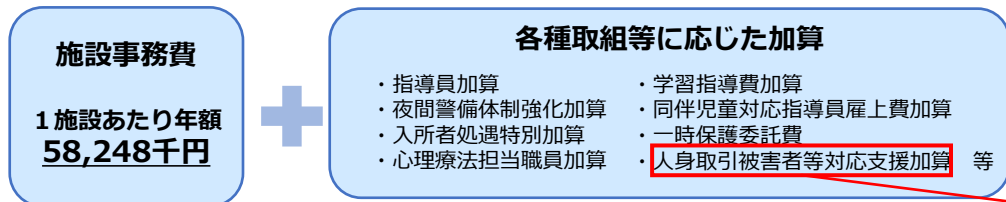
令和6年度当初予算案 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

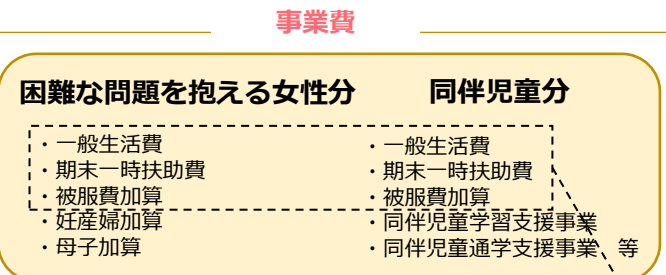
○ 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費

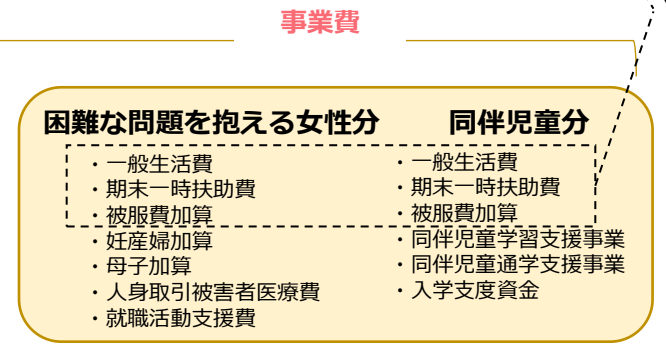
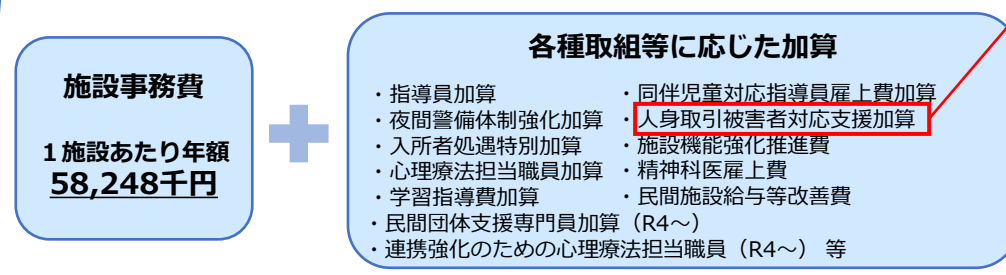


通話者雇上費の対象を人身取引被害者を含む全ての外国籍を有する者へ拡大



乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 **146,600円**
(内 R5年度一般生活費 困難な問題を抱える女性分：73,100円 乳児分：61,700円 幼児分：61,700円)

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費



3 実施主体等

女性保護事業費負担金 : (実施主体) 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
(補助率) 国5/10、都道府県・指定都市5/10

女性自立支援事業費補助金 : (実施主体) 都道府県
(補助率) 国5/10、都道府県5/11

令和6年度当初予算案 **7.8**億円 (4.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期基本計画に盛り込まれた**令和6年度末までのKPI達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
(都道府県による協議会の設置：令和4年4月1日現在 19都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるように、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。
(市町村による中核機関の整備：令和4年4月1日現在 935市町村 → 令和6年度末 **全市町村**)

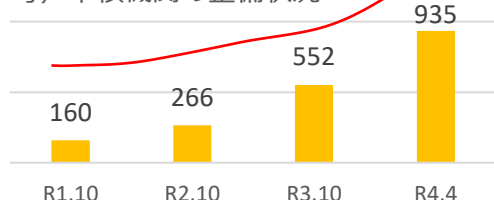
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関^(※)立ち上げ支援事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2
〈実績〉58市町村 (令和4年度)

(参考) 中核機関の整備状況



※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制

中核機関未設置
市町村

中核機関
整備

中核機関設置済
市町村

コーディネート
機能強化

体制整備支援や職員研修の実施、対応困難事案等への支援

都道府県

市町村支援
機能強化

(市町村支援機能強化の取組)

○ 中核機関コーディネート機能強化事業

〈実施主体〉市町村 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/取組
〈補助率〉1/2
〈実績〉264市町村 (令和4年度)
(コーディネート機能強化の取組)

- ① 調整体制の強化
- ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化 **新**
- ③ 広域連携の実施

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

〈実施主体〉都道府県 (委託可)
〈基準額〉1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組
(1都道府県あたり最大10,000千円)
〈補助率〉1/2 〈実績〉41都道府県 (令和4年度)

【必須】 ①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】 ①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等

市町村

都道府県

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和6年度当初予算案 0.8億円（1.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれた令和6年度末までのKPI達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用した効果的な支援の実施**を進める。

(都道府県による意思決定支援研修の実施：令和4年4月1日現在 16都道府県 → 令和6年度末 **全都道府県**)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ **都道府県等**において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ **市町村等**において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

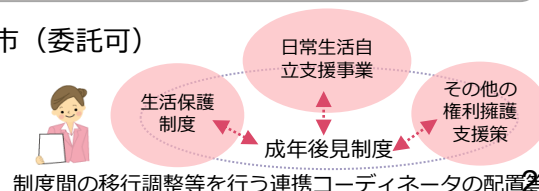
<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円
<補助率> 1/2 <実績> 70自治体（令和4年度）



○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

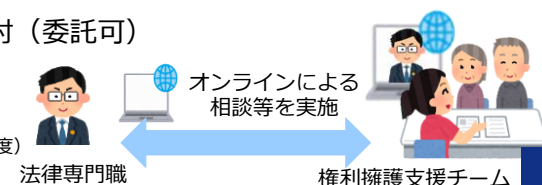
<実施主体> 都道府県、指定都市（委託可）
<基準額> 5,000千円
<補助率> 1/2
<実績> 10自治体（令和4年度）



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

<実施主体> 都道府県、市町村（委託可）
<基準額> 300千円
<補助率> 1/2
<実績> 34自治体（令和4年度）



令和6年度当初予算案 1.0億円 (98百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等を進める**。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る**。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

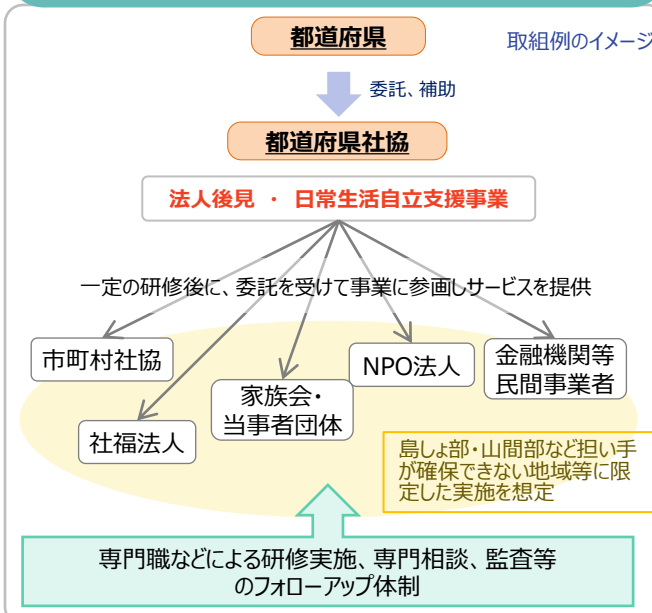
〈実績〉 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

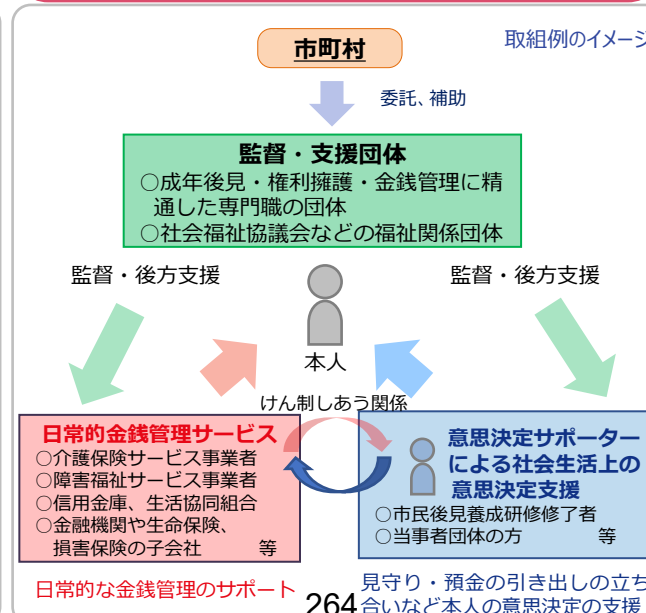
1

- [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- [2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組



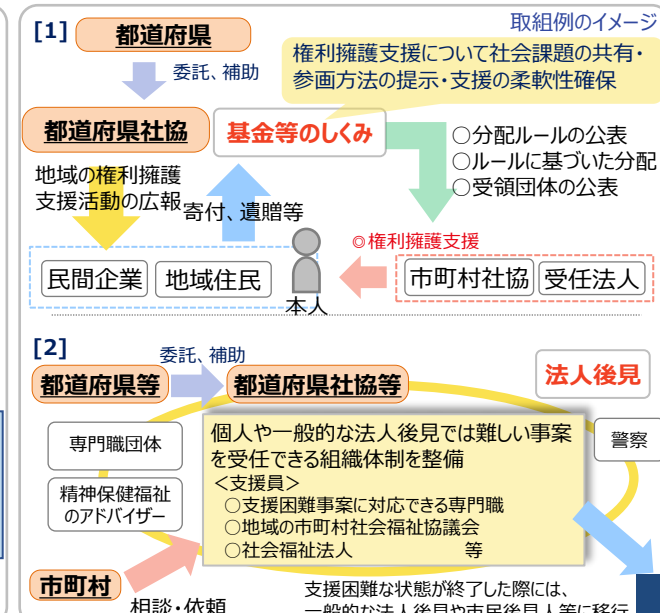
2

- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組



3

- [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
- [2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組



※ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」の取組例

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方等を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し**、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

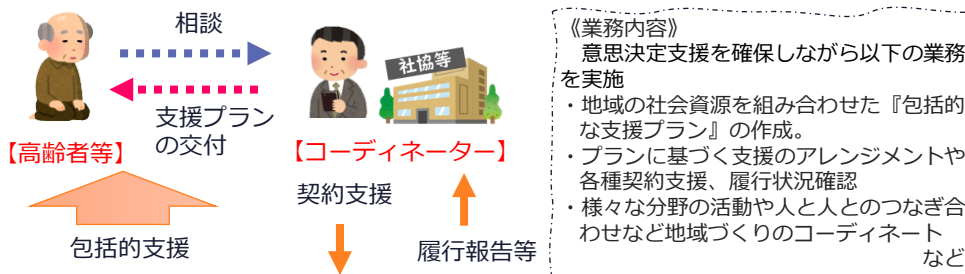
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円/取組

【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせ**た**包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**等を行う**コーディネーター**を配置した**相談・調整窓口**を整備。



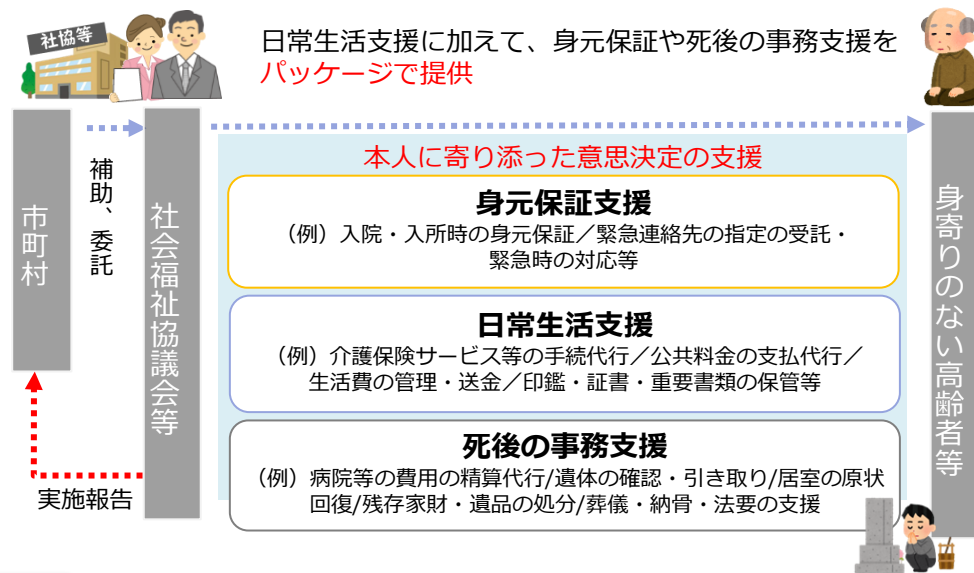
－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分

家賃債務保証・身元保証など

2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、身元保証や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（－） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 被保護世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職することは、被保護者の自立の助長の観点から重要である。
- 被保護世帯の子どもが高等学校等卒業後に就職する際に新生活の立ち上げ費用に対する支援を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。

2 支給要件等

- 支給対象：高等学校等を卒業後、就職により保護を必要としなくなったと認めた者
- 支給額：別居30万円、同居で世帯が保護廃止となった場合10万円

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定（進学準備給付金の支給対象の拡大）

※令和6年3月に高等学校等を卒業し、同年4月から就職する者に対して遡及して支給する方向で検討中

令和6年度当初予算案 保護費負担金の内数（保護費負担金の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労・増収等を通じた自立への意欲を喚起する取組を強化するため、就労自立した際のインセンティブとして、就労自立給付金の算定方法を就労期間に応じてメリハリをつける見直しを行う。

2 支給要件等

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円
- 再受給までの期間：原則3年間
- 算定方法：「最低給付額(※)」に「算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に応じた算定率を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする
※脱却までの積立期間が1月長くなる毎に一定額を逡減させる

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 負担率：3／4
- 施行時期：令和6年10月（予定）

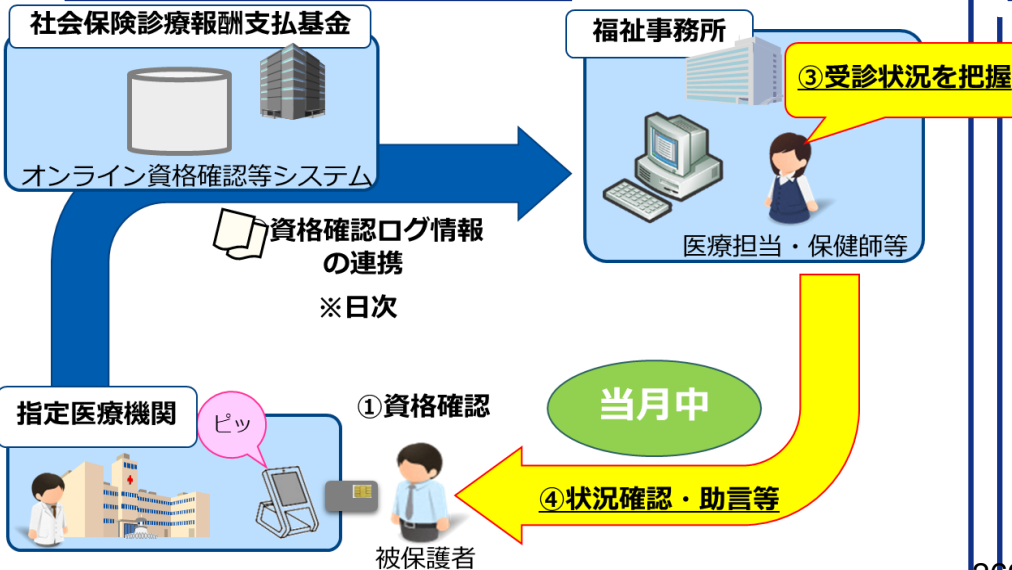
令和6年度当初予算案 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
- この点について、オンライン資格確認の導入後（令和5年度中導入予定）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
- 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体（10箇所程度）にてモデル的に実施する。

※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。当該「資格実績ログ」の具体的な活用方法の検討、運用成果や課題等を取りまとめ、事例集として福祉事務所向け手引きを作成するための調査研究事業（委託事業）を別途実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施
（医療扶助適正実施推進事業において実施）

【実施主体】 モデル事業実施自治体（10箇所程度）

【補助率】 10／10

- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

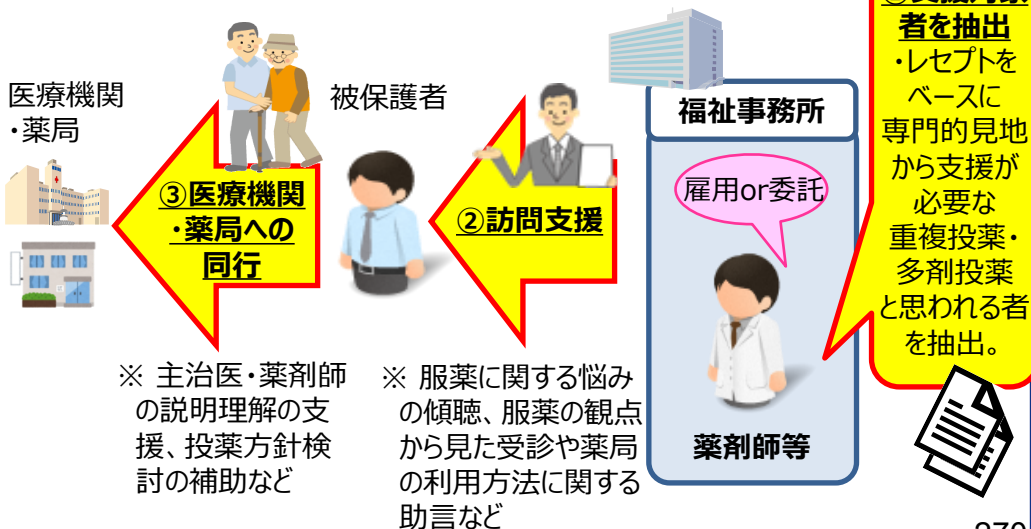
※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定まではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

令和6年度当初予算案 医療扶助適正実施推進事業 23億円の内数（23億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多剤投薬については、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させ、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、特に高齢者においてポリファーマシー（多剤服用でも特に害をなすもの）に着目した対策の必要性が指摘されている等の状況を踏まえ、令和5年度からレセプトから多剤投薬に着目した点検を行い、当該対象者に保健指導・生活支援や相談支援等の取組を実施している。
- 今般、令和6年度からの第4期医療費適正化基本方針として、複数種類の医薬品の投与の適正化に関する目標を設定することが考えられること、効果算定（医療費見込みの推計方法）としては9種類以上投与されている65歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて算定することが示されたところ。
- これを踏まえ、現行（15種類以上）より多くの対象者（9種類以上）への指導要否の検討に係る取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

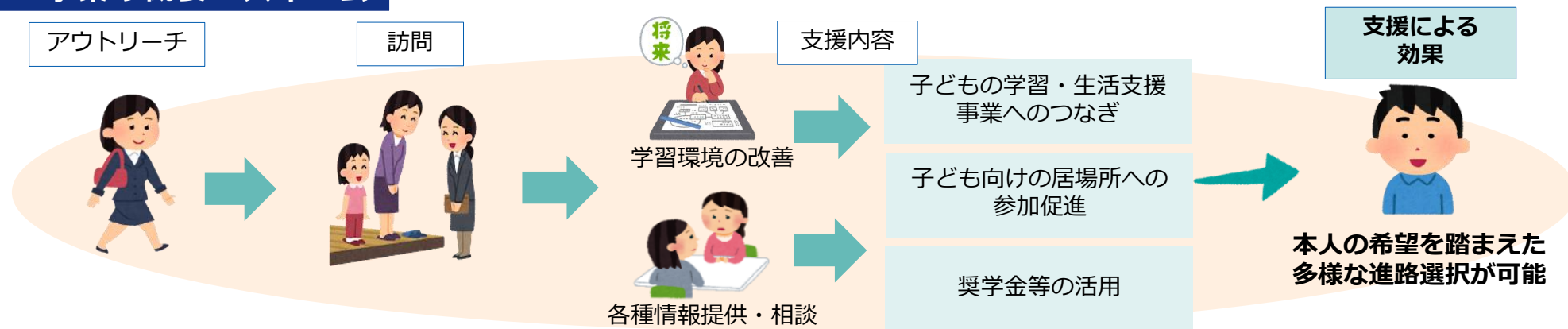
- 多剤投薬適正化指導の強化（医療扶助適正化事業）
【令和5年度から実施】
【実施主体】都道府県・市・区等
（福祉事務所設置自治体907自治体）
【補助率】3/4
・ 多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬が疑われる者を抽出
・ 薬剤師等医療関係者の配置又は業務委託により、専門的見地から多剤投薬となっている者に対する受診や薬局の利用方法等に関する指導を実施
- 【補助内容】多剤投与の対象者を9種類以上とする場合に指導を行う薬剤師等1名 → 3名分への追加配置に係る経費を補助
（※）9剤以上服薬している65歳以上の被保護者数は、15剤以上と比べて約3.5倍

令和6年度当初予算案 1.6億円（-） ※（-）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活保護受給中の子育て世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくいという課題がある。
また、福祉事務所のケースワーカーは、子どもの教育面での支援に際し、子どもの発達についての知識などが不足しているなどの課題もある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、生活保護世帯の子ども及びその保護者に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等により学習・生活環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行い、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体907自治体）
- 補助率：2／3

※通常国会への提出を検討している生活保護法の改正法案に盛り込む予定。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の 推進

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4.4億円 (3.3億円)

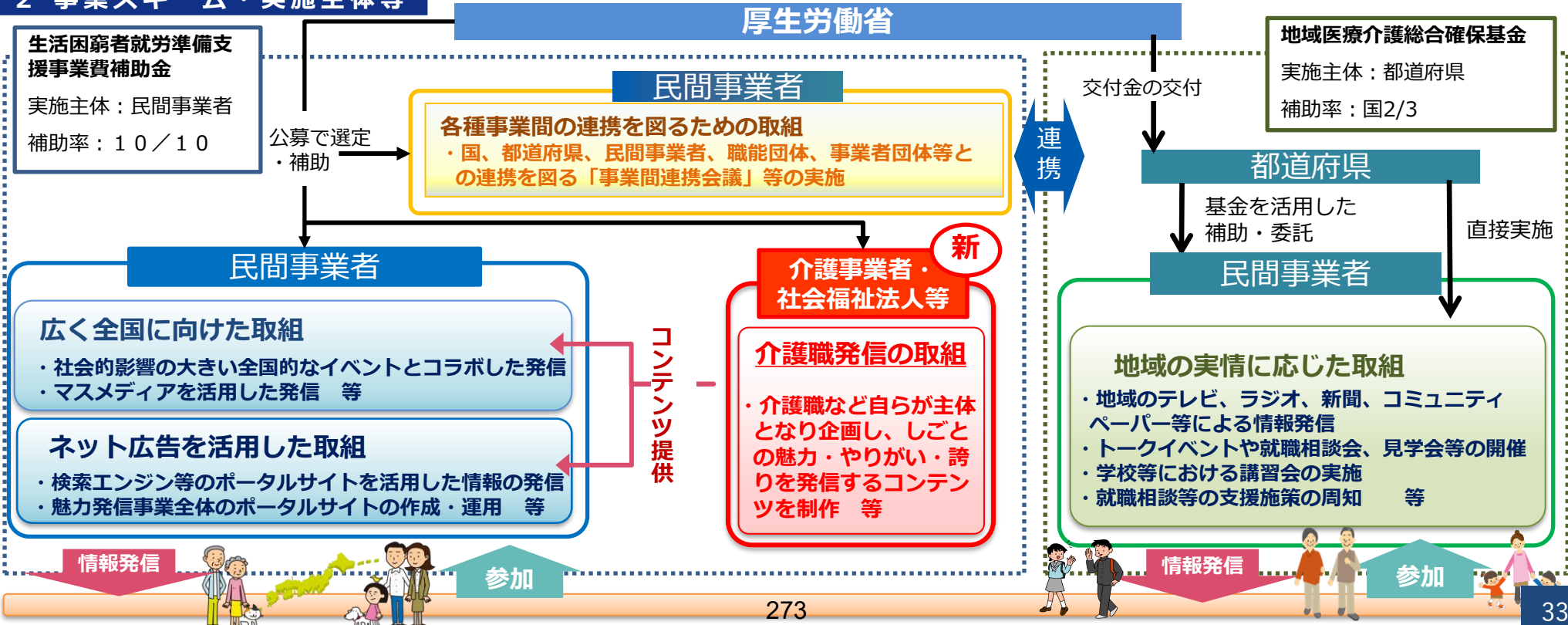
地域医療介護総合確保基金97億円の内数 (137億円の内数)

※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保にあたっては、人材の裾野の拡大を進めて多様な人材の参入促進を図ることが必要であることから、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、理解の促進を図るため、介護の仕事の魅力発信に関する取組を実施してきた。
- これまで国では、全国的なイベントやマスメディア、ネット広告など、発信力がある事業者による企画・発信を行ってきたが、最前線である現場の視点から、より具体的な魅力を発信するため、従来の取組に加え、**介護職など自らが主体となり、自らの声で介護の仕事の魅力・やりがい・誇りを発信するコンテンツの企画・制作等を行う事業を拡充**し、発信力のある事業者と連携して広く発信することで、**事業効果の最大化を図る**。
- また、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や、求職者に対する支援施策等の周知を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

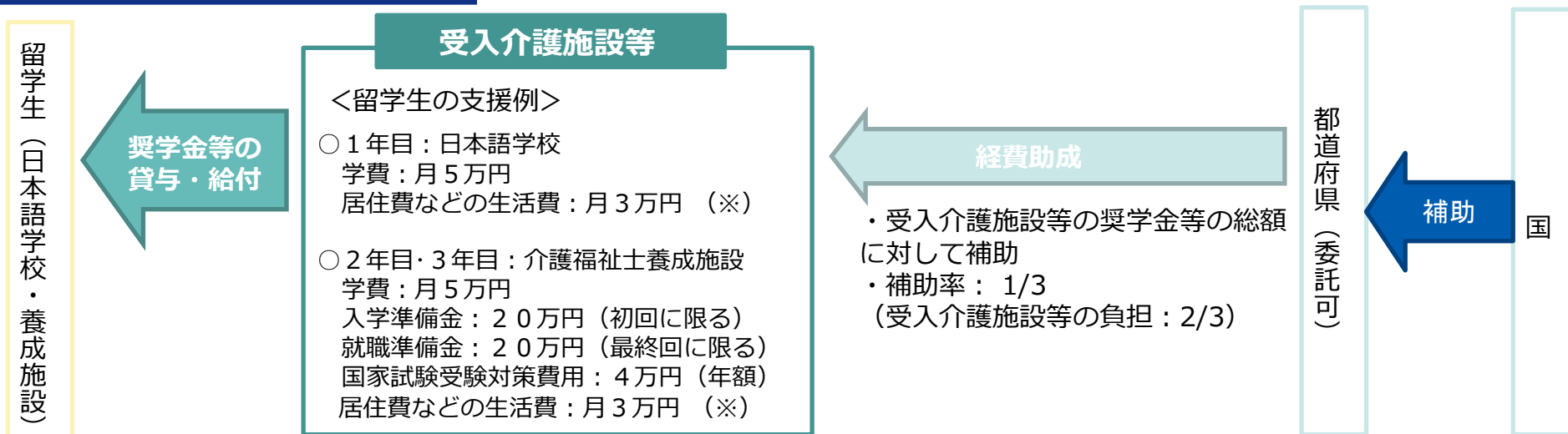


令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)97億円の内数(137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るため、留学生に対して、就労予定先の介護施設等(受入介護施設等)が介護福祉士養成施設等の奨学金等を給付する場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する取組を行っている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを支援することは必要。
- このため、居住費などの生活費について、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、補助基準額に加算できるようにする。

2 事業のスキーム・実施主体等



※ 居住費などの生活費について、受入介護施設が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り

- 1 月2万円まで加算。
- 2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

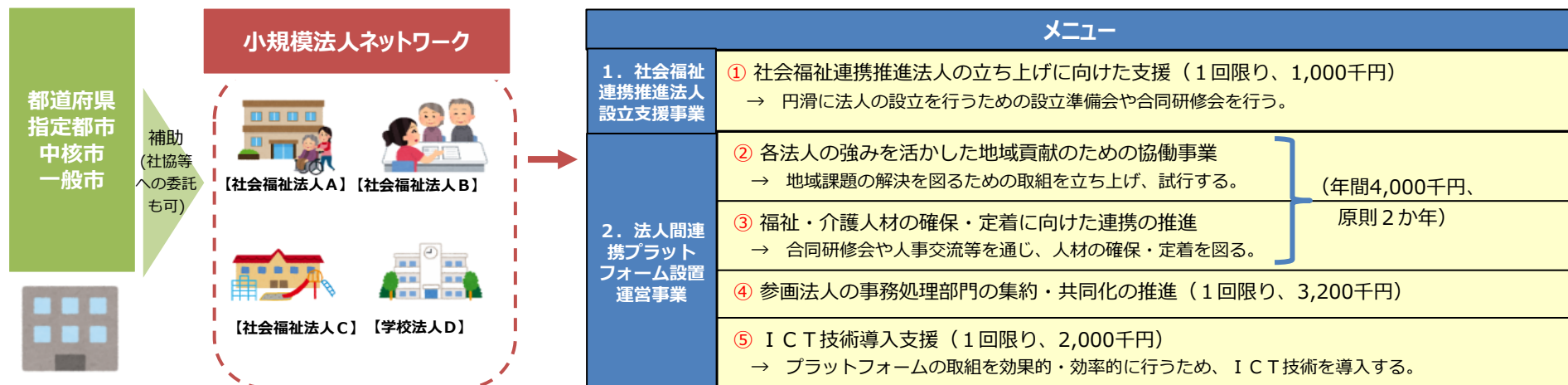
令和6年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
 - また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作り(※)も可能。
- (※) 事業メニュー「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」(R4~)も活用し、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)
- 補助率：定額補助



社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

令和6年度当初予算案 283億円（274億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に基づき、社会福祉法人が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業等に従事する職員が退職した場合の当該職員に対する退職手当金の支給を行うもの。

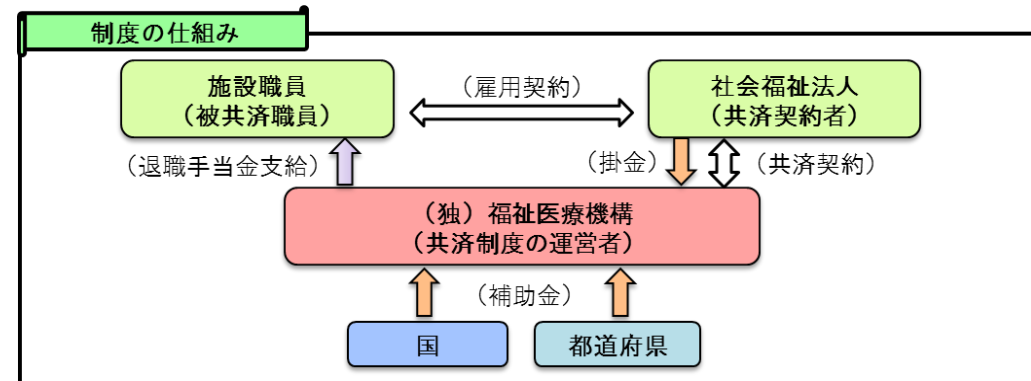
※ 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）（抄）

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるもの及び特定介護保険施設等職員であるもの（次に掲げるものに限る。（略））に係る退職手当金の支給に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額の3分の1以内を補助することができる。

2 事業の概要・スキーム

- 加入対象となる施設・事業
社会福祉法人が経営する
 - ① 社会福祉施設等（保育所等）
 - ② 特定介護保険施設等（特養、障害者支援施設等）
 - ③ 申出施設等（介護老人保健施設等）
- 財政方式：賦課方式



3 実施主体等

- 実施主体：独立行政法人福祉医療機構
- 参考：予算額の推移

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	27,441,594	26,454,481	26,371,517	27,377,590

IV 災害時における福祉支援

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

令和6年度当初予算案 1.5億円（1.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体 補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費（研修受講費） 15万円を上限（実費の範囲内）
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
・ 20万円を上限（実費の範囲内）
- (3) 教材費・住居費（通学費） 12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限

住まいの確保支援

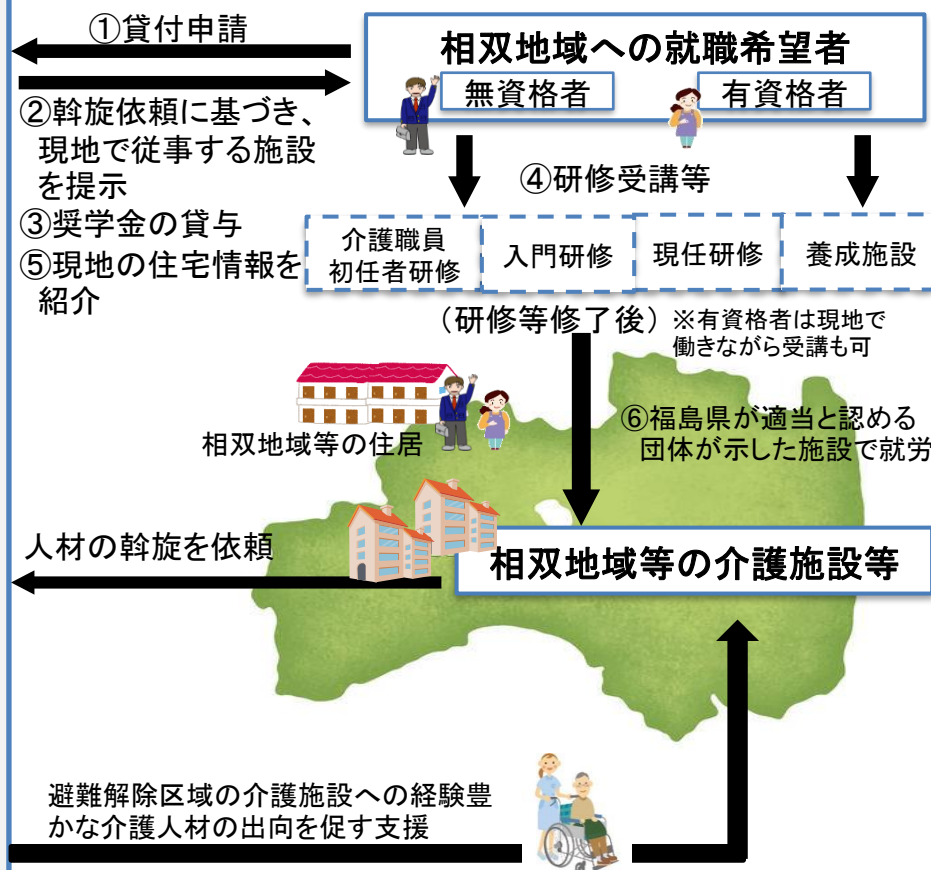
現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

278

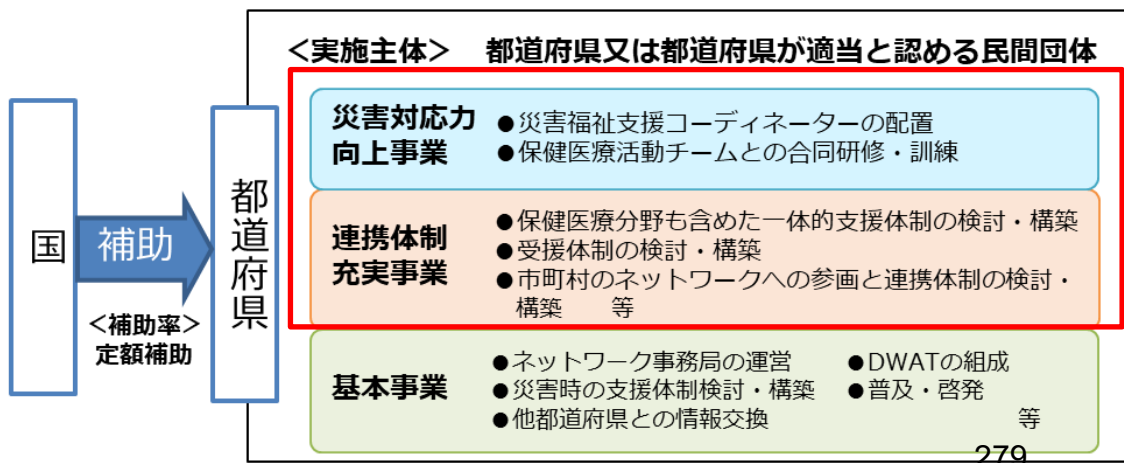


令和6年度当初予算案 2.0億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時において、要配慮者に対して機動的な福祉支援が実施できるよう、各都道府県では、平時から関係機関が連携して必要な支援体制を確保するための「**災害福祉支援ネットワーク**」の構築や、災害時に避難所等で避難生活をおくる要配慮者に対して支援を行う「**災害派遣福祉チーム(DWAT)**」の配置を進めている。
- 令和5年度末には、全ての都道府県においてDWATの配置等が行われる見込みであるが、これまで実際にDWATが稼働した都道府県は限られており、災害時にDWATの派遣調整を行う**コーディネーター役の育成や配置、関係者に対する研修や訓練を通じた対応力の向上**が必要となっている。
- また、近年、災害時での被災者支援においては、都道府県に「**保健医療福祉調整本部**」(※)を設置することが「**防災基本計画**」へ盛り込まれるなど、保健・医療・福祉の連携強化が求められており、**保健医療分野との一体的な支援体制の構築など、連携体制の充実・強化**を図る必要がある。
 - ※ 防災基本計画においては、令和3年度にDWATの整備が追加、令和5年度に「保健医療調整本部」を「保健医療福祉調整本部」と改正。
- このため令和6年度予算においては、「**保健医療との連携体制の強化(連携体制充実事業)**」や「**災害時において迅速に支援を実施する対応力の向上(災害対応力向上事業)**」を図る取組を各都道府県で実施できる体制を確保することで、各種取組を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



災害時の福祉支援体制の強化

【令和6年度改正案】

- ・ネットワークの立ち上げ等を行う「**体制強化事業**」を廃止するなど、事業内容を見直し
- ・各都道府県で「**災害対応力事業**」、「**連携体制充実事業**」を実施するための予算を計上

実施自治体数	令和5	令和4	令和3
連携体制充実事業	37	30	28
災害対応力向上事業	25	20	14

令和6年度当初予算案 17百万円 (16百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時の支援体制について、各都道府県においては「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、「災害派遣福祉チーム (DWAT)」の配置を進めているが、広域的な災害にも対応できるよう都道府県域を超えた連携体制の強化が必要となっている。
- そのため、令和4年度に、平時には広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時には、都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置したところ。
- さらに、近年では被災者支援において、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められており、各都道府県において、保健・医療と福祉をつなぐ中心的な役割を担うキーマン的な人材育成や配置等が急務となっている。
- こうしたことから、本事業の中で、**新たに保健医療福祉連携の中核的人材育成のための研修を実施**することにより、災害福祉支援ネットワークの強化を図る。

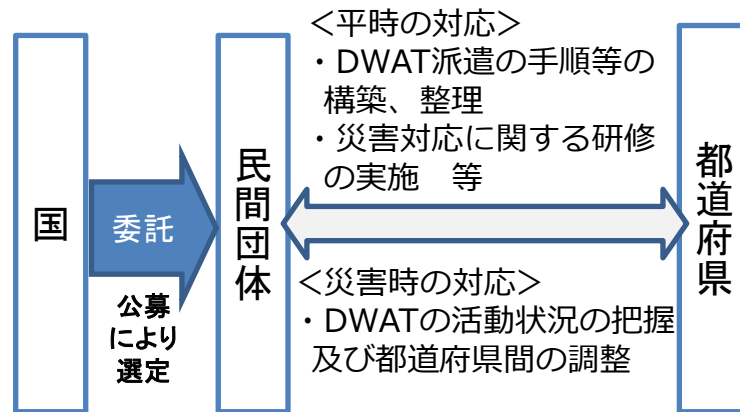
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<令和6年度拡充内容>

■ 各都道府県における保健医療福祉の連携体制の構築・強化に係る支援

- 1) 平時における都道府県の保健・医療・福祉の主管部局、防災部局や保健所等との連携体制の整備についての検討を行う
- 2) 災害時における都道府県等に設置される保健医療福祉調整本部と災害福祉支援ネットワークの連携・関わり方についての検討を行う
- 3) 上記1)及び2)の検討を踏まえた災害福祉支援ネットワーク事務局職員及びDWATチーム員向け研修の実施

実施主体：国（民間事業者へ委託）
補助率：定額



(参考)令和5年度補正予算

施策名:「幸齢社会」を見据えた住まい支援システム構築に関するモデル事業

① 施策の目的

「幸齢社会」づくりを見据え、身寄りのない高齢者の身元保証等の課題に対処する観点も踏まえ、独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備するための住まい支援システムの構築に向けた課題等を整理する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

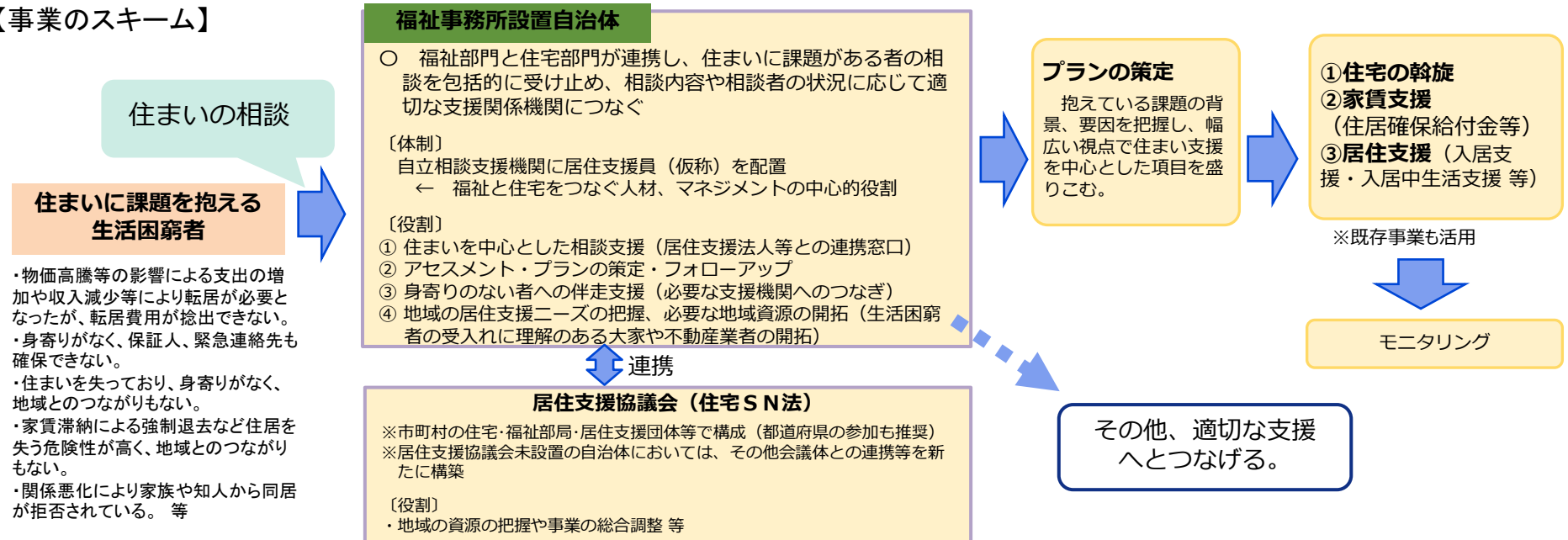
総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点も取り入れたマネジメントを行うモデル事業の実施に要する費用を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】: 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可

【補助率】: 国3/4、福祉事務所設置自治体1/4

【事業のスキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

独居の高齢者や生活困窮者等の住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応や一貫した支援を行える実施体制の整備を推進することにより、生活の基盤となる住まいが確保され、地域において自立した日常生活を継続することが期待できる。

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

① 施策の目的

物価高騰による生活困窮者の増加に伴う緊急的な対応が必要であること、また、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、物価高騰等による生活困窮者の増加への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

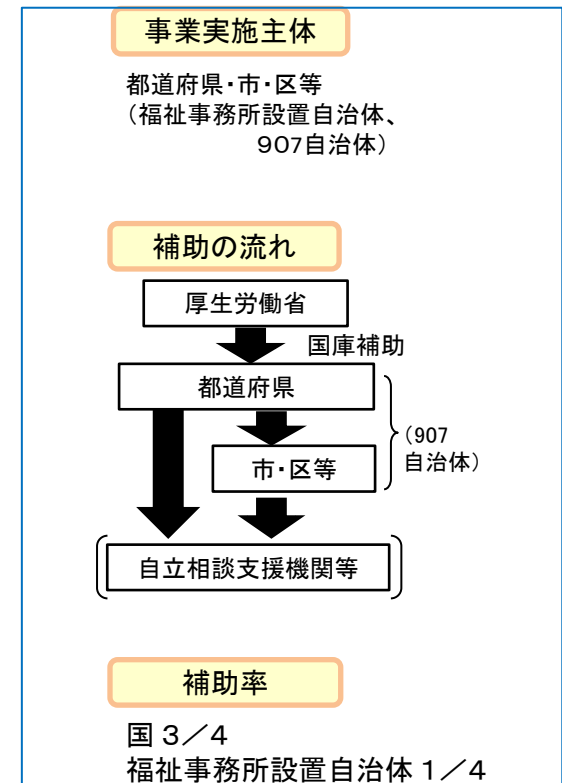
- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組への助成を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること)

(2) 助成対象事業

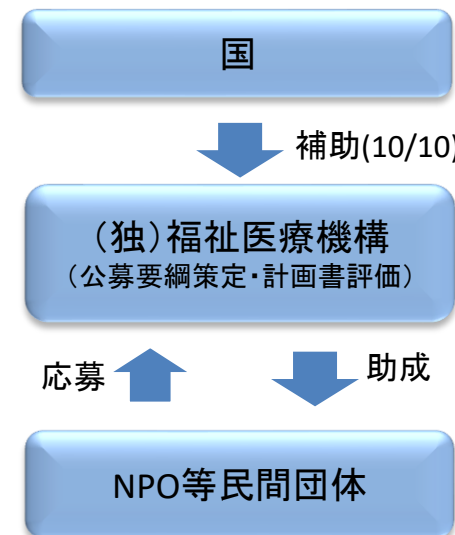
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

(3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、国が助成を行う。

(4) 助成額

- ① 全国的又は4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮する方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

施策名：都道府県研修企画チーム運営・中間支援組織立ち上げ支援加速化事業

① 施策の目的

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動が増加・高度化しており、支援員へのメンタルケアや支援スキルを向上する必要性が高まっている。そのため、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を加速化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

都道府県における研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げを支援(補助)

<具体的な取組内容>

- 研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ準備会の設置
- 中間支援組織等の立ち上げに向けた支援者同士を繋ぐネットワーク会議の企画・開催
- 中間支援組織等の運営に向けたノウハウや事例の収集・共有、支援員のメンタルケアに関する手法の検討
- 支援員の資質向上のための研修会の開催に向けた準備やモデル実施 等

国

補助(1/2)

➡

都道府県

委託可能

➡

民間事業者

広域的な支援者ネットワーク(例)

※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- 続・後方支援プロジェクト
- 生活困窮者自立支援事業情報連絡会議・検討会議(岐阜県)
- 一般社団法人 アルファLink
- 就業支援団体連絡会(阪神地域)
- 香川おもいやりネットワーク
- 福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット
- 大分県生活困窮者就労支援協議会
- 道南圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- 生活困窮者支援連携団体会議(宮城県)
- ふくしま生活困窮者支援ネット
- 千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク
- かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク
- NPO法人 しが生活支援者ネット
- 南国ネットワーク連絡会(高知県)

(凡例)
○：分野を特定しない支援者ネットワーク
○：自立相談支援機関のネットワーク
●：就労支援のネットワーク

会費制により活動している千葉県などの例はあるものの、多くはボランティアな活動による運営となっており、活動基盤が脆弱かつ継続的な活動が困難。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、複雑・困難な課題を抱える生活困窮者の経済的自立や社会生活自立が図られる。

① 施策の目的

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの居室の個室化や建物のバリアフリー化等の改修等に要する費用を補助する。

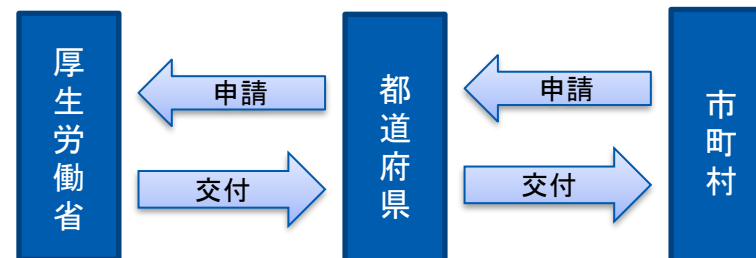
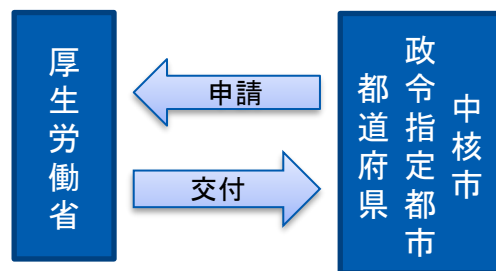
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】:都道府県、市町村

【負担割合】:国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※補助金の流れ

(実施主体(設置主体)が都道府県・政令指定都市・中核市の場合) (実施主体(設置主体)が一般市町村の場合)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活困窮者・ホームレス自立支援センターの居室の個室化等の改修等を支援することにより、生活困窮者やホームレスの福祉の向上を図ることができる。

施策名：地域における自殺防止対策の強化

① 施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

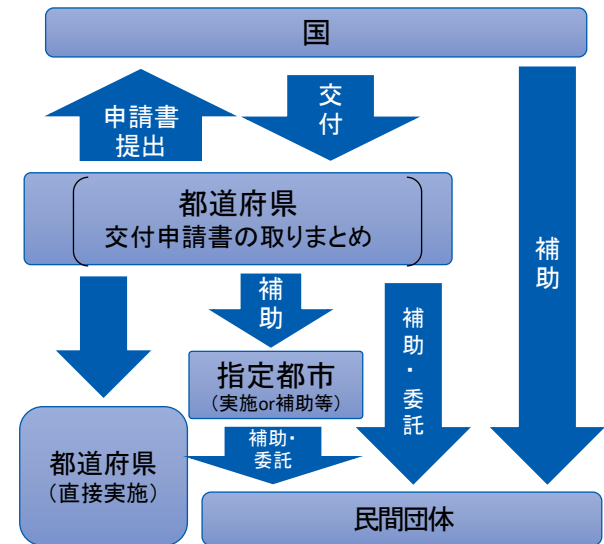
③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
 - ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体：都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率：国：1/2、10/10(都道府県・指定都市)
：10/10(民間団体)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

① 施策の目的

生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれがある)被保護者に対して、物価高騰も踏まえて、早期かつ適切に計画的な金銭管理を支援することにより、被保護者の生活の安定を図るための事業を試行する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

金銭管理能力に課題がある被保護者に対して、日常生活費の管理支援や金銭管理教育支援等を行うことで金銭管理への意識を促し、自立に向けた意欲や能力の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体 (委託可)

【補助率】 10 / 10

【支援対象者】

- ・アルコールやギャンブル依存などにより、生活費を管理できずに生活に支障が生じる(おそれのある)者
- ・公共料金や家賃などの滞納(を招くおそれ)がある者 等

【支援のイメージ】

- ・日常生活費の管理支援 (例: 本人同意の下による預金通帳等の貴重品預かり、公共料金や家賃等の支払い支援(援助)、生活費の払出や預入の助言)
- ・日常生活を安定させるための支援 (例: 依存症支援機関の情報提供及び利用支援、突然の支出に備えるための貯蓄支援)
- ・自分で管理を行っていくための手続き支援 (例: 銀行口座開設のための身分証明証の取得、銀行振替などの手続き支援)
- ・金銭管理教育支援 (例: お金の使い方や、物やサービスの値段に関心を持ってもらうための金銭管理教育)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

金銭管理能力に課題がある被保護者に支援を行うことで、生活費が計画的に使われることとなり、被保護者の生活の安定につながる。

① 施策の目的

複雑な課題を抱える被保護者を対象として、外部の関係機関と連携した支援体制を構築したうえで、自立に向けた早期の支援を実施することにより、本人の状況を踏まえた自立の推進を図るためのモデル事業を実施。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関と円滑に連携し、支援に取り組むことで、自立の推進を図ることができるよう、他機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を試行する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体

【補助率】 10 / 10

【対象経費】

被保護者への支援・援助方針について、他機関と情報共有及び支援の役割分担等を行うための会議運営費



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

他機関と連携した支援が行われることにより支援の質が高まり、被保護者の自立の推進が図られる。

施策名：医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関・薬局への補助

① 施策の目的

令和5年度中からの導入を目指す医療扶助のオンライン資格確認について、医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となるため、当該費用について国庫補助を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて、医療機関が着実にシステム改修等を進めることができるよう、医療機関等への補助を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【実施主体】 医療機関等（社会保険診療報酬支払基金を通じた補助）

【補助率】 病院，大型チェーン薬局（※）：1/2，診療所・薬局（大型チェーン薬局を除く）：3/4

（※）グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局

- 医療機関・薬局におけるレセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して、以下の上限額で補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
費用の 補助内容	28.3万円を上限に補助 ※事業額の56.6万円を上限に、 その1/2を補助	3.6万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、 その1/2を補助	5.4万円を上限に補助 ※事業額の7.3万円を上限に、 その3/4を補助

- 医療機関等への補助金の交付事務について、社会保険診療報酬支払基金へ補助を行う。



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関において、診察時に本人同意のもとで健診情報等を閲覧することが可能となることにより、適正な医療サービスを提供することが可能となる。

① 施策の目的

令和6年度の就労自立給付金の見直しに向けて、地方自治体の生活保護基幹システム等のシステム改修が必要となるため、当該費用について補助する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

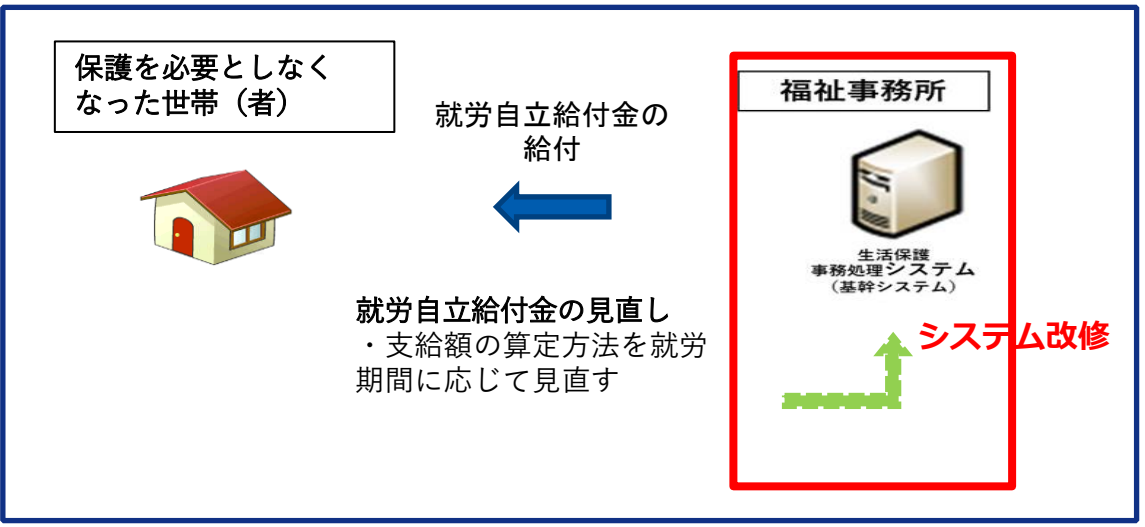
③ 施策の概要

就労自立給付金については、被保護者の就労収入の増加による保護からの早期自立のインセンティブとして、令和6年度に支給額の算定方法を就労期間に応じて見直すこととしており、令和6年度から円滑に運用できるよう、令和5年度中に地方自治体の生活保護基幹システム等を改修する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助率】 1/2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

地方自治体の生活保護基幹システム(事務処理システム)の改修経費について補助を行い、制度の安定的かつ効率的な運用を図る。

① 施策の目的

② 対策の柱との関係

「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)により、生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化に取り組むこととされたことを踏まえ、令和6年以降の制度見直しなど基幹システムの標準仕様の改訂に向けた調査研究を行い、更なる業務負担の軽減を図る方策を検討する。

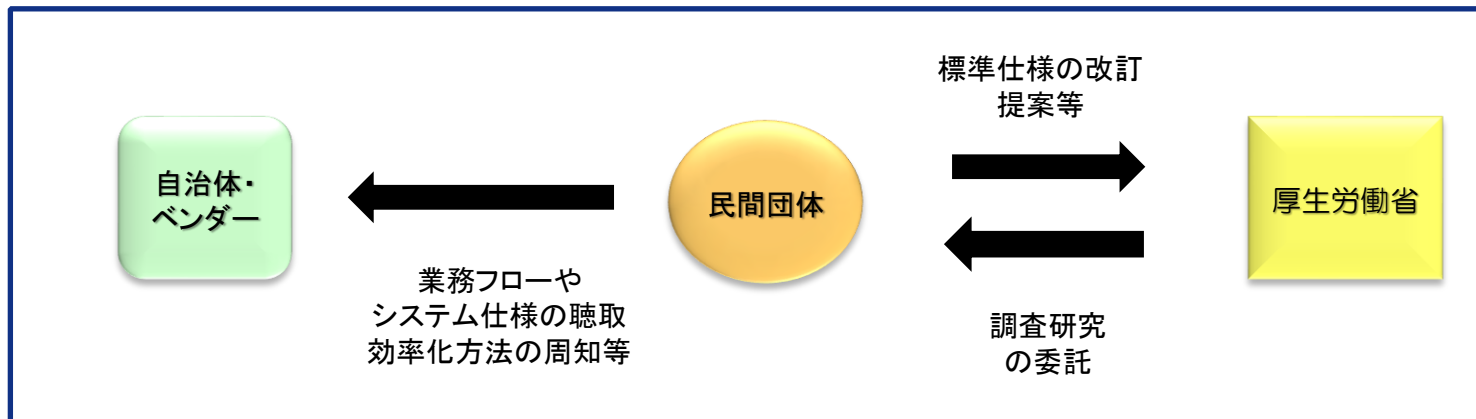
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

令和6年以降の実施が予定される制度見直し等について、自治体の基幹システムに反映させる必要があることから、円滑なシステム反映のために、令和5年度中にシステムの標準仕様に関わる内容の検討を行う必要が生じるため、調査研究を行い標準仕様書改訂を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 国(委託事業) (10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活保護業務プロセス及び基幹事務システムの標準化について、調査研究を行い更なる業務負担軽減を図る方策を検討し、業務効率化の推進を図る。

① 施策の目的

- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」及び「社会保障生計調査」は、生活保護制度や生活保護基準の検討に向けた基礎資料を得ることを目的として、生活保護受給世帯等を対象に実施しているが、現状の回答方法は、紙媒体に記入する方法に限られている。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)では、政府としてオンライン調査を推進するよう示されていることから、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)を利用して電子調査票を搭載し、オンラインによる回答を可能とする。

② 対策の柱との関係

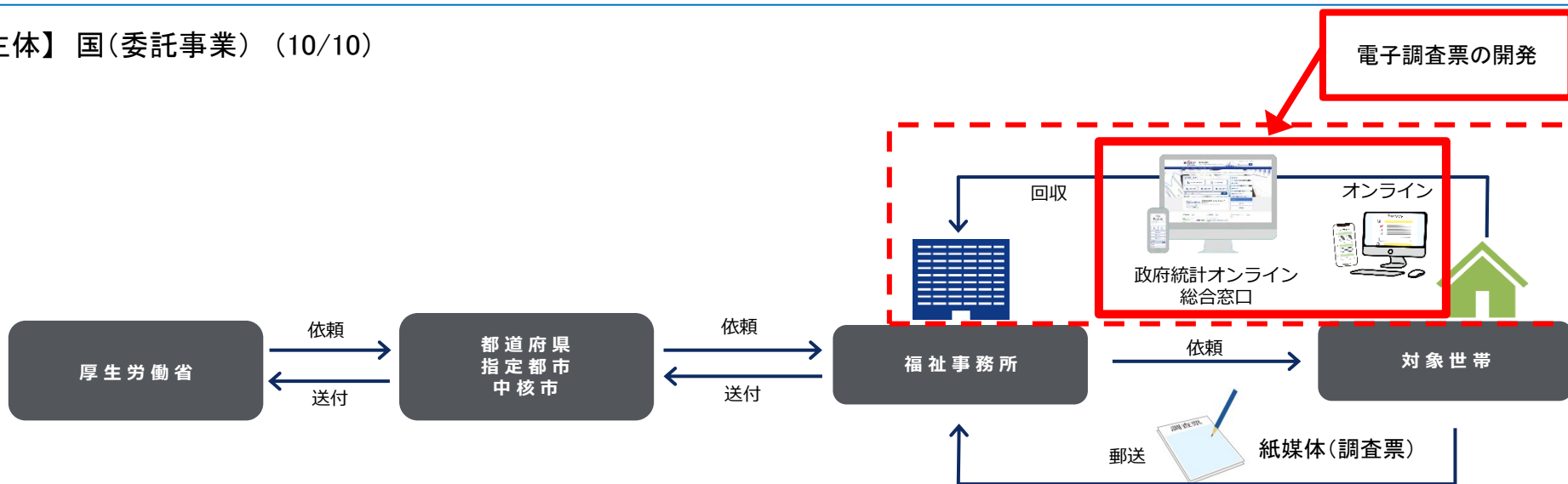
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- 両調査について、調査対象者がオンラインでも回答でき、自治体がオンライン上で回答を回収できるよう、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)に搭載するための電子調査票の開発を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 国(委託事業) (10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 両調査について、政府統計オンライン総合窓口(オンライン調査システム)に電子調査票を搭載することにより、オンラインによる回答も可能とすることで、調査対象者の回答の利便性を図るとともに、両調査の更なる回収率向上を図る。

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

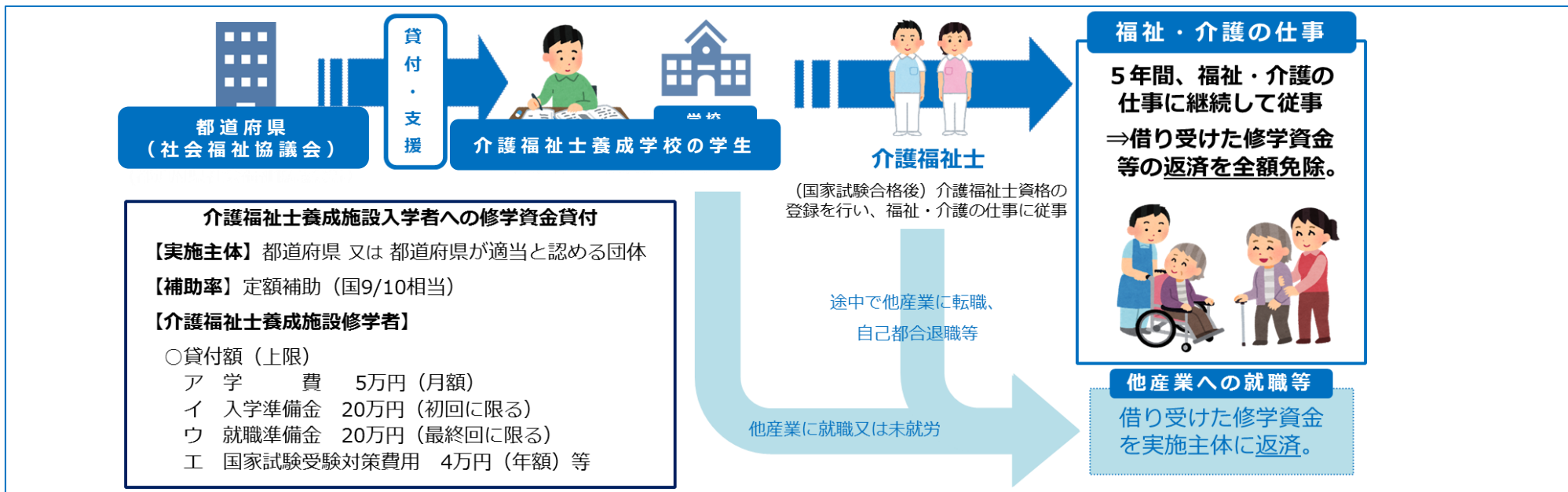
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名:介護の入門的研修から入職までの一体的支援モデル事業

① 施策の目的

介護分野への参入促進のため、未経験者を対象として行っている介護に関する入門的研修に加え、職場体験、マッチング等を一体的に行うモデル事業を実施することにより、実際の入職にまでつなげ、介護人材のすそ野を広げる。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

【事業内容】

地方自治体が、以下の事業を地域の実情に応じてモデル的に実施し、その経過・成果を横展開する。

1. 一体的支援のスキーム検討・実施

<一体的支援イメージ(一例)>

- ・ 入職まで見据えた入門的研修のターゲット選定・広報戦略や関係事業者の開拓等
- ・ 入門的研修の実施
- ・ 職場体験(業界団体、関係事業者と連携し、研修受講から職場体験までのスムーズなつなぎ)
- ・ 職場体験後のフォロー(マッチングまでのスムーズなつなぎ)
- ・ マッチング(職場体験を踏まえた求人事業者との丁寧なマッチング)
- ・ 入職
- ・ 入職後のフォロー体制の構築

2. 検討・実施体制の構築

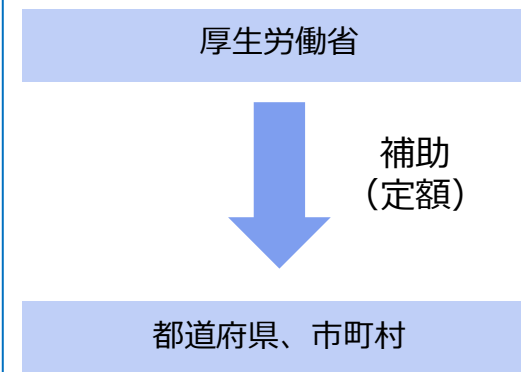
都道府県、市町村、業界団体、研修事業者などが連携して、モデル事業の実施・評価等を検討する体制を構築。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業実施主体】

都道府県、市町村

【資金の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業によるモデル構築、横展開によって、介護未経験者の入職につながりやすい手法が普及され、介護人材のすそ野の拡大、介護人材確保の推進が図られる。

施策名: 地域における介護人材確保促進のための伴走支援事業

① 施策の目的

地域での介護人材確保に課題を有する自治体に対し、有識者等による伴走支援を地域の実情に応じて行い、人材確保を進めるとともに、その検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて横展開を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

1. 伴走支援プログラムの実施

有識者等による伴走支援体制を構築し、地域の実情に応じ、必要な支援を行う。

<伴走支援イメージ（一例）>

- ① 地域課題把握の支援
- ② 市町村（圏域）毎の詳細な介護人材推計・分析の支援
- ③ 現行施策整理・今後の検討にあたっての助言
- ④ 検討した施策への助言
- ⑤ 施策実行後のフォロー、次期計画を見据えた助言

等

2. 研修の実施等を通じた好事例の横展開

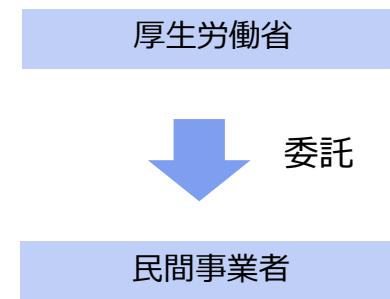
各地方自治体における検討・実施過程をとりまとめ、研修等を通じて周知し、全国への横展開を目指す。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業実施主体】

国（民間事業者に委託）

【資金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

地域の実情に応じた支援によって、効果的な介護人材確保策の検討・実施されることで、介護人材確保の推進が図られる。

施策名：外国人介護人材受入・定着支援事業（民間団体等への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。
- また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【事業内容】

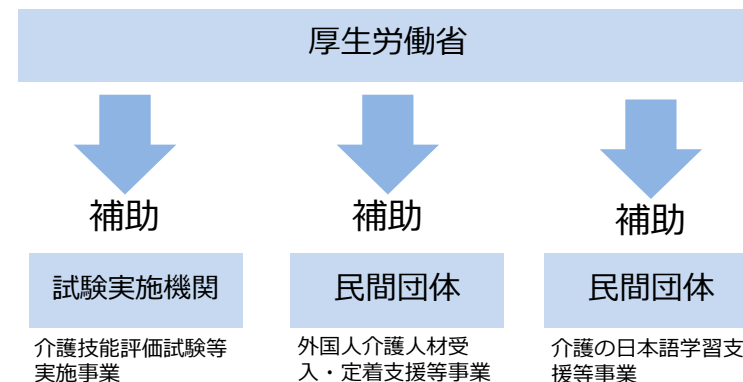
以下の事業を実施し、外国人介護人材の受入環境を整備する。

- 介護技能評価試験等の拡充等（介護技能評価試験等実施事業）
 - ・ ミャンマーなど特定技能の受験者が急増している地域について、試験会場の増設・試験定員数を増加させる。（外国人介護人材受入・定着支援等事業）
 - ・ 海外現地で実施する説明会を拡充し、特定技能の受験を希望する外国人介護人材の掘り起こしを行う。
 - ・ 日本の介護現場の魅力をPRする海外向けの情報発信サイトの発信強化を行う。
- 外国人介護人材の日本語学習支援の拡充（介護の日本語学習支援等事業）
 - ・ 外国人介護人材が自律的に日本語学習に取り組むためのWEBコンテンツの更なる拡充を行う。
 - ・ 国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義（座学・録画放映）及び演習（模試・グループワーク）等を行う。

【事業実施主体】

試験実施機関・民間団体

【補助の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよ297 その受入環境の整備を推進する。

施策名：外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。

(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

- 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
 - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
 - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費（海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助率】 (1)の事業：国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業：国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名：社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

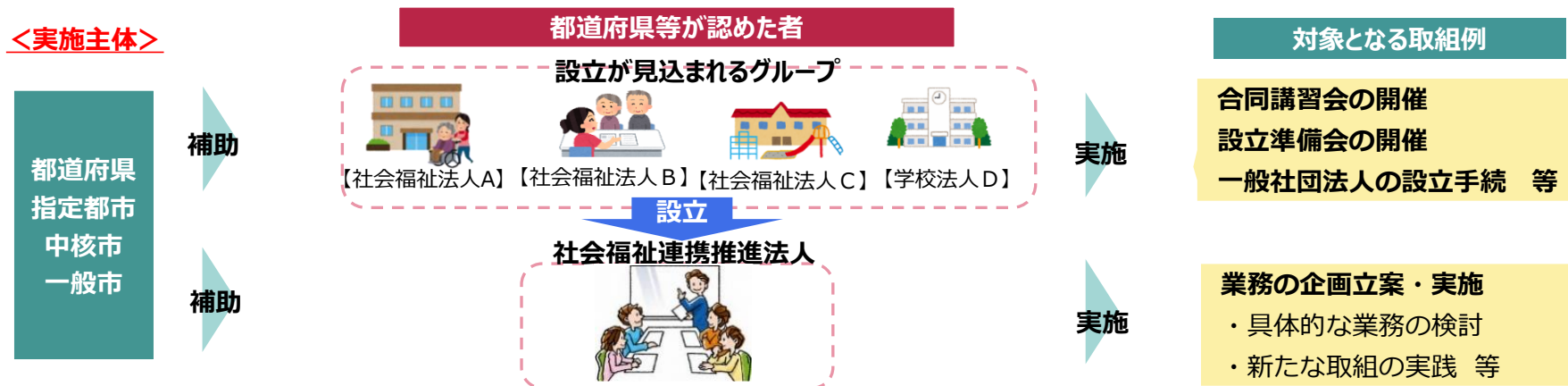
③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。

(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。

施策名:防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(社会福祉施設等)

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
				○

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

③ 施策の概要

社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

	障害者支援施設等	高齢者施設等	隣保館
実施主体	都道府県 政令指定都市 中核市	都道府県 市区町村	市町村
補助率	国1/2、都道府県・政令指定都市・中核市1/4、設置者1/4	定額 国1/2、都道府県・市町村1/4、事業者1/4	国1/2、政令指定都市・中核市1/2 又は 国1/2、府県1/4、市町村1/4
補助対象となる改修	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②非常用自家発電設備整備 ③ブロック塀等改修整備 ④水害対策強化	①耐震化整備 ②ブロック塀等改修整備

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。